

令和6年9月13日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園 御中

学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書

(公表版)

第三者委員会

委 員	前田 俊房	(弁護士 前田俊房法律事務所)
委 員	中村 あゆ美	(弁護士 関東法律事務所)
委 員	遠藤 泰裕	(弁護士 永沢総合法律事務所)
補 助 者	前田 俊斎	(弁護士 前田俊房法律事務所)
補 助 者	小暮 駿生	(弁護士 前田俊房法律事務所)

本報告書(公表版)は、令和6年5月31日付第三者委員会設置要領に基づき設置された第三者委員会が令和6年9月13日本法人に提出した第三者委員会調査報告書の公表版である。



## 目 次

第1章	本第三者委員会設置とその経緯 .....	1
第1	本第三者委員会の設置 .....	1
第2	本第三者委員会設置の経緯 .....	2
第3	調査対象期間 .....	3
第4	調査期間 .....	4
第5	調査方法 .....	4
第6	調査資料 .....	4
第2章	当事者等 .....	4
第1	学校法人茶屋四郎次郎記念学園 .....	4
第2	東京福祉大学 .....	11
第3	学校法人サンシャイン学園 .....	15
第4	学校法人たちばな学園 .....	18
第3章	本法人の設立から平成20年公表まで .....	22
第1	平成20年公表までの財務状況 .....	22
第2	理事（理事長）、学長 .....	22
第3	平成20年度の学生募集に関わる問題 .....	22
第4	中島氏の強制わいせつ等刑事事件 .....	23
第5	本法人・本大学の運営・教学における中島氏の地位 .....	23
第6	検証・評価 .....	24
第4章	平成20年公表 .....	24
第1	公表の目的 .....	24
第2	中島氏との関係について .....	25
第3	平成20年公表の示した改善策の概要 .....	25
第4	検証・評価 .....	26
第5章	平成20年公表から中島氏の仮釈放まで .....	27
第1	本法人 .....	27
第2	平成20年公表における改善策の実行性 .....	27
第6章	中島氏の仮釈放から本法人理事長復帰まで .....	34
第1	法人の管理運営に関して問題となった事案 .....	34
第2	これらの事案が発生した原因 .....	54
第7章	中島氏の本法人理事長・学長復帰から本第三者委員会設置まで .....	58
第1	中島氏の理事長・学長復帰 .....	58
第2	中島氏復帰の正当性 .....	66
第3	特別指導料問題 .....	71

第 4	消えた留学生問題 .....	73
第 5	中島氏復帰後の経常費補助金不交付 .....	73
第 6	中島氏の辞任 .....	74
第 7	中島氏辞任後の本法人の管理運営体制.....	80
第 8	小括 .....	84
第 8 章	理事・監事に対する質問状による調査と分析 .....	85
第 1	理事・監事質問状による調査.....	85
第 2	調査対象者 .....	85
第 3	質問状への回答 .....	85
第 4	検証・評価 .....	89
第 9 章	教職員に対するアンケート調査と分析.....	90
第 1	教職員アンケートの目的・対象 .....	90
第 2	アンケート結果についての分析 .....	90
第 3	結論 .....	95
第 10 章	中島氏復帰の法的制約及びその合理性.....	96
第 1	中島氏の理事長・理事・監事等就任の法的制約 .....	96
第 2	平成 20 年公表に反して中島氏が本法人等に復帰する合理性 .....	98
第 3	結論 .....	100
第 11 章	提言 .....	101
第 1	平成 20 年公表等の本大学ホームページへの継続掲載 .....	101
第 2	教学分離の徹底 .....	101
第 3	理事会の改革 .....	102
第 4	評議員会 .....	104
第 5	教職員の健全育成 .....	105
第 6	監査機能の強化 .....	106
第 7	中島氏が関係する法人との取引の整理.....	108
第 8	名古屋キャンパスにおけるたちばな学園との兼任関係の解消 .....	108
第 9	就業規則における「創立者」に関する規定.....	108
第 10	ガバナンス・コードの検討 .....	109
第 11	校歌 .....	109
第 12	理事長・学長室の改装 .....	109
第 13	総括 .....	110

## 用語(もしくは略語)

本法人	学校法人茶屋四郎次郎記念学園 平成 11 年 12 月 文部科学省の認可を経て設立された。 設立代表者は中島恒雄氏である。設立当初の名称は学校法人東京福祉大学であり、平成 18 年 12 月 11 日理事会決議により現在の名称に変更された(平成 19 年 6 月 25 日変更登記)。
本大学	東京福祉大学(平成 12 年 4 月 開校) 本法人が設置した私立大学。本報告書においては「東京福祉大学」「本学」とも表現している。
本法人等	学校法人茶屋四郎次郎記念学園と東京福祉大学を合わせての表示。
教職員	教員、事務職員の総称。

## 令和〇年〇月〇日付東福大事発第〇〇〇号文書

本法人・本大学の文書取扱規則では、文書を起案した事務局の課ごとに文書記号を定めている。本法人事務局については、法人課が起案した文書は「東福大事発第　　号」、法務室が起案した文書は「東福大法発第　　号」なっている。本大学事務局については、「東福大」の後に付された「総」は総務課、「財」は財務課、「入」は入学課、「教」は教務課、「支」は総務課キャリア支援室、「図」は総務課図書館、「通」は通信教育課となっている。例えば、令和 6 年 1 月 19 日付東福大事発第 2682 号文書は、同日付で法人事務局法人事務課が 2682 番目に起案した文書となる。

## 令和 6 年 1 月 19 日付東福大事発第 2682 号

同文書は、本法人の管理運営体制の見直しと大学院特別指導料徴収について、文科省に提出した弁明の文書である。その中で、本第三者委員会設置の発端となった検証チームの組成検討について触れている。本法人が、平成 20 年公表に反して、令和 2 年 11 月、中島氏を本法人・本大学の理事長・学長に就任させ、同 4 年 9 月、理事会において平成 20 年公表を否決する旨の決

議をし、さらに令和 5 年 8 月には前記理事会決議を撤回して平成 20 年公表を遵守する旨の決議をするという二転三転の事態は一貫性がなく、本法人の信用を失ったとして、その原因を調査・検証すると表明した。また、この文書では、大学院博士課程の特別指導料徴収についても触れられている。

文科省 文部科学省

第三者委員会 令和 6 年 5 月 31 日理事会決議により設置された本第三者委員会。本報告書では「本第三者委員会」とも表現している。

強制わいせつ等刑事事件 元理事長、本学学長であった中島恒雄氏に係る刑事事件。本報告書では、中島恒雄氏を中島氏とも表示する。

合同調査委員会 中島恒雄氏の強制わいせつ等刑事事件に関して、平成 20 年 1 月 24 日、本法人、学校法人サンシャイン学園が合同で立ちあげた調査委員会。合同調査委員会は、「今回の事件(強制わいせつ等刑事事件のこと)に係る「大学・専門学校の教学面における運営体制、セクハラ委員会活動の調査」、及び「今回の事件以外のセクハラ調査」を行うこととした。

合同委員会調査報告書 平成 20 年 5 月 29 日付「前理事長・学長の事件に係る本学校法人の調査結果について」と題する合同調査委員会の調査報告である。本報告書では、両法人及びその運営する大学、専門学校とともに情報管理、対応の一元化等の危機管理体制が十分に整備されていなかったこと、セクハラ対策委員会が正常に運営されていなかったこと等が指摘されたが、中島氏の強制わいせつ等刑事事件に対する危機管理を中心としたもので、必ずしも、本法人の本質的な問題点に触れたとは言えない内容であった。

平成 20 年 5 月 29 日付「本学校法人の今後の運営管理体制について」  
合同調査委員会の調査結果及びその提言を受け、検討した結果を報告書としたもの。中島氏については「教育の現場という最も清廉でなくてはならない場所において恥すべき行為に及んだ前理事長は、教育機関の長として不適格者と言わざるを得

ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人としては法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等による復帰を認めることはありえない。」とした。また、理事長・学長の全ての権限が一人の人間に集中していたこと、本法人の理事会が形式的となり十分に機能していなかったこと等を反省し、理事長を中心とする学校法人の執行体制と学長を中心とする教学組織とを明確に区分、本大学と専門学校の運営組織についても教職員の兼任状況も明確に区分する等方針を示した。

#### セクハラ セクシャルハラスメントの略

平成 20 年公表 平成 20 年 6 月 27 日付で「前理事長・学長の事件に係る本法人の調査結果(概要)及び本法人の今後の管理運営について」を本法人・本大学のホームページ(以下、単に「HP」と表記)において掲載し、本法人・本大学の在り方・改善諸策について内外に示したものである。この HP に掲載されたこの報告書は、平成 20 年 5 月 29 日付「本学校法人の今後の運営管理体制について」の公表版である。

なお、この公表版では、中島氏について「今回の事件は、学校法人の理事長、学長として不適格と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等として復帰することを認めない。」とし、平成 20 年 5 月 29 日付「本学校法人の今後の運営管理体制について」が「教育の現場という最も清廉でなくてはならない場所において恥ずべき行為に及んだ前理事長は、教育機関の長として不適格者と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人としては法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等による復帰を認めることはありえない。」との強い表現は削除されている。しかし、その後は掲載が中止されるなどの事態が生じた。

平成 20 年 7 月 30 日付報告書 平成 20 年 7 月本学内に設置された「東京福祉大学大学・専門学校の学生募集に関する調査委員会」の報告書である。本報告書は、学校法人サンシャイン学園専門学校生募集に関する問題を取り上げつつ、その要因として、本法人・

本大学等の運営が「元総長」に権限集中していたこと等を指摘し、緊急に改善実行すべき諸改善策を提言した。

#### 教学分離

平成 20 年公表では、理事長を中心とする学校法人の執行体制と、学長を中心とする教学組織とを明確に区分する旨を表明した。本法人の執行体制と本大学の運営を、いわゆる「総長」制（理事長、学長を兼任）とせず、本大学の運営には理事長とは別の学長を任命し、教育研究評議会を大学の運営における重要な意思決定機関とする構想が示された。

#### サンシャイン専門学校学生募集トラブル

平成 19 年 3 月から同 20 年 1 月までの間に作成・配布された本件専門学校のガイドブック・募集要項の体裁・内容が、入学希望者をして、専門学校に入学するのではなく大学の昼間部ないし夜間部に入学するものであるかのような誤解を生じさせ、入学者からも「自分は専門学校に入学したのではない」等の苦情がなされた事態が発生した。本法人は、この事態の背景・原因を調査するため、調査委員会が設置され、平成 20 年 7 月 30 日付報告書が作成された。

#### 大学機関別認証評価

この認証評価制度は、学校教育法に基づいて、国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるもので、大学等の教育研究の質の担保を図るために、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入された。評価結果の公表をもって大学等が社会的評価を受けること、また、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることを目的としている（文科省 HP より）。

経常費補助金　私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）及び同法施行令並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び同施行令に定めるところにより交付される補助金。私立大学の教育条件の維持及び向上並びに在学する学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私

立大学等の経営の健全性を高め、私立大学の発達に資することを目的として、日本私立大学校振興・共済事業団(以下、私学事業団という。)が学校法人に対し私立学校等の経常的経費を補助するため、国から交付された国庫補助金を財源として私立大学を設置する学校法人に対して交付している。補助の対象となる具体的な事業はその交付要領に定められている。

**資産の総額** 本法人の会計年度ごとの資産状況を示すもので、登記簿に記録されている。

**貸借対照表(決算ごとの推移)** 本法人の会計年度ごとの事業活動による収支状況を示すものである。本大学の事業以外の事業収支が含まれており、資産の総額とは数値が異なっている。

**外部理事** 令和5年私立学校法改正前は、外部理事は一人で足り、「選任の際、現に当該学校法人の役員または職員でない者」が要件とされていた。同法改正後は、大臣所轄学校法人等では外部理事は2人以上とされた。本法人は大臣所轄学校法人であるので外部理事は2人以上必要となる。また、同改正法では、外部理事として選任されるためには、当該学校法人だけでなく、子法人の役員または使用人でないことも要件となつた(法第31条4項2号)。

平成20年公表では、外部理事を5名とする旨の姿勢を示していた。

**同窓会** 本大学の在校生、卒業生で構成される同窓会。学友会とも言われている。

**事情聴取等** 元現理事、教職員に対するヒアリング、アンケート調査、本法人等において使用されているEメール監査等により得られた情報のこと。特に面談についてはヒアリングと表現する場合がある。

## 第1章 本第三者委員会設置とその経緯

### 第1 本第三者委員会の設置

#### 1 令和6年5月31日開催の理事会決議

本法人は、令和6年1月19日付け東福大事発第2682号文書を文科省に提出し、検証チームの立ち上げを検討していたが、その構成、調査の範囲等について所管行政庁等との調整を経て、令和6年5月31日開催の理事会において委任契約の締結及び第三者委員会設置要領（資料1。以下「本設置要領」という。）の承認決議がなされ、同日、第三者委員会が設置された（以下「本第三者委員会」という。）。

#### 2 本第三者委員会設置の目的

本第三者委員会設置の目的は、本法人理事長及び本学学長であった中島恒雄氏（以下「中島氏」という。）が、平成20年1月、強制わいせつ容疑で逮捕されたことを受け、平成20年6月27日、中島氏が本法人の理事長・理事及び本学の学長・教授等として復帰することを認めない旨の方針を公表した（以下「平成20年公表」という。）にもかかわらず、令和2年11月、中島氏が本法人理事長及び本学学長に復帰したことから、その点についての管理運営上の経緯、背景及び原因等に関する調査、検証及び評価を行い、調査によって問題点が判明した場合には、改善策について提言しようとするものである。

#### 3 本第三者委員会の構成と運営

##### (1) 委員構成

本第三者委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	前田俊房	（弁護士 前田俊房法律事務所）
委員	中村あゆ美	（弁護士 関東法律事務所）
委員	遠藤泰裕	（弁護士 永沢総合法律事務所）
補助者	前田俊斎	（弁護士 前田俊房法律事務所）
補助者	小暮駿生	（弁護士 前田俊房法律事務所）

各委員及び補助者は、本第三者委員会設置時における本法人の理事及び評議員並びに本大学の教職員の名簿を受領し、それらの者との間において何ら利害関係のないことを確認した。

（注）本法人・本大学等との連絡調整と調査資料収集は、本法人の事務職員A氏（法人事務局長補佐、法人事務課長）を介して行った。同氏からは守秘義務等に関する誓約書を徴した（資料2）。

##### (2) 本第三者委員会の運営

本第三者委員会の運営は、本設置要領の定めに従うほか、日本弁護士連合会が公表している「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年12月17日改訂）に準拠するものとした。

#### 4 調査事項

調査事項は、本設置要領に定められた次に掲げる事項である。

- (1) 平成20年公表以降、本設置要領施行日現在までの中島氏の本法人等への関与の実態、経緯、背景及び原因
- (2) 平成20年公表に反し、令和2年に中島氏が本法人理事長及び本学学長に復帰するに至った経緯、背景及び原因
- (3) 令和5年に中島氏が本法人理事長及び本学学長を退任し、本法人等が本第三者委員会を設置にするに至った経緯及び背景
- (4) 上記(1)～(3)の調査によって本法人等の管理運営上の問題点が判明した場合には、当該問題点に関する改善策
- (5) その他一切の関連事項

#### 第2 本第三者委員会設置の経緯

##### 1 中島氏の強制わいせつ等刑事事件

本法人理事長及び本学学長であった中島氏は、平成20年1月21日、強制わいせつ容疑で逮捕され、その後、同種容疑でも逮捕された。

##### 2 中島氏逮捕直後の本法人の対応

###### (1) 合同調査委委員会

本法人及び学校法人サンシャイン学園は、中島氏が強制わいせつ容疑で逮捕されたことから、平成20年1月24日、合同調査委委員会を発足させ、合同で本大学及び東京福祉保育専門学校のセクシャルハラスメント対応に関する調査を行い、その要因・改善策について平成20年5月29日付報告書（資料3）を作成した。

###### (2) 平成20年公表（資料5）

本法人は、合同調査委委員会等の調査結果を踏まえ、本法人・本大学の経営・教学の分離、権限の一極集中回避の改善策を示す報告書（資料4）を作成とともに、平成20年6月26日、中島氏が本法人の理事長・理事及び本学学長・教授等として復帰することを認めない旨の方針を本大学のHPに掲載して公表した。特に、この平成20年公表において中島氏に触れた趣旨は「元総長がいかなる形においても今後大学等に関与・復帰しないことを法人の意思として決定し、これを社会に広く知らせてあることは、こうした措置の一環である。」（資料6 平成20年7月報告書9頁「今後に向けた改善策」参照。）であった。

##### 3 中島氏の収監中

本法人は、平成20年公表以降、中島氏との接触を絶ったかのごとくであったが、中島氏の仮釈放嘆願等に動き、また、本法人の教職員が中島氏と書簡のやりとりにより本法人・本大学の運営に関する意見を得、その指示を受けていたこと等が発覚した（資料9/平成21年12月3日付将来構想検討委員会議事録）。

これらの詳細は、第4章において触れる。

#### 4 中島氏の仮釈放後の本法人の対応

中島氏は平成22年7月7日に仮釈放となり、本法人は、同月8日、中島氏を事務総長職（月額給与500万円）とする辞令を発した（資料8-1、同8-1-1）。中島氏を事務総長とし給与を決定した経過については、理事会決議がなされた記録はなく、当時の法務室において反対意見を付したメモ（資料10）が認められた限りであり、未だに稟議、決定過程は不明瞭なままである。但し、本委員会の調査の結果、前記6月28日付辞令につき、資料8-2、同-3が見つかっている。このような書面は、中島氏の本法人等への関与を明確にするとともに、発信元は、学校法人たばな学園が名古屋市において経営する専門学校であることから、本法人等と専門学校の人事も平成20年公表に反していたと認めざるを得ない。詳細は第5章において触れる。

#### 5 文科省の行政指導と本法人の対応

中島氏のこれらの本法人・本大学への関与については、文科省から平成20年公表を反故にしたとの指摘がなされ、本法人は平成20年公表に反する事情等について説明を求められたが、本法人の回答は到底文科省の納得のいくものではなかった。文科省とのやりとりは、別表1時系列表記載のとおりである。

#### 6 経常費補助金の減額、不交付

経常費補助金の交付状況は、別表2経常費補助金交付（減額・不交付）経緯のとおりである。平成30年度では50%減額、令和1年度からは連続して不交付となっている。不交付の理由は、要は「学校法人の管理運営が適正を欠く」というものであった（詳細は第2章第1、5）。

#### 7 中島氏の理事長等辞任

中島氏は、令和5年4月3日、本法人理事長及び本学学長等を辞任し、同年9月30日、評議員を辞任した。辞任は健康上の理由からであった。

なお、中島氏の本法人等における職務履歴は、別表4「中島氏の履歴」のとおりである。

#### 8 令和6年1月19日東福大事発第2682号文書

本法人は、同文書において「本法人の主張や対応に一貫性のないこと」について、教職員懲戒規程第4条第2項、本法人寄附行為第15条第1項第1号、同項3号等に基づき、調査機関として、外部弁護士、本学に在籍する2名の弁護士、司法書士有資格者、監事により構成される検証チームを立ち上げ、調査結果を文科省に報告することとし、その候補者選考、組織化等の検討に入った。その後、本第三者委員会が設置された（前記第1、1）。

### 第3 調査対象期間

平成20年公表（平成20年6月27日）以降、令和5年に中島氏が本

法人理事長及び本学学長を辞任し、本法人が本第三者委員会を設置するまで（令和6年5月31日）の間。ただし、その背景等の調査の必要上、その始期以前に遡る場合がある。

#### 第4 調査期間

本第三者委員会の調査期間は、本第三者委員会設置の日である令和6年5月31日から本報告書提出日の前日である同年9月12日までの間である。調査期間における主な調査活動履歴は別表3「第三者委員会活動履歴」のとおりである。

#### 第5 調査方法

本第三者委員会は、調査期間中、計13回の委員会を開催（別表3 第三者委員会活動履歴）し、資料目録掲載のものを中心とした調査資料の検討を進めるとともに、元現理事長、元現理事、元現監事、教職員のアンケート実施、本法人において業務上使用されている電話、Eメール、FAXの通信記録のチェック等による調査を行い、必要に応じ元現理事長・理事、教職員にヒアリングする等し、伊勢崎キャンパス、池袋キャンパス及び名古屋キャンパスを訪れ、同キャンパス内の様子や総長室を確認する等した。また、本法人において保管されている民事・刑事訴訟等記録により、当該訴訟事件等の内容・経緯を分析し調査を進めた。

#### 第6 調査資料

調査にあたり利用した資料は、別添「資料目録」掲載のとおりである。確認した資料は膨大であるため、資料を同目録に列記したが、主要な資料について番号を付して本文中に示し、その中でも特に重要と思われる資料は別冊に綴じた。

なお、本第三者委員会の調査は、本第三者委員会が警察等のような捜査権限を有するものではないこともあり、関係者の任意の協力を得て行われたものである。

### 第2章 当事者等

#### 第1 学校法人茶屋四郎次郎記念学園

##### 1 沿革

###### (1) 概要

令和6年6月18日（資料11-1 / 12 : 38 登記情報提供サービスの利用）現在の登記上の概要は、

①法人名称 学校法人茶屋四郎次郎記念学園

②事務所所在地 東京都豊島区東池袋四丁目23番1号

（名古屋市中区丸の内二丁目13番32号から移転）

③目的等

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。この法人は、その目的を達成するために東京福祉大学を設置する。

④役員に関する事項

理事長長倉迪夫（以下「長倉氏」という。前理事長は中島氏）

⑤資産の総額

令和6年3月31日 36億5799万7694円

(2) 設立

① 本法人は、平成11年（1999年）12月22日、文科省の認可を得て、当初、学校法人東京福祉大学との名称で設立された（本大学の開学は平成12年4月）。

その設立準備委員会代表者は、中島氏である。

主たる事務所は、群馬県伊勢崎市山王町2020番1

目的等は、

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。本法人は、その目的を達成するために東京福祉大学を設置する。

である。

② 本法人の設立と本大学の設置に向け、「創立者」と称される中島氏からは金28億円が寄附され、伊勢崎市からは現在の伊勢崎キャンパスである土地建物の無償譲与を受けている（設立に至る手続等は資料15 学校法人寄附行為認可申請書等書類）。中島氏の28億円もの寄付が本大学の「創立者」と言われる所以の一つとされる。

③ 初代理事長は中島氏、初代学長はB氏である。

なお、本大学に関する沿革・教育方針・在学生の状況等は、後記第2「東京福祉大学」の項で触れる。

(3) 学校法人名称変更等

① 平成18年12月11日理事会決議（同日評議員会決議、資料1  
2 履歴事項全部証明書）において、以下のとおり、寄附行為の  
変更が決議された。

第1条 法人名称変更

（学校法人東京福祉大学から）学校法人茶屋四郎次郎記念学園  
に名称変更

第2条 事務所所在地変更

（群馬県伊勢崎市山王町2020番1から）  
東京都豊島区東池袋四丁目23番1号

第43条 公告の方法変更

この法人の公告は、（学校法人東京福祉大学の掲示場から）  
学校法人茶屋四郎次郎記念学園の掲示場（東京福祉大学の掲示  
場を含む）に掲示して行う。

② 前記寄附行為変更決議に基づき平成19年6月25日変更登記

(4) 主たる事所移動

本法人では、主たる事務所移転がままおこなわれている（資料12  
履歴事項全部証明書）。本法人の運営する本大学のキャンパスが、伊勢  
崎市、豊島区、名古屋市の三か所あることから、大学運営における事情

を背景としてなされたものと推察される。

## 2 組織

(1) 本法人の運営に関する組織図（令和6年7月26日現在）は別紙1-1のとおりである。

教学の運営に関する組織図（令和6年4月1日現在）は別紙1-2のとおりである。

(注) 組織図の変化（学校法人実態調査によって文科省に提出された組織図を含む）を調査したところ、平成19年7月当時の組織図は別紙1-3のとおり、総長制をとった図となっているが、平成20年公表直前の同年5月1日付組織図（別紙1-4）では理事長・学長を別人として教学分離を表明したものとなっている。しかし、この組織図からは、法人事務局との区別が認められず、明確な教学分離の形は見えていない。これに対して、現在の組織図は、前記のとおり本法人と本大学に分けたものとなっており、組織図上は、教学分離を意識した形となっている。

### (2) 教職員数

教員177名、職員208名、合計385名（令和6年4月9日現在）

## 3 役員等（寄附行為第5条～同第25条）

(1) 理事（9人）、監事（2人）、評議員（20人以上28人以内）

理事長は理事総数の過半数議決により選任する。

寄附行為には外部理事に関する定めはない。

### (2) 理事、評議員の変遷

理事・評議員の変遷は別表6「理事交替履歴」のとおりである。

外部理事は氏名頭に「○」を付けて示している。

平成20年公表では、外部理事5人の就任が明言されていたが、平成20年5月30日現在5名（内一名は理事長の一親等姻族であり中島氏の妻）であったが、その後、平成22年11月4日現在では3名という状況であり、外部理事5人は必ずしも確保されていなかった。また、理事が欠員する時期もあり、文科省からは、外部理事・理事の欠員に対して行政指導がなされていた。

令和2年末以降は、一時期を除き令和5年4月以降の外部理事は5名となっている。

### (3) 学長

学長の変遷は、別表7「学長表」のとおりである。

学長の選考に関しては、学長等選考規程が定められている。

## 4 資産状況及びその変化

本法人の資産状況及び収支状況は、以下のとおりである。

### (1) 登記簿上の資産の総額

本法人の資産の変遷は、別表5-1「本法人の資産の総額」のとおりで

ある。

令和6年3月31日現在、資産の総額は36億5799万7694円である。

令和3年から資産の減少傾向が続いている。この要因は、本法人によれば、学部研究生の受け入れ停止による収入減、コロナ禍における留学生の入学者の激減の外、経常費補助金の不交付が影響しているとのことであった。

### (2) 財務諸表上の変動

財務諸表上の変動は、別表5-2「貸借対照表（決算ごとの推移）」のとおりである。

貸借対照表収支状況表と登記簿上の資産の総額とが若干の差異を生じているが、これは、本法人が大学経営とは別に若干の賃貸事業による収入があるためであり、文科省の指導により、資産の総額とは別途の収支計上になっているので、差異が生じているとのことである。

### (3) 運営資金の状況

令和6年3月末現在の運営資金の状況は、(2)記載のとおりであるが、融資先銀行団からの新たな借入は困難な状況であり、一部校舎の売却や外部経営コンサルタントの導入等による改善計画の検討を進めている。

## 5 経常費補助金の減額・不交付

経常費補助金の交付状況は、別表2「経常費補助金交付（減額・不交付）経緯」のとおりである。令和元年度50%減、令和2年度からは不交付となっている。

不交付の理由は「学校法人等が改善努力を十分に行っていると認められるとき」には該当しないというもので、具体的には、①中島氏の学校運営への関与や復帰を認めないとする改善報告書を再三提出したにも関わらず、合理的な理由のないまま権限が一人の人間に集中した状況で中島氏を復帰させ、②外部理事を5名とする改善計画も未履行の状況にある、③当時の改善計画自体を無効であると主張し、④管理運営に関する必要な改善・再発防止に向けた取り組みを実行する意思がない、⑤多数の外国人留学生が所在不明者等となった問題があること、⑥法人の管理運営や大学の教育が適正を欠く状況について、必要な改善・再発防止に向けた取り組みが着実に進んでいるとは認めがたい状況であるというものである（資料2-4 令和5年3月8日「令和4年度私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」等）

## 6 大学機関別認証評価

本法人では、大学機関別認証評価手続を行っている（学校教育法第109条）。別途「東京福祉大学」の項で触れる。

## 7 民事訴訟等

(1) 本法人に係る平成20年以降の訴訟等は、別表8「裁判表（令和6年5月31日現在）」のとおりである。令和6年5月31日現在、4

件が東京地方裁判所に係属し、17件が判決又は裁判上の和解等で終結している。その内容は、雇止めに関する訴訟（労働審判事件から地方裁判所移行した事件を含む。）4件（同No.6、12、13、14）で敗訴又は和解成立により解決、本大学同窓会会長・理事の地位確認に関する裁判1件（同No.10）、学位取消無効確認に関する裁判1件（同No.17）、同同窓会から本法人に対する2億円等の返還請求訴訟事件3件（同No.15、関連事件同No.10、17）が主なものである（資料14）。

## (2) 特に注目される事案

ア 同No.15は、本大学同窓会を原告とする本法人に対する2億円の不当利得返還訴訟である。

この不当利得返還請求事件の判決では、裁判所は、その判決書の中で、「・・・本件寄付の実行を決議したのは被告理事ら9名であるが、その実現は、本件会則を無視し、原告を意のままにして被告法人のため本件寄付を実現させようとしたC事務局長及び中島による差配、誘導によるものにほかならないから、被告理事ら9名の本件寄付という不法行為は、C事務局長及び中島を中心とする被告法人と、主觀的、客觀的に関連共同して行われたというべきである。被告法人は被告理事ら9名とともに、原告に対して共同不法行為責任を負う。なお、被告法人は、中島が名誉会長として16日理事会に出席したに過ぎず、会議を主導していないし、本件寄付の決議にも加わっていないから、中島が不法行為責任を負うことではなく、中島が不法行為責任を負わない以上、被告法人が不法行為責任を負うこともない」と主張するが、上記判断に反し、採用できない。」として、中島氏と当時の事務局長であったC氏（以下「C氏」という。）の責任を認めた。

なお、この訴訟に関連して、現在、本大学同窓会から本法人に対して損害賠償請求訴訟事件（同No.※）が係属している。

イ 同No.11は、①に関連した裁判である。本大学同窓会会長の依頼を受け代理人となり、本法人と連絡をとることになった弁護士に対して、本法人が所属弁護士会に懲戒請求をしたことについて、その弁護士から損害賠償請求訴訟が提起された。本法人は懲戒請求を取り下げ、解決金50万円を支払うことで裁判上の和解をした。

ウ 同No.19は、職員に対する雇止めに関する、解雇無効確認及び賃金支払請求訴訟である。この訴訟は、裁判上の和解となつたが、その和解では、「1被告法人は、その運営について利害関係人から影響を及ぼされることはなく、今後も影響されることはない。2利害関係人は、被告の運営に影響を及ぼすことなく、今後も影響を及ぼさない。」との確認がなされている。原告の出した甲号証からは、中島氏が本法人の運営に影響を与えていたことが窺われる。

エ 同No.1は、本法人から元教員に対して名誉棄損等を請求原因として提起された損害賠償等請求訴訟事件であるが、東京地方裁判所は、令和6年9月9日、本法人の請求を棄却する判決を下した。この判

決では、被告である元教員の表現行為（平成20年公表に反して、中島氏が仮釈放後法人の人事に関与していたこと、教員の一人が中島氏の本法人への復帰嘆願書に渋々署名していたこと、中島氏は仮釈放後の令和2年11月に総長（判決書きママ）に就任するまでの間、何らの法的権限もなかったにもかかわらず、幹部教職員を解任したり、ある人物を特定のポストに就けることを一存で決定し、これを実現させていたこと、教職員もこれを熟知していたため中島氏を恐れていたこと等）を認定している。

## 8 強制わいせつ等刑事事件判決における量刑の理由

第一審刑事裁判所は、「教育者としてあるまじき犯行であり、社会に与えた影響も軽視できない。」とした。

## 9 監事監査（資料18）

### (1) 平成19年度の監事監査報告書（平成20年5月29日付）

この監事監査報告書では、①「管理経費支出」の割合が高いこと、②役員の職務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められること、③中島氏の強制わいせつ事件については個人の犯罪として遺憾であることのほか、従来の法人・大学の管理運営、事業決定のありかたには問題があると思われる、との付記がなされていたが、個別具体的な指摘はなされていない。

### (2) その他の監事監査報告書の注目点

その他の監事監査報告書は、押しなべて、本法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、業務並びに財産の状況に関し、「不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実ないものと認める」とするが、

#### ① 平成24年度監査報告書では、

職員による業務上横領事件を取り上げ、その発生要因として内部管理体制に問題があった旨付記された。

#### ② 平成30年度監査報告書では、

経常費補助金減額、学部研究生の所在不明問題が付記された。

#### ③ 令和元年度監査報告書では、

経常費補助金の不交付、学部研究生の募集停止が取り上げられ、法令等遵守と管理運営の改善が付記された。

#### ④ 令和2年度監査報告書では

入学定員の充足状況について学部により差異が見られ経常費補助金に影響する可能性があること、留学生の在籍管理や定員管理、適切なガバナンスのもとに業務執行がなされることを望む旨付記された。

#### ⑤ 令和3年度監査報告書では、

経常費補助金に関する文科省との見解の相違について解決の道筋を探っていただきたい、近年の財務状況に鑑み収入の確保や経費の圧縮等により財務体質の改善を推し進めるとともに、引き続き適切

なガバナンスのもとに法人運営がなされることを望む旨付記された。

⑥ 令和4年度監査報告書では、

学校法人運営調査の結果、集中経営指導法人に該当と判断されたことを真摯に受け止め、法人としての一体感をもち、かつ集中的に、経営改善計画の作成とその施策の着実な実行に取り組み、経営基盤の安定を図ることを望む旨付記された。

⑦ 令和5年度監査報告書では、

「関連当事者との取引が貸借対照表上の注記に記載されていることは不適切であり、その解消に向けて速やかに対処することを求める。」 「文科省より令和5年度経営改善計画の進捗状況に関する調査結果において通知された課題に真摯に向き合い、財務体質を向上させるべく学生の確保と経費の削減に教職員一丸となって、法人の経営改善に引き続き果斷に取り組むことを望みます。」との意見が付されている。

なお、「貸借対照表上の注記に記載された関連当事者との取引」がどのように不適切であるのかの指摘がなされていない。

## 10 独立監査人監査（資料19）

(1) 独立監査人監査に関しては、平成14年度から令和5年度までの監査報告書を確認した。これらの監査報告書には、本法人の計算書類が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して適正に作成・表示されている旨の記載があり、格別の意見は付されていない。

但し、平成22年度監査については、次項の指摘がなされていた。

(2) 平成22年度監査に関しては、平成23年5月17日付け「東京福祉大学平成23年3月期面談時指摘事項」と題する書面（資料20 作成者の記載はないが、書面の題名、記載内容からすると、独立監査人作成と考えられる。）が存在する。

この書面には、

①「たちばな学園に対する100,935,000円の徴収不能引当金を計上（1年以上滞留しておりかつ回収見込みのない未収債権に対して100%引き当て）。」

②「補助金の給付目的に合致した支出の適正性の検証」として、株式会社サンシャイン図書（この後、株式会社サンシャイン商事、更に株式会社山岡商事と商号変更している。）に対するコンサルタント業務契約（月額1000万円、別途消費税）により提供される役務の内容とその対価の妥当性に言及し、「大学側は業務の実態とその評価について妥当な契約内容であるとの認識を持っている。しかし、サンシャイン商事の代表者は現理事長と二親等の姻族に該当するため関連当事者としての開示が必要となる。」との記載がある。

なお、同年度の監事監査報告書は、業務並びに財産の状況に関し、「不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実ないものと認める」としている。

また、株式会社サンシャイン図書との取引の詳細に関しては、第

6章で触れる。

#### 1.1 学校法人たちばな学園・学校法人サンシャイン学園との関係

学校法人たちばな学園・学校法人サンシャイン学園との関係は、学校法人たちばな学園・学校法人サンシャイン学園の項で触れる。

#### 1.2 検証・評価

本法人の検証・評価は、第3章以下で適宜触ることにする。

### 第2 東京福祉大学

#### 1 沿革

本大学は、本法人により設立・運営され、開学は、平成12年4月である。その沿革は、別表9「東京福祉大学の沿革」記載のとおりであり、本大学の運営主体である本法人については本章第1を参照されたい。

本大学の初代学長は、B氏である。学長の変遷は別表7「学長表」のとおりであり、平成12年4月から平成15年3月までは、法人・大学の運営と教学分離の建前から理事長と学長が別に任命されていたが、平成15年4月から中島氏が学長も兼任することになった。

#### 2 組織

教学の運営に関する組織は、別紙1-2 組織図（令和6年4月1日現在）のとおりである。平成20年公表では教学分離を表明していた。

令和6年4月9日現在、教員177名、事務職員208名が在職している。

キャンパスは、群馬県伊勢崎市（伊勢崎キャンパス）、東京都豊島区（池袋キャンパス）、東京都北区（王子キャンパス）及び愛知県名古屋市（名古屋キャンパス）がある（各キャンパスの所在・構内図等の詳細は、本大学ホームページ参照）。

#### 3 教育理念、目的、使命等

本大学の目的、使命は、

① 教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、

② 社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得されることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、

③ 広く、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与することを使命とする、

と定められている（学則第1条1項）。

本大学の使命に関し、特にこれまで学内で共有・強調されてきた内容としては、「建学の精神」が挙げられる。これは「できなかつた子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」を基本理念とし、全ての学生が双方

向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験及び臨床心理士試験等の各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する、という内容であり、開学当初から、本大学で最も重視されてきた内容である。中島氏の関与・復帰と現在の本大学（本法人）の問題にも深く関係している理念である（その他本大学の目的・使命の詳細については、本大学ホームページ参照）。

#### 4 特徴

本大学は、教育の特徴として、G P A制度（Grade Point Average）の導入、アカデミックアドバイザーリスト制度の実施、オフィスアワーの設定、単位認定要件として、4分の3以上の授業出席の義務化、双方向対話型授業とグループ討論の重視、通信教育における双方向対話型授業の実践、地域でのボランティア活動や公開講座の実施、現場実習と地域連携の強化、国家試験対策及び就職率の指標化、「就職に強い大学」、留学生の受入れと国際交流の推進、というものを掲げている。

また、教学関係では、教学担当教員による科目シラバス作成の義務化、学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施、教員の年次勤務評価制度の導入、F D (Faculty Development) 制度の施行、教員の任期制と7年後のテニヤ（終身雇用保証）審査・取得制度の導入等をうたっている。

以上が、本大学がホームページや入学用パンフレットにて掲げる特徴である。ただ、特徴として挙げられる「留学生の受入れ」については、非常に積極的であることは事実であるが、同時に「消えた留学生問題」（第6章参照）という大きな問題も生じる等、肯定的側面ばかりではない。また、教員の処遇については雇止めに関する訴訟が複数提起されたという実態もある（訴訟については別表8「裁判表」参照）。

#### 5 教学分離体制

##### (1) 教育研究評議会

本大学には、教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教育研究評議会が置かれ、各学部に関する事項の審議機関として、学部長の下に学部教授会が置かれている（別紙1-2）。教育研究評議会は、平成20年公表において表明された教学分離を図る観点から設置されたものであり、平成22年度大学機関別認証評価（資料21-1）において指摘されたことから学則に定められたという経過がある。

この観点からは、組織上、本法人と本大学の管理・運営は別個になされていると言える。

##### (2) 学長の変遷、選任手続と教学分離

学長の選考手続については学長選考規程がある。手続は、以下のとおりである。

①候補者の選考に関しては、理事長が学長候補選考委員会を設置し

て、同委員会に諮問する（同第4条1項）。

②委員会は諮問を受け、学長候補者2名以上を選考し、理事長に推薦する。同委員会の委員長は理事長が選出する（同第4条3項、同第5条）。

③理事長は、委員会の推薦を踏まえ理事会に意見を聴取した上、学長を任命する（同第7条）。

④理事長は副学長、学長補佐を任命することができる（同第10条）。

しかし、この規程によれば、学長の選任は理事長の専権事項であって、そのチェック機能は理事会の意見である。教育研究評議会の関与も認められていない。このような学長選任手続が平成20年度公表の表明にある教学分離に適合したものか、いわゆる「総長制」（理事長・学長兼任体制）を容認したものか、改めて検討しなければならない。

なお、令和2年11月、中島氏が学長に復帰した経緯とその検証については第7章において触れる。

## 6 大学機関別認証評価経緯

学校教育法109条に基づき7年ごとに大学機関別認証評価を受けなければならないとされている。その認証評価を受けるためには、認証評価機関に自己点検評価書を提出しなければならない。その経過・評価は、以下のとおりである。

### (1) 平成22年度大学機関別認証評価

- ① 管理運営について理事の欠員が長期にわたって続いていること、早急な補充が必要であること。
- ② 重要案件が理事会に承認されていない。
- ③ 自己点検評価が開学以来実施されていない、その自己評価体制、自己評価計画を整備する必要がある。
- ④ 財政は、ここ数年厳しい状況にあるが、入学者確保は改善されつつある。
- ⑤ 財政の中期的計画を早急に作成し、財政の安定化に向けた取り組みを進めること

等が指摘された（資料21-1）。

### (2) 平成25年度再評価

平成22年度の認証評価に対する再評価では、前記のとおり「管理運営」に関する事項の改善が指摘されていたが、管理部門と教学部門の連携のための体制が構築されていること、理事の欠員が解消されたこと等、改善が認められると評価された（資料21-2）。

### (3) 平成29年度認証評価

平成29年度評価結果では、大学評価基準に適合しているとの認定がなされている（資料21-3）。

## 7 経常費補助金支給の経緯

経常費補助金支給の経緯は、別表2「経常費補助金交付（減額・不交付）

「経緯」のとおりである。令和1年度50%減、令和2年度からは全額不交付となっている。

その理由は、要するに私立大学等経常費補助金取扱要領4(5) 「学校法人の管理運営が適正を欠く」というものであり（資料22 令和2年から同6年までの通知書）、「学校法人の管理運営が適正を欠く」の主な内容は、中島氏の本法人・本大学への関与及び復帰、外国人留学生の管理体制についてである。中島氏の本法人への関与については、各章で個々に触れる。

## 8 検証・評価

### (1) 教学分離の実効性

#### ア 学長の選考手続

平成20年公表では、本法人の経営と本学の運営の分離（教学分離）を明確にすることが明記され、組織図も改訂された。しかし、令和6年5月末時点において教学分離体制が確立しているとは到底認められない。その要因の一つは、学長選考過程において理事長の恣意が介入する余地が大きい制度となっている事である。令和2年11月の学長選考では、D学長から当時の水野理事長に対して、体調を崩したので辞任したいとの意向が示されたとして、新学長の選任手続に入り、中島氏が選任された旨の文科省への報告（資料23 東福大事発第2184号令和2年12月23日文科省宛て報告書）がなされた。しかし、事情聴取等によれば、D氏は事務職員（特定できず）から中島氏が学長になるので辞任して欲しい旨伝えられ辞任したのだという。しかも、中島氏と間で引継ぎもなかったとのことである。また、学長選考手続の中で配布された候補者の履歴は、中島氏については詳細に触れ、対立候補者については1枚足らずの履歴が記されていただけであった。なお、D氏は、学長辞任後も、中島氏の補佐として学長の時と変わらない執務をしていた。

このような学長選考経過は教学分離以前の話であり、平成20年公表が維持されていたとは到底言える状況ではない。

総長制をとるか否かという議論はさておき、学長選考過程に教育研究評議会の関与を認め、そのリードのもと学長が決められる手続を検討すべきである。選考手続の客観性を高めるために外部識者を加えることも考えられる。

#### イ 学長間の引継ぎ

元現学長からの事情聴取等によれば、新旧学長の交代に当たって何らの引継ぎもなかったとのことである。このことは、学長の地位自体が本法人、本学において重要視されておらず、極端に言えば、学長の首のすげ替えでしかなく、中島氏と一部の理事・教職員によって本学の運営が行われていたことを示唆している。

#### ウ 平成20年公表の引継ぎ

以上のような学長選考の在り方・学長間の引継ぎの有り様からして、本学においては、平成20年公表における教学分離体制の確立につい

ての引き継がなされていない状況にあったことが認められる。

(2) 経常費補助金不交付

令和2年11月、中島氏が本法人・本学に理事長・学長として復帰したことにより、中島氏を中心とする執務体制が明確となり、平成20年公表は反故となった。この状況においては、文科省をはじめとする関係機関が経常費補助金の適切な使途を確保できるか疑惑を抱くことも当然である。

(3) 本学入学者数

本学入学者数は別表10「入学者数推移表」のとおりであり、令和6年度における本大学入学者数は過去年間で最多となり、前年度の倍の1318名となっている。本大学で学び社会に出ることを希望する若者が多いことを示唆している。

(4) 理事・教職員の意識改革

本学の目的・使命は崇高であり、この目的・使命をどのように守り育てて行くかは、理事・教職員の意識と実践にかかっている。教学分離の意義・在り方を見直し、教育機関である大学に従事しているという使命感の確保とコンプライアンスの実践、教育レベルの向上のための教職員の研修等が必須である。むろん、これらの実践に向けた本法人理事・本大学学長のリーダーシップがなければならない。

(5) 監事の役割

本法人の監事の役割については、改めて検討しなければならない。

### 第3 学校法人サンシャイン学園

#### 1 概要（資料11－2）

(1) 令和6年6月18日現在

① 法人名称 学校法人サンシャイン学園

② 事務所所在地 東京都豊島区東池袋四丁目23番4号

③ 目的等

目的及び事業並びに設置する私立学校（私立専修学校又は私立各種学校）の名称

この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、学校教育を行い、国際社会のなかで、激動する時代の変化と多様化するニーズに的確に対応できる優れた資質の人材を養成することを目的とする。

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる収益業務を行う。

(1) 出版業、(2) 不動産賃貸業、(3) 宿泊業、(4) 有料職業紹介事業

(5) 特定技能外国人の支援業務

④ 役員に関する事項

理事長 ■■（平成20年より）

⑤ 資産の総額

令和6年3月31日 23億8584万3240円

である。

(2) 沿革

- ・昭和 59 年 3 月 31 日  
学校法人サンシャイン学園を設立する。理事長は中島氏である。
- ・昭和 59 年 4 月  
サンシャインビジネス福祉専門学校（現 東京社会福祉保育専門学校）を設置する。校長は中島氏である。
- ・昭和 61 年 4 月  
労働省より、職業安定法第 33 条第 2 号の規定に基づき、無料職業紹介所が開始される。
- ・平成 8 年 4 月  
東京都知事より寄附行為変更認可を受け、サンシャインビジネス社会福祉専門学校を東京福祉商経専門学校へ校名変更をする。
- ・平成 15 年 4 月  
東京医学柔整専門学校を設置する。東京福祉商経専門学校から東京福祉保育専門学校へ校名変更する。
- ・平成 20 年 2 月  
■■氏が学校法人サンシャイン学園の理事長となる。E 氏が東京福祉保育専門学校の校長となる。
- ・平成 20 年 4 月  
F 氏が東京福祉保育専門学校の校長となる。
- ・平成 23 年 1 月  
■■氏が東京福祉保育専門学校の校長となる。
- ・平成 23 年  
東京医学柔整専門学校を閉校する。
- ・令和 2 年  
出入国管理及び難民認定法第 19 条の 25 第 2 項の規定により、特定技能登録支援機関の登録を受ける。
- ・令和 3 年  
厚生労働省より、職業安定法第 30 条第 1 項の許可受け、有料職業紹介事業が開始される。

## 2 東京福祉保育専門学校

学校法人サンシャイン学園は、東京福祉保育専門学校を設置している。

### (1) 現在の基本情報

- ①学校名称 東京福祉保育専門学校
- ②所在 東京都豊島区東池袋 4-23-4
- ③校長 ■■
- ④設置学科
  - I 通学課程 こども学科、介護福祉士学科
  - II 通信課程 社会福祉養成通信課程、精神保健福祉士養成通信課程  
精神保健福祉士短期養成通信課程
  - III 通学課程（留学生）日本語学科、国際 IT 学科、国際ビジネス学科、介護福祉士学科（留学生）、経営福祉学科

### (2) 本大学に関わる制度

東京福祉保育専門学校は、本大学をグループ校と称しており、こども学科または、介護福祉士学科を卒業後、指定校推薦を利用し、本大学（池袋キャンパス）への編入を可能とする制度がある。

### 3 本法人と学校法人サンシャイン学園の関係

#### (1) 人的関係性

ア 中島氏

平成20年以降、中島氏が学校法人サンシャイン学園の理事・評議員に復帰したとの記録は確認されなかった。

イ 中島氏の親族等

■■は、平成20年2月から現在まで理事、評議員である。また、平成23年1月から現在まで校長である。

G氏は、平成20年2月に入職し、同年4月から令和4年まで、学校法人サンシャイン学園の理事に就任しており、現在は、総務課長である。

ウ 本法人理事、理事経験者等

学校法人サンシャイン学園の職員であった者（H氏、F氏、C氏、I氏、J氏、K氏）には、その後、本法人の理事、評議員及び事務局長に就任している者もいる。その他にも学校法人サンシャイン学園から転籍をしている教職員が複数名確認されている。

#### (2) 取引関係

##### ① 建物賃貸借等

本法人は、学校法人サンシャイン学園に対し、池袋4号館の一部を賃貸し賃料を得ている。

なお、本法人は、池袋4号館の電気代相当金を学校法人サンシャイン学園に支払っていることが確認された。事情聴取等によれば、この電気代の支払いは、池袋4号館が東京福祉保育専門学校の校舎と構造的に繋がっているため、学校法人サンシャイン学園が池袋4号館の電気代が立て替えていることによると思われる、とのことである。

##### ② 自動車の売却

本法人は、学校法人サンシャイン学園に対し、令和6年3月7日、本法人所有の自動車を代金99万円で売却している。当該自動車は、もともと、本法人の所有であったが、たちばな学園に売却し、さらに、令和2年、本法人がたちばな学園から代金440万円で、中島氏の移動用の自動車として購入したものである（令和2年第14回理事会議事録）。

##### ③ 本法人への貸付

本第三者委員会の調査対象期間後であるが、学校法人サンシャイン学園が本法人に対して、令和6年7月1日、返済期限令和6年9月30日として、1億円を貸し付けたことが確認された。

#### (3) 平成20年度の学生募集に関わる問題

学校法人サンシャイン学園は、平成20年度の学生募集に際して、入

学希望者に対し、専門学校ではなく大学に入学するかのような誤解を生じさせ、現に、大学に入学するものと認識して進学する学生が生じた。学生の誤信は、東京福祉保育専門学校の平成20年度募集要項において、専門学校の表記を外すとともに、その表紙に「東京福祉大学・大学院池袋キャンパス・王子キャンパス・名古屋キャンパス」、裏表紙にも同様の記載し、本文中にも、東京福祉保育専門学校のコースが本大学のコースであるかのような記載をしたこと、また、授業内容を専門学校よりも大学のそれを目立たせて、専門学校独自のカリキュラムによる学修を副次的なものに位置づけるようにしたことによって生じたものである。

この問題が発生した後、調査委員会が組織され、調査、考察、分析が行われ調査報告書も作成されている。この調査報告書には、このような学生募集が行われたこの原因の一つに、中島氏の大学・専門学校の経営・教学等に関する権限が元総長に集中していたことがあったと指摘がある（資料6）。

#### 4 検証・評価

本法人との関係として、学校法人サンシャイン学園の元職員又は現職員が、過去ないし現在において、本法人の理事又は事務職員として業務にあたっていること等が確認されている。このことから、両法人には、構成員共通性や構成員同士の密接な関係性があると評価できる。また、本法人は、学校法人サンシャイン学園の卒業生を指定校推薦として受け入れることや、学校法人サンシャイン学園に対し施設を賃貸すること、学校法人サンシャイン学園から事業資金の借り入れを行う等している。このことから、両法人には、経済的側面においても関連性を有していると評価できる。

本第三者委員会の調査では、現時点において、学校法人サンシャイン学園を介しての中島氏の関与は確認されなかった。しかし、上記の両法人の関係性に加え、ともに中島氏が創立者であることや、平成22年頃には本法人から中島氏に対して学校法人サンシャイン学園の規則変更につき報告がなされていたことからすれば、学校法人サンシャイン学園を介しての関与の可能性を否定することできない。

そのため、本法人としては、この点に十分注意することで、学校法人サンシャイン学園との適切な関係性を実現する必要があろう。

## 第4 学校法人たちばな学園

### 1 概要

#### (1) 法人

令和6年6月18日現在、登記事項上の概要は、

- ① 法人名称：学校法人たちばな学園（旧名称：学校法人中島恒雄学園）
- ② 事務所所在地：名古屋市中区丸の内二丁目6番4号
- ③ 目的等

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。この法人は、その目的を達成するために次に掲げる学校等を設置する。

④ 役員に関する事項

理事長 中島恒雄（令和2年11月25日就任）

⑤ 資産の総額

令和5年3月31日 44億1869万8689円

である。

(2) 設立

現在、学校法人たちはな学園は主に、「保育・介護・ビジネス名古屋専門学校」と「理学・作業名古屋専門学校」を経営している。これらの設立経緯については、以下のとおりである。

・平成3年 10月

学校法人茶屋四郎次郎記念学園（現：学校法人たちはな学園）東海情報ビジネス専門学校（現：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校）開校。私立学校法により、学校法人茶屋四郎次郎記念学園が認可される。学校教育法により、東海情報ビジネス専門学校が認可される。

・平成6年 4月

名古屋福祉法経専門学校（現：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校）と校名を変更。

・平成14年 4月

名古屋医療福祉専門学校（現：理学・作業名古屋専門学校）が開校。

・平成15年 4月

名古屋福祉法経専門学校に柔道整復学科を設置。

名古屋福祉保育柔整専門学校（現：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校）と校名変更。

・平成20年 3月

法人名を学校法人たちはな学園に変更。

・平成23年 4月

名古屋福祉保育柔整専門学校を公務員・保育・介護・ビジネス専門学校（現：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校）と校名変更。

名古屋医療福祉専門学校を理学・作業名古屋専門学校と校名変更。

・平成26年 4月

公務員・保育・介護・ビジネス専門学校を保育・介護・ビジネス名古屋専門学校と校名変更。

・現在に至る。

## 2 本法人と学校法人たちはな学園の関係性

(1) グループ関係

学校法人サンシャイン学園等とともに、本法人のグループ法人として存在をしており、学校法人たちはな学園が運営する保育・介護・ビジネス名古屋専門学校、理学・作業名古屋専門学校には、ともに、当該専門学校に通いながら、本学の通信課程に入学して卒業することで、専門学校に通いながら大学卒業資格を得ることができるという併修コースが存在している（実質は、専門学校と大学の通信課程の2つに入学して学ぶというもの）。

## (2) 位置関係

本法人の名古屋キャンパス（愛知県名古屋市中区丸の内 2-1 6-29）と学校法人たちはな学園が運営する保育・介護・ビジネス名古屋専門学校（愛知県名古屋市中区丸の内 2-6-4）、理学・作業名古屋専門学校（愛知県名古屋市中区丸の内 3-1 4-1）は、同じ名古屋市中区丸の内に所在しており、位置関係上も近い位置にある。

## (3) 本法人と学校法人たちはな学園間の理事・職員の転籍・兼任状況

本法人と学校法人たちはな学園では、かつて理事を兼任している者がいたが、現在は兼任者はいないとのことであった。

一方で、本法人と学校法人たちはな学園はグループ関係にあることから、職員の転籍が行われており、また、名古屋キャンパスでは、主に入学課において、本法人の職員籍の職員も、学校法人たちはな学園の入学に関する業務を担当することが通常業務として行われているとのことであった。

## (4) 本法人と学校法人たちはな学園間の取引・債権債務関係

本法人と学校法人たちはな学園の間では、平成18年度から平成21年度までの間、上記した併修コースにおいて、事務処理の簡便性のため、学校法人たちはな学園が、学校法人たちはな学園分の学費等と本大学分の学費等を学生から徴収し、本大学分の学費等を本法人に送金するという合意がなされていた。しかし、学校法人たちはな学園が、その一部の年度分を本法人に送金しないということが発生したため、本法人は、本大学で学校法人たちはな学園の講師が授業をした際の報酬を本法人が支払わないこととし、この報酬を学校法人たちはな学園が講師に支払うことで、実質的に未送金の学費等と相殺していたという関係があったとのことであった。事情聴取等によれば、当該学費については、令和3年までの間に、上記操作が行われ、債権債務は全て解消されたとのことであった。

また、令和5年度決算報告書（案）によると、本法人は、広告看板料として年間330万円を学校法人たちはな学園に支払っているほかは、債権債務関係はないとのことである。

## 3 中島氏による本法人への関与について

### (1) 学校法人たちはな学園理事長としての中島氏による関与

本法人の役職を辞任した後も、中島氏はグループ法人である学校法人たちはな学園の理事長を務めており、その立場で本法人に関与することもあり得ることと言える。

教職員アンケートでは、令和6年度の学校法人たちはな学園と本大学名古屋キャンパスの入学式が合同で行われ、その際に中島氏が学校法人たちはな学園理事長として本法人役員らとともに登壇していたという回答も寄せられた。

その行為自体の是非については置くとして、そのように、本法人（特に名古屋キャンパス）と学校法人たちはな学園は密接な関係にあると言え、何らかの業務上・事実上の指示・命令がなされやすい環境にあるこ

とは推測されたため、この観点から本大学名古屋キャンパスの調査や事務職員ヒアリングを行い、以下のような事実が確認された。

(2) 名古屋キャンパスを通じた関与について

ア 入学課への関与

本大学名古屋キャンパス事務職員へのヒアリングによれば、次のような事実が認められた。

現在、本大学名古屋キャンパス入学課では、本大学名古屋キャンパスの入学に関する業務と学校法人たちばな学園の入学に関する業務を兼務することが通常である。これに伴う、学校法人たちばな学園理事長としての中島氏による本大学名古屋キャンパスへの関与としては、本年5月初めごろまでは、度々、学校法人たちばな学園での執務を終えた中島氏が本大学名古屋キャンパスに寄って、学校法人たちばな学園のオープンキャンパスの集客状況を確認する等をしに来ていたが、その後は、ぴたりと来校は止み、電話連絡等もなくなった。

来校、連絡が止んだ理由は定かではなく、その頃本第三者委員会が発足する時期であったことが関係しているように思われるところではあるが、少なくともヒアリングからは、現在進行中で中島氏が本大学名古屋キャンパスに影響を及ぼしている事実は確認できなかった。

しかし、上記したように、本大学名古屋キャンパス入学課では、学校法人たちばな学園の業務と本法人の業務を兼務することが通常であり、学校法人たちばな学園の業務を通じて本法人の業務に関与するおそれは、排除しきれない状態にあると言える。

イ 中島氏の影響を残すもの

本大学名古屋キャンパス10階には、茶屋四郎次郎像、中島範氏監修の江戸時代の食事の模型が残されていた。また、同じ階の図書室には、中島氏の著書（かつて教科書として用いていたもの）の在庫が保管されていた。

ウ 株式会社国際就労支援機構（IWSO）の存在

本大学名古屋キャンパス4階には、株式会社国際就労支援機構（以下「IWSO」という。）が事務所を設置しており、その代表取締役は、本法人の職員となっている。

IWSOの役員の中に中島氏はいないが、IWSOのホームページによれば、IWSOは本法人に関連するグループ企業として存在しており、本大学名古屋キャンパスの卒業生のビザ取得支援業務等を行っているとのことであった。

また、本法人事務職員ヒアリングによれば、IWSOの代表取締役である本法人の事務職員に対しては、本法人が給与を全額支払う一方、今年から、IWSOが本法人に対して年間300万円をその対価として支払うという契約が存在するとのことで、この契約の適否を含め、中島氏がIWSOを通じて何らかの関与（IWSOを通じた中島氏への不適正な資金還流があればそれを含む。）がなされていないか、今後、本法人としての精査をすべきである。

(2) 取引関係について

現在は、本法人が広告看板料として年間330万円を学校法人たちばな学園に支払っているほかは、債権債務関係は存在していないことであるが、上記のように、事務職員の兼任や併修コースの存在からすれば、将来的にこのほかにも債権債務関係が発生しないとは言い切れず、何らかの契約関係は結ばれうるものと言える。その際に、契約関係から中島氏による関与に発展することをどのように防ぐかについての検討が必要と言える。

#### 4 結論

このように、学校法人たちばな学園は本法人のグループ法人であり、かつ、本大学名古屋キャンパスとは、位置的にも、事業内容的にも近く、実際に本大学名古屋キャンパス事務職員は学校法人たちばな学園と本法人の業務を兼務していることや、かつては理事の兼任があり、現在も取引関係にあること、現在中島氏が学校法人たちばな学園の理事長職にあることからすれば、何らかの形での関与は抽象的に想定がされうるものと言える。

中島氏が純粋に学校法人たちばな学園の理事長として関係をすることを超えて本法人等への関与するような行為をどのように防ぐかについて、十分な検討が必要と言える。

### 第3章 本法人の設立から平成20年公表まで

#### 第1 平成20年公表までの財務状況

##### 1 資産の総額

登記簿記載上の資産の総額は、別表5-1「本法人の資産の総額」の「平成12年」から「同20年」のとおりである。

##### 2 収支状況

収支状況は、別表5-2「貸借対照表（決算ごとの推移）」のとおりである。

#### 第2 理事（理事長）、学長

理事（理事長）の変遷は別表6「理事交替履歴」、学長は別表7「学長表」のとおりである。

#### 第3 平成20年度の学生募集に関わる問題

##### 1 平成20年7月30日付報告書（資料6）

すでに述べたように、平成19年3月から同20年1月までの間に作成・配布された学校法人サンシャイン学園のガイドブック・募集要項の体裁・内容が、入学希望者をして、専門学校に入学するのではなく大学の昼間部ないし夜間部に入学するものであるかのような誤解を生じさせ、入学者からも「自分は専門学校に入学したのではない」等の苦情がなされた事態が発生した。本法人は、この事態の背景・原因を調査するため、調査委員会が設置され、報告書が作成された。

## 2 報告書の概要

- ①大学・専門学校の案内としては違法であるかもしれないとの認識を有していないなければならない筈であったのに、これを認識せず、あるいは、このことを中島氏に進言しなかったことは、大学・専門学校に身を置く教職員としては許されないことであったこと、
- ②この背景には本法人グループの経営と教学のあり方そのものに問題があつたこと、
- ③今回の問題は、ほとんどの事柄が中島氏の直接的な指示で動いていたという本法人グループに内在する「体質」の一側面を奇しくも顕在化させたものであつて、単なる「ケアレスミス」として事を済ませるわけにはいかないこと、
- ④本法人グループの経営と教学のあり方そのものを改めるのでなければ、問題の根本は解決しない。

と問題提起し、その改善策を提案した。

## 第4 強制わいせつ等刑事事件

前記のとおり、第一審刑事裁判所は、「教育者としてあるまじき犯行であり、社会に与えた影響も軽視できない。」と指摘した。

## 第5 本法人・本大学の運営・教学における中島氏の地位

### 1 本法人設立準備委員会代表者

中島氏は、本法人の設立準備委員会代表者であり、設立にあたり28億円を寄附している。その寄附金は、本大学開学にあたり、伊勢崎市から譲与された不動産（旧校舎の土地、建物）とともに重要な資産となった。中島氏が本法人・本大学の「創立者」と称される所以の一つである。

### 2 中島氏への権限集中

#### (1) 本法人設立後から中島氏逮捕まで

中島氏は、本法人設立に尽力した経緯から初代理事長に就任し、平成15年4月には学長に就任し「総長」と称されているようになった。これにより、中島氏は、「総長」（理事長・学長を兼任）として大学・専門学校の経営・教学等に関する権限を掌握し、実質的に本法人グループ全体のあらゆる事項の細部にまで指導・指示を与え、経営・教育に絶大な権限を得ることとなり、いわば全権が中島氏一極に集中していた。前記「平成20年度の学生募集に関する問題」は、その氷山の一角であつた。また、強制わいせつ等刑事事件の第一審判決は、「教育者としてあるまじき犯行であり、社会に与えた影響も軽視できない。」と指摘する。

その背景には、次の点が挙げられる。

- ① 本大学が前記学校法人サンシャイン学園・学校法人たちばな学園の経営する専門学校の延長・発展の線上に創設され、併修を当初からの当然の前提としていたこともあり、従来の専門学校の教職員の一部が大学の教職員としても業務に従事することが行われ、その結果、本大学の設置当初から、教職員の兼務等の渾然一体状

況が日常的に現出されていたこと。

- ② 中島氏の直接の強力な指揮・監督・命令のもと、大学・専門学校両者の業務に携わる一部の幹部事務職員や教員が、大学・専門学校の重要事項を主導・決定していたこと。
- ③ 本大学においては、当時の副学長・学部長を含めて、教員の主体的な関与は事実上認められなかつたこと。例えば、当時の全体教授会、全体ミーティングは、中島氏の伝達と指導のための集会という性格が濃厚であった。

(注) 中島氏への権限集中の経緯等や当時の状況は、平成20年7月30日付報告書(資料6)に詳しい。上記は同報告書を参考とした。

### 3 中島氏の退任と新理事長、学長就任

中島氏は、平成20年1月21日、強制わいせつ罪で逮捕されたことから、同月28日、理事長、理事、評議員及び学長を辞任した。新理事長には中島範氏(中島氏の実母)、学長にはE氏が就任した。

なお、中島氏は、前記刑事事件判決の確定により収監されたが、平成22年7月7日には仮釈放され、その翌日8日には、本法人の事務職員(事務総長名)の辞令を受け、令和2年11月20日から評議員(同5年9月30日まで)に、令和2年11月30日からは理事長、学長に就任している(同5年4月3日まで)。

### 4 平成20年公表

本法人・本大学は、中島氏について「学校法人の理事長、学長として不適格と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等として復帰することを認めない。」(平成20年公表2頁「前理事長への今後の対応」)と断言した。

## 第6 検証・評価

平成20年公表、同年7月30日付報告書からは、中島氏の権限集中という状況下、本法人の大学運営が「高度な教育研究の水準を維持発展させ、学生たちに良質な教育を提供し、社会の信頼を獲得していく」とは決して評価できるものではなかつたことが分かる。

本法人が、専門学校の学生募集活動(平成20度入学)に伴って、「東京福祉大学・大学院」「池袋キャンパス」等と記し、本大学に入学したものと誤解した入学者が発生した事態は、前記のような中島氏の権限集中の弊害の一つであった。中島氏に権限が集中した弊害の表われの一つが強制わいせつ等刑事事件であり、平成20年公表へと繋がる。

## 第4章 平成20年公表

### 第1 公表の目的

平成20年公表は、中島氏の強制わいせつ等刑事事件を発端として、それまでの本法人・本大学のセクハラ対策を調査検証するとともに、「元総

長のわいせつ等刑事事件」に矮小化させることなく、「総長・理事長・学長という権限が一人の人間に集中」した本法人・本大学の経営を改善実行し、また実行する改善策を明らかにしたものである。

なお、平成20年7月30日付け報告書は、学校法人サンシャイン学園専門学校生募集に関する問題を取り上げつつ、そもそも論として、本法人・本大学等の運営が「元総長」に権限集中していたこと等を指摘し、緊急に改善実行すべき改善策を提言した（資料6）。

## 第2 中島氏との関係について

平成20年公表は、「今回の事件は、学校法人の理事長、学長として不適格と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等として復帰することを認めない。」

（平成20年公表2頁「前理事長の今後の対応」）とした。

また、平成20年7月30日付け報告書は、本法人が大学にふさわしい意思決定の適正化を図り、大学を経営するにふさわしい内実を備えるためには、大学経営を行うに足る人材を法人の構成員とする等、一層の内部改革が必要であるとし、「元総長がいかなる形においても今後大学等に関与・復帰しないことを法人の意思として決定し、これを社会に広く知らせてあることは、こうした措置の一環である。」（平成20年7月30日付報告書9頁「今後に向けた改善策」参照。）と明言した。

## 第3 平成20年公表の示した改善策の概要

### 1 本法人の管理運営・執行部体制

- ① 法人理事長と大学学長とを分離し、理事長を中心とする学校法人の執行体制と学長を中心とする教学組織と明確に区分した。
- ② 形骸化した理事会の機能強化等を図るため、全理事9名のうち5人を本法人・本大学以外の外部関係者（大学行政関係2名、企業・経済界2名、法務関係1名）とし、4人を本法人・本大学の内部関係者（法人関係2名、教学関係2名）として、適切な人材を選出することとした。
- ③ 理事長の諮問機関として「法人運営諮問会議」を置き、学校法人の執行体制を確立・強化し、今回の事件によって失墜した信頼を回復し、今後どのように大学を運営していくのか、さらに大学全体をより発展させ、より社会に貢献できるように、将来を見据えた運営方針を打ち出していくこととし、理事長は、「法人運営諮問会議」における検討をとおして、学校法人及び大学全体の経営状況を的確に掌握し、検討した事項を理事会に諮り、法人の運営責任を担うこととした。

### 2 大学と専門学校の運営組織

- ① 区分があいまいな教職員の兼任状況も明確に区分した。
- ② 大学運営連絡会議を設置して、当面の諸問題について、意見交換・情報共有を図る場とする。会議は、学長、学部長、短大部長、研究科長、事務局長、各課長及び法人常務理事（オブザーバー）で構成することとした。

③ 教育研究評議会を設置して、大学が自立して活動できる体制を強化する、同評議会の構成は、学長、学部長、短大部長、研究科長、事務局長及び若干の評議員とし、同評議会は学長の諮問機関として大学の重要な事項を審議する最高機関とすることとした。

④ 大学の事務部門を強化する。具体的には事務局長を中心とする組織体制を構築して、大学及び学校法人の事務を組織的に支援できるように強化することとした。

### 3 危機管理対策及びセクハラ対策を含む各種委員会の活性化

① 平成20年度には、大学内に危機管理委員会を設置し、新たな危機管理体制を構築する。

② 学内のセクハラ対策として、セクハラ対策委員会を定期的に開催し、全教職員・学生に対する勉強会・研修会や専門家による講演会開催、ポスターの掲示等の啓蒙活動に活発に取り組むこととする。セクハラ対策委員会の自主性・透明性を高めるために、外部からの第三者委員を加えて、セクハラ対策を強化する。

③ 学内の各種委員会についても、半年ごとにその活動状況を教授会に報告させて、その活動状況を検証する。

④ 合同調査委員会及び法人理事会独自の調査を今後も続けることとし、これらの調査を踏まえ、理事会・評議員会・大学運営連絡会議・教育研究評議会・教授会（各種委員会を含む）が連携して、管理運営体制等の見直しを図り、課題の探求と改善につとめ、透明性の高い、一般社会から信頼される学校法人及び教育研究機関としての大学を構築していく。

とした。

## 第4 検証・評価

### 1 改善策の提示と実行

中島氏の逮捕をきっかけとして、本法人が平成20年公表を公表し、「東京福祉大学大学・専門学校の学生募集に関する調査委員会」では、中島氏に権限が集中した本法人の運営を批判し、その運営と本大学等の教學について改善策を提言し、緊急かつ確実に実行に移されなければならないとした姿勢は評価されなければならない。

特に、本法人が、平成20年公表を介して、大学運営の基盤をなす法人（理事会）が大学の社会的責務を十分に理解し、大学にふさわしい意思決定を行えるようにするべく、法人運営諮問会議を設置して、学校法人としての意思決定の適切化を図り、学校法人が大学を経営するにふさわしい内実を備えるため、大学経営を行うに足る人材を学校法人の構成員とする等、一層の内部改革の必要性を訴え、「元総長がいかなる形においても今後大学等に関与・復帰しないことを法人の意思として決定し、これを社会に広く知らせてあることは、こうした措置の一環である。」と宣言したことは、大きな前進であったと評価できる。

### 2 自浄機能の確保と実効性への期待

強制わいせつ等刑事事件が発覚しなかった場合の本法人・本大学のその後の経過が、平成20年7月30日付報告書のいう、「高度な教育研究の水準を維持発展させ、学生たちに良質な教育を提供し、社会の信頼を獲得していく」大学となったかは極めて疑義の有るところである。

この平成20年公表と平成20年7月30日付け報告書が強制わいせつ等刑事事件、学生募集におけるパンフレットの虚偽記載等の問題を矮小化させることなく、自浄機能を果たし、大学経営の健全化を図るべく固い意志を表明したことは評価しなければならない。

この本法人の企画した内部改革・改善策がどのように実行されたかの検証・評価は、以下、各章において触れる。

## 第5章 平成20年公表から中島氏の仮釈放まで

### 第1 本法人

#### 1 資産の総額

平成20年から同22年の間の資産の変化は、次のとおりである。

同21年3月31日 51億7597万5973円

同22年3月31日 47億9827万3965円

同23年3月31日 54億1028万3452円

#### 2 財務の状況

財務の状況は、貸借対照表（決算ごとの推移）（別表5-2）のとおりである。

平成21年度は約4億円減少している。また、2年間に短期借入金が16億円（経費収支超過額の資金不足解消のため平成20年度7億円、経常収支の更なる充実を図るため平成21年度9億円借入）となっている。

## 第2 平成20年公表における改善策の実行性

### 1 本法人の管理運営・執行部体制

#### (1) 組織図

強制わいせつ等刑事事件が発覚した直後の平成20年5月1日付組織図では、総長制から理事長・学長を別人とした教学分離を表明したものとなっている（別紙1-4、なお、それ以前の同19年7月1日現在の組織図は別紙1-3）。

#### (2) 理事会の理事構成について

##### ア 外部理事を5名としたか

平成20年公表は、全理事9名のうち5人を本法人・大学以外の外部関係者（大学行政関係2名、企業・経済界2名、法務関係1名）にするとした。しかし、「平成20年公表から仮釈放まで」の間の理事構成は下記のとおりであり、外部理事が5名となった時期は平成20年5月30日から同年9月25日までの間であり、その後は、2名ないし3名の期間が続いていた。また、外部理事のうち1名は中島氏の妻であり、その就任時期も長く、その適格性が問われるところである。また、平成21年6月1日から同22年11月4日までは理事1

名欠員の状態であった（別表6）。

（理事構成（敬称略））

平成20年5月30日現在

中島範、E（群馬大学医学部・同大学名誉教授）、■■（常務理事）、■■（弁護士）、L、F、■■、■■（H3、桐生市長外）、■■、（監事■■、■■）

外部理事5名（うち、L氏は中島氏の妻）

同年9月26日現在

中島範、E、M（元衆議院議員、弁護士）、■■（弁護士）、L、F、H、N、欠員1名（監事弁護士■■、同■■）

外部理事2名、理事欠員1名

同年10月9日現在

中島範、E、M、■■、L、F、H、N、C、（監事■■、■■）

外部理事2名

同21年6月1日

中島範、M、■■、L、F、H、N、C、理事欠員1名、（監事■■、■■）

外部理事2名、理事欠員1名

同22年11月4日

中島範、M、■■、L、F、H、O（JR東海専務取締役外）、C、■■（本学専任教授）、（監事■■、■■）

外部理事3名

イ 理事として適切な人材を選出したか否か。

適切な人材が選出されたか否かは明確ではないが、平成20年公表後、外部理事数が5名であったのは、平成20年5月30日から同年9月25日までの間であり、その後中島氏が仮釈放された平成20年7月7日までの間、5名確保されている時期はないこと、外部理事のうち1名は中島氏の妻（理事長中島範氏の一親等姻族）であること、また、元理事のアンケート回答の中には、早く辞めたいと思った、他の理事にも早く辞めようという話をしたという記載もあり、かつ、理事欠員が続いた時期があったことからは、平成20年公表を遵守する姿勢、積極的に人材を確保しようとした姿勢があったのか疑義を抱かざるを得ない。

ウ 法人運営諮問会議は設置されたか。

理事長の諮問機関として、大学の組織整備・社会貢献、法人の中長期計画の策定・推進等について審議検討し、円滑な法人運営のための土台づくりの役割を担う組織として活動したのかについて、これまで議事録等の活動記録が見つかっていない。

## 2 本大学の管理運営体制

### (1) 教学分離、大学と専門学校の組織運営・人事の明確な区分

中島氏の後任には中島範氏が理事長に就任し、E氏が学長に選任され、

教育研究評議会が設置された。この観点からは、教学分離体制がとられたといえる。

しかし、大学と専門学校の組織運営・人事に関して、その改善が進められていたか、具体的な内容は不明であり、この当時の本法人と中島氏との関係（中島氏の収監中の本法人の仮釈放嘆願、教職員との書簡によるやりとり、将来構想検討委員会での対応、中島氏の収監中の事務総長職辞令等）を考慮すれば、果たして平成20年公表の改善策が進められたか極めて疑義のあるところである。

### (2) 大学運営連絡会議

大学運営連絡会議は、学長、学部長、短大部長、研究科長、事務局長、各課長及び法人常務理事（オブザーバー）で構成するとのことであった。平成20年3月6日開催の第3回会議から同20年6月19日開催の第16回会議までの議事録（標題は「大学運営会議」である。）が確認された。その議事録には当初討議事項が示され検討された形跡はあるが、平成20年5月22日開催の第11回会議以降は報告事項が記載されているばかりで、審議事項は全く確認されていない。

### (3) 教育研究評議会

ア 第1回会議が平成20年7月3日に開催されている（同日付け教育研究評議会議事録）。この会議では、当時のE学長から、出席委員に対して、教育研究評議会は教育研究サイドに関する事項を決めていく全学の意思決定機関であるとの説明がなされ、本大学組織図に関する説明や専門学校との明確な分離を進めていること（平成19年に専門学校生募集問題が発生しており、その改善策の一環。）、平成22年度には第三者評価を受けること等が報告されている。また、特に議題は定められず、委員間の自由討議が行われている。

第2回会議は同年7月17日に開催され、前記専門学校生募集に関する調査委員会設置が決議された。その調査結果報告書は同月31日に理事会で審議の上、文科省に提出される旨の説明がなされている。また、評議会の規程等が検討された。

その後、平成20年11月6日、同月27日に開催され、以後、平成22年7月2日まで開催されていない（教育研究評議会議事録）。

イ 平成23年2月3日の理事会決議により教育研究評議会の設置と同規程が承認されている。提案者の説明では、これまで、「本学園の諸規則の制定に関する規則では、理事長の決済で施行できることになっているため、平成22年5月から教育研究評議会を立ち上げ、同会規則を承認して運営して来た」とのことであるが、この提案説明は、前記のように平成20年7月には第1回開催がなされている事実に反している。このような理事会決議に至った背景には、平成22年度大学機関別認証評価において「教育研究評議会」が学則に明記されていない点が指摘されたことがあった（資料21-1 平成22年度大学機関別認証評価1頁参照。）。

ウ 開催の回数や審議事項からすれば、この間の活動は必ずしも活発

とは言えない。

#### (4) 大学の事務部門の強化

平成20年公表は、事務局長を中心とする組織体制を構築して、大学及び学校法人の事務を組織的に支援できるように強化するとした。

##### ア 事務局長を中心とする組織体制の構築

事務局長の交代履歴は、別表11「事務職所属長人事変遷」のとおりである。

この表によれば、平成20年9月からN氏が事務局長代理となっている。しかし、事情聴取等によれば、当時の事務局長P氏は同年2月初旬頃には退職しているということであった。事務局長交代の事情は定かではないが、この事情聴取等からは、後任には事務局長が置かれず、その代理が同年2月から同年末ころまで長期間執務することになる。このような人事が平成20年公表による事務局長を中心とする事務部門の強化を図ったものと言えるか疑義のあるところである。

##### イ 中島氏の事務局長（事務総長）就任の事実

平成22年7月7日、中島氏は仮釈放され、事務総長職の辞令をうけている（資料8-1）。この事実については、中島氏の仮釈放後の待遇のところで触れるが、事務局長職とする旨の辞令書（資料8-2、資料8-3）も見つかっていることからすると、平成20年公表において中島氏の専権体制を反省したことを踏まえた事務局長を中心とする組織体制の構築は実現されなかったと評価せざるを得ない。

### 3 本法人の中島氏への接触

(1) 中島氏との関係について、平成20年公表は「今回の事件は、学校法人の理事長、学長として不適格と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等として復帰することを認めない。」（平成20年公表2頁「前理事長への今後の対応」、同旨「平成20年7月報告書9頁「今後に向けた改善策」）とした。しかし、収監中の中島氏については、本法人・本大学及び教職員は次項(2)のような活動を行い、さらに中島氏との接触がなされた。

#### (2) 収監中の中島氏と本法人の接触

##### ア 中島氏の早期仮釈放に関する陳情書等の提出

前記のとおり、中島氏は、懲役2年の実刑が確定したが、同氏の収監中、本法人は、収監された中島氏の仮釈放を求めて、中島氏が収容されている喜運川社会復帰促進センターに早期釈放に関する陳情書を提出する等した（資料15～16）。その陳情書においては「・・・中島の引責辞任以来、専門学校の入学者数が激減する等、学校・グループ運営全般に支障が起き始めています。・・・大学そして専門学校を含めた東京福祉大学グループの安定した経営については、やはり前総長の中島恒雄の指導が不可欠であり、中島恒雄が事務職員として学校に早期に復帰することをすべての教職員が望んでおります。」等の事情が触れられていた。

#### イ 将来構想検討委員会

医療学部設置計画の実現に向けて、収監中の中島氏に面会し、また書簡のやりとりを介して同氏の意見を取り入れようとする状況が認められた（資料9 平成21年12月3日午前10時から同12時まで開催の将来構想検討委員会議事録から）。その会議では、中島氏からの書簡（平成21年10月5日着、当月3通目との記載あり。）が整理されて資料（中島氏からの手紙を清書・印字化した書面）として配布されていた。この会議では、M学長は「医療学部設置の件だが、中島さん（前総長）の方からいくつかの問題点が指摘されているので、それも踏まえて再度結論を出すようにしたい。中島さんも長年この学校を経営して来たわけで、彼の意見も聞く必要がある。こちらから中島さんに報告した内容と、それに対するに中島さんの意見をとりまとめて紙にしたものを作ったものを、今お配りした。」旨発言し、さらに同学長の「この資料は誰が作ったのか。」の問い合わせに対して、C氏から「前総長の言っていたことを当方でまとめた。」との回答がなされた。

ウ 中島氏と一部教職員との間では、本法人・本大学運営・仮釈放嘆願等に関して書簡によるやりとりがなされていた（資料14、別表8のうち民事訴訟事件記録から）。

### 4 中島氏の仮釈放後の待遇

#### (1) 中島氏を事務総長とする旨の辞令と高額の給与支給

本法人は、中島氏が平成22年7月7日に出所すると、同年6月28日付け辞令で中島氏を同年7月8日付けで事務総長名の事務職員として採用することとし（資料8-1）、同日付け給与辞令により給与月額500万円を支払うこととした。その給与明細上からは、7月分は、同月8日着任ということで日割り計算の上支給され、同年9月まで3か月続いたことになっている（資料24-1 平成22年賃金台帳）。しかし、本法人からは中島氏に対して同年12月28日669万8222円、同月12月30日601万2695円、平成23年1月25日334万9111円、同年2月25日334万9111円が振り込まれた記録が存在している（資料24-2 預金通帳写し、資料24-3 給与振り込みデータ）。なお、事務総長職の辞令に関しては、訂正された辞令書のような書面（資料8-2、8-3）も発見されており、これらの事実経緯は、株式会社サンシャイン図書との業務委託契約も関係していると見られ、詳細は第6章で触れる。

#### (2) 株式会社サンシャイン図書との業務委託契約

本法人は、この株式会社サンシャイン図書との間でコンサルタント業務契約を締結し、認可申請に関する業務、教学職員の研修に関する業務、学生募集に関する業務等を委託していた（資料25 コンサルタント業務契約書）。その月額報酬は1000万円、別途消費税）であった。このコンサルタント業務契約に関して、当時の独立監査人は、「補助金の給付目的に合致した支出の適正性の検証」をし、役務提供内容の実態と対価の妥当性について疑義を示していた。しかし、当時、面談した理事

(本第三者委員会の調査においては特定できていない。)は、「大学側は業務の実態とその評価について妥当な契約内容であるとの認識を持っている」旨、回答したとされる(資料20)。

株式会社サンシャイン図書は、実質的には中島氏の経営する会社であったと理解されるが、その詳細は、第6章で触れる。

## 5 結論

### (1) 中島氏復帰の動きの意味

平成20年公表は理事9名のうち5名を外部理事とし、本法人のガバナンス・コンプライアンスの確立を図る旨明言した。しかし、前記のとおりの理事構成であり、かつ、理事の欠員という状況も生じていた。このことは、適正な人材を確保することもないままに法人・大学の運営を続けていたということであり、これは、本法人(理事会)の健全化にむけた積極的な活動がなされていなかったのではないかという疑念を抱かざるを得ない。

むしろ、中島氏仮釈放の嘆願書等の提出や、将来構想検討委員会の動き、一部教職員と中島氏の書簡によるやりとりは、本法人の本音(平成20年公表は建前のもの)を明かにしており、この本音の行きついたところが、平成22年7月8日付け事務総長職の辞令に関する一連の行為(資料8)であり、月額500万円の支給であったと考えざるを得ない。本法人は中島氏の復帰を考えていたのである。

### (2) 教育研究評議会設置と活動状況

本法人は、教学における重要な機関である教育研究評議会を設置し、教学分離の体制を示した。しかし、理事会の決議を経ていなかったことから、平成22年度の大学機関別認証評価においては、その設置経過の不透明さを指摘され、平成23年2月3日の理事会決議において学則上規定されることになった。その活動状況は議事録から見る限り、必ずしも活発ではなかったと推察された。この要因は、理事会と教育研究協議会との意思疎通が円滑でなかったか、本法人の中核にいた理事長とその周辺の事務局スタッフが教学の分離に必ずしも積極的ではなかったことを推測させる。

### (3) 専門学校との「明確な分離」

その取組状況の姿勢は、前記教育研究評議会第一回議事録には報告が残されているが、具体的にどのように進行していたかは不明である。

しかし、資料8-2、同8-3の作成経過(資料8-2の作成者は学校法人たちばな学園の職員である。)からは、専門学校との明確な分離があったとは認められない。

### (4) 中島氏との関係について

ア 将来構想検討委員会での本法人等の中島氏に対する姿勢や中島氏の仮釈放のための陳情書等を提出する等の動きは、「学校法人の理事長、学長として不適格と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等として復帰することを認めない。」(平成20年公表2頁「前理

事長への今後の対応」)との表明と矛盾するものであった。

- イ 仮釈放嘆願書において、中島氏の引責辞任以来、専門学校の入学者数が激減する等、学校グループ運営全般に支障が起き始めている旨弁明しているが、中島氏が収監先から嘆願書等の案について自分に有利な事情を作り出して提案し、それを嘆願書等に反映させようとしていた事実からすれば、そのような事実自体認め難い(資料14民事訴訟事件において提出された一部職員との書簡、別表8のNo.19)。むしろ、強制わいせつ等刑事事件を引き起こした人物が大学教育の最高指導者として大学に存在したこと自体が、受験者・その保護者にとって良いイメージであるわけではなく、専門学校入学者数の激減は極めて自然であったと言わざるを得ない。当時、強制わいせつ等刑事事件は「総長の犯罪」としてマスコミにも大々的に取り上げられ、大学の実績も10年足らずであった本大学の評価を下げていたことは明確であった。
- ウ 本法人は、仮釈放直後の中島氏に対して事務総長職とする辞令を出し、月額500万円を支給していた。そのような決定に理事会が関与したとの議事録もなく、その経緯は不明瞭である。このような人事異動は、本法人等にとって極めて重要な決議事項であるにもかかわらず、事後的にはいえ黙認した理事会、監事の責任は極めて大きいと言わざるを得ない。また、独立監査人の監査は、このような収支状況をどのように把握して監査にあたっていたのであろうか、疑義を抱かざるを得ない。

#### (5) ガバナンス以前の自浄能力のなさ

- ア 平成20年公表に対する意識の希薄さ

以上に指摘した事実からは、本法人・本大学を運営していた当時の理事長、そして理事長を取り巻く一部理事・教職員には、平成20年公表における改善策を真摯に実施しようとする意識が希薄であったと考えざるを得ない。その観点からは自浄能力が全くなかったと言える。

#### イ 監事監査の不全

中島氏の仮釈放後の事務総長職の辞令の経緯、月額500万円等の支給、株式会社サンシャイン図書とのコンサルタント業務契約と多額の報酬支払等は、コンプライアンスの観点から強く検証されなければならなかつた(当時の独立監査人の指摘事項。)。しかし、面談に応じた理事は「問題無し」としたのであった。月額500万円もの支給がどのような役職を評価してのものなのか、6000万円もの報酬と役務の対価性等、当時の監事は、独立監査人から受けた指摘に対して、どのように、その是非を監査したのであろうか。監事の役割についても疑義を抱かざるを得ない。

#### ウ 中島氏復帰

同氏の収監中の本法人等の動きからすれば、同氏の本法人等への復帰は、既に同氏の収監中から既定路線となっていたとしか考えられない(ちなみに、事務総長職の辞令は平成20年6月28日付けである。)。

## 第6章 中島氏の仮釈放から本法人理事長復帰まで

### 第1 法人の管理運営に関する問題となつた事案

#### 1 序説

本項では、中島氏の仮釈放から理事長復帰までの期間において本法人の管理運営に関する問題となつた事案を時系列順に掲げ、各事案の評価を試みる。

なお、本法人による公表や海外での留学生募集活動への中島氏の同行等は、1つの事案として纏めることなく、発生した時期によって別の事案として掲げているが、これは、発生した時期も重要な意味があり、時期が異なれば、その評価も異なり得ることから、別の事案として掲げるのが便宜と考えたためである。

#### 2 中島氏の事務総長・事務局長就任

##### (1) 事実関係

中島氏は、平成22年7月7日、収監中であった喜連川社会復帰促進センターから仮釈放されているが、本法人は、その翌日に当たる平成22年7月8日、中島氏を事務総長として雇用している（資料8-1-1）。事務総長としての中島氏の給与は、月額基本給500万円とされた（資料8-1-2）。なお、この「事務総長」という役職は、中島氏が雇用されるまでは本法人に存在しておらず、中島氏を雇用するために新たに設けられたものである。また、事情聴取等によれば、本法人は、文科省に対し、中島氏の役職は事務総長ではなく、単なる事務職員であったと説明したことであるが、中島氏を雇用した際の辞令には「事務総長」と明記されている。

そして、本法人は、平成22年7月29日、中島氏の指示により、中島氏に対し、「平成22年7月30日付で事務局長として採用する。事務総長と称してもよい。」との辞令を出し（資料26）、中島氏を事務局長として雇用している。なお、これと対応するように、平成22年7月30日、それまで事務局長であったN氏が事務局長を退任している。

中島氏の事務総長・事務局長就任に関し、前後の理事会議事録を確認したものの、この点を審議した記録はない。当時の事務職員間で交わされたメールには、「理事長の全権委任を受けて、前総長が事務総長に任命されることになった」との記載があり、中島氏の事務総長・事務局長就任は中島範理事長の判断であったことが窺われる。ただし、事情聴取等によれば、中島氏を事務総長・事務局長として雇用することになった詳しい経緯を記憶している者はおらず、その点が明らかになるような資料も見つからなかった。

事務総長・事務局長就任後に中島氏がどのような業務を行なったのかについては、これを明らかにする資料がなく、判然としないが、事情聴取等によれば、平成22年7月10日に開催された名古屋キャンパスでの打ち合わせにおいて、中島氏自身が「表に出ないが指揮を執る」と発言しており、平成20年1月20日に逮捕されるまでに理事長として行っていた業務と同様の業務を行うことが企図されていたものと窺われる。

中島氏は、平成22年9月30日、事務総長・事務局長の役職を辞任し、本法人を退職している。本法人は、中島氏に対し、退職までの約3ヶ月間の間の給与として、1387万0970円（各種控除前の支給額）の給与を支払っている（資料27）。

退職の経緯としては、事情聴取等によれば、週刊新潮平成22年7月29日号（資料28）において本法人が中島氏を雇用していることが報じられ、平成22年8月7日には文科省から中島氏を事務総長として雇用することは適切でないとの指導を受けたため、中島氏は退職するに至ったとのことである。

## (2) 評価

本法人が中島氏を仮釈放の翌日から直ちに雇用していることに鑑みれば、その準備は相当以前から進められたものと窺われ、これは中島氏が収監中であった平成21年6月24日に本法人が収監先の喜連川社会復帰促進センターに対し「称呼番号1540中島恒雄の早期仮釈放に関する陳情書」（資料15）を提出し、中島氏の早期仮釈放を嘆願するにあたって、「前総長中島恒雄の指導が不可欠」や「中島恒雄が事務職員として学校に早期に復帰することをすべての教職員が望んでいる」等と記載し、中島氏が仮釈放後直ちに本法人に関与することを前提として嘆願をしていたことと軌を一にするものである。なお、本法人の理事ら（中島範氏、M、■■、L、H、F、N、C）も同様に、連名にて、平成21年11月、仮釈放の決定を行う関東地方更生保護委員会に対し、「中島恒雄の早期仮釈放許可に関する嘆願書」（資料16）を提出し、中島氏の早期仮釈放を嘆願するにあたって、「各担当部署から中島の早期復帰を望む声が出ております」や「中島には縁の下の支えとして、学校法人の理事長ほか関係各法人の理事長等を補佐させ、学校運営に協力させたい」と記載している。

そうすると、本法人及びその理事らは、平成20年公表から早くも1年足らずの時点において平成20年公表と矛盾抵触する言動をとっていたのであって、本法人が真摯に平成20年公表を行い、その内容を遵守する意思を有していたのかは、甚だ疑わしいと評価せざるを得ない。

また、本法人が中島氏に対して事務総長・事務局長在任中に支払っていた給与（月額基本給500万円）は、他の理事らや教職員の数倍程度に及んでいることを踏まえると、中島氏は平成20年1月21日に理事長、理事、評議員及び学長という全ての役職を辞任していたものの、本法人が中島氏による強い影響力の下に依然としてとどまっており、中島氏が本法人を私物化していたものと評価せざるを得ない。

## 3 平成22年公表の掲載とその削除

### (1) 事実関係

本大学は、平成22年10月12日、中島氏によるいかなる関与も認めないことを固く約束をする旨の記事（以下「平成22年公表」という。）を自らのホームページに掲載し、この点は文科省に対しても報告された（資料29）。

この平成22年公表については、理事会議事録を確認したものの、理事会において審議した記録はなく、公表に至った経緯をはっきり記載した資料は見当たらなかったが、中島氏が事務総長・事務局長を辞任し本法人を退職した直後であることや資料29の記載に鑑みれば、平成20年公表の立場を本法人に再確認させるべく、文科省から公表を指導されたものと推測される。

しかし、本大学は、平成23年3月下旬、自らのホームページから平成22年公表を削除している。本大学ホームページのアーカイブを確認したものの、平成22年8月23日～平成23年7月13日のアーカイブは残っておらず、また、事情聴取等でも正確な削除日を記憶している者はおらず、正確な削除日は不明である。

この削除については、理事会において議論されていないが、本法人は、文科省に対し、削除の理由として、文科省から平成23年3月の入試が終わることを目処に削除しても良いとの示唆があったこと、を挙げている（資料30）。ただし、この示唆についての客観的資料はなく、真偽は不明である。

なお、削除後、文科省は、本法人に対し、再掲載を求めていたところ、平成23年6月4日開催の平成23年度第1回理事会において、本大学のホームページへ中島氏を本法人の経営に関与させない旨の記事を再掲載することが審議されたものの、学生募集へ影響が大きいこと等を理由として、再掲載しないことが決議された。

## (2) 評価

平成22年公表は、平成20年公表の後にそれと矛盾抵触する中島氏の事務局長・事務局長就任という事案が発生したため、本法人が平成20年公表の立場を猶も維持していることを社会に対して明らかにするためになされたという役割を持つ。

この役割を踏まえれば、第三者が本法人の立場を確認しようとした場合にいつでもこれを確認できるようにしておくことが合目的的であるから、平成22年公表については、ホームページへの掲載から一定期間が経過した後に削除するのではなく、本法人がホームページを開設する限りは掲載を続けるべきであった。また、そうすることにより、本法人がなし崩し的に従来の立場を変更してしまうのを抑止する役割も期待できた。

しかし、本法人は掲載から約5ヶ月後に平成22年公表を削除しており、平成22年公表の上記役割を十分に理解せず、学生募集といふいわば目先の利益を優先してしまっている。

この事実は、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成22年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有していないかったことを裏付ける。

## 4 サンシャイン図書への業務委託

### (1) 事実関係

## ア 本件業務委託の開始

本法人は、中島氏が本法人を退職した直後、平成22年10月1日、株式会社サンシャイン図書（以下「サンシャイン図書」という。）との間で、サンシャイン図書に対し、①認可申請に関する業務、②教学職員の研修に関する業務、③学生募集に関する業務、④留学生募集に関する業務、⑤教育施設の整備に関する業務、⑥大学経営・運営に関する業務及び⑦上記各業務に関する業務に係るコンサルティング業務を委託し、その報酬として月額1000万円（税別）を支払う契約を締結している（以下「本件業務委託」という。資料25）。なお、資料25は、平成22年10月1日に作成されたものではなく、平成23年3月頃、平成22年10月1日にバックデータして作成され、平成23年3月29日に開催された平成22年度第5回理事会においてその締結が審議され、承認された。

本法人は、文科省に対し、本件業務委託を行った理由として、元理事長のコンサルタント能力を評価したうえで、本法人や本大学運営上の不明点や元理事長からの事務的引継ぎが不十分であった点について確認する必要があったこと、を挙げている（資料31）。

## イ サンシャイン図書等の概要

サンシャイン図書は、昭和48年11月に設立され、本件業務委託開始当時、登記上、「教育事業、学生募集業務（留学生を含む）に関する企画、調査、運営、受託並びに経営コンサルタント」のほか、様々な事項を目的として掲げる（資料32）。

サンシャイン図書は、平成22年12月1日、株式会社サンシャイン商事（以下「サンシャイン商事」という。）へ商号変更し、平成24年5月17日、株式会社山岡商事（以下「山岡商事」といい、サンシャイン図書、サンシャイン商事及び山岡商事を総称して「サンシャイン図書等」という。）へ商号変更している（資料32）。

サンシャイン図書等の株主は、事情聴取等によれば、当初は中島氏の父親であったが、本法人が保有している断片的な同社の株主総会議事録によれば、その後、1名～3名の範囲で株主が変遷しているものの、その詳細は不明であり、令和5年7月20日時点では本法人現理事長の長倉氏が100%の株主となっている。ただし、長倉氏のヒアリングによれば、長倉氏は中島氏に名前を貸しただけであって、サンシャイン図書等の株主の変遷については詳しく知らない、とのことである。

サンシャイン図書等の取締役には、本件業務委託開始当時、代表取締役として■■、取締役としてG氏及び■■の、いずれも中島氏の親族が就任していた（資料32）。平成22年12月1日～平成24年6月20日の間には■■（同様に中島氏の親族）が就任し、平成5年4月20日～平成9年5月31日及び平成10年4月23日～平成17年6月7日の間には中島氏自身も就任している。

なお、長倉氏も、平成22年12月1日に取締役に就任し、平成24年6月20日に退任するまで約1年半にわたって取締役に就任して

いる。

#### ウ 中島氏の稼働状況

中島氏は、サンシャイン図書及びサンシャイン商事において、本件業務委託に係る業務を行っており、これ以外の業務を行ったことは確認できない。本件業務委託の月報（資料33）を確認したところ、上記①～⑦の委託事項について具体的な助言を行ったことのほか、海外での留学生募集活動へ同行したことが記載されていた。

中島氏は、平成22年10月から平成23年2月までの間、サンシャイン図書及びサンシャイン商事の従業員として、合計2100万円の給与（賞与含む。）を得ているし（資料34）、平成23年全体では、合計3825万円の給与（賞与含む。）を得ている（資料35）。

#### エ 本件委託業務の委託料

事情聴取等によれば、本法人は、本件業務委託が終了するまでの間、サンシャイン図書及びサンシャイン商事に対し、8400万円の委託料を支払っている。

ただし、事情聴取等によれば、本件業務委託の委託料は、本法人がサンシャイン商事に対し平成23年3月31日に委託料6ヶ月分に相当する6300万円を支払うまで本法人からサンシャイン図書及びサンシャイン商事へ支払われていなかった一方、本法人は中島氏に対し平成22年12月～平成23年2月にかけ調査費等の名目で1940万9139円を支払っていた。これは、事情聴取等によれば、月額基本給を500万円として平成23年10月分、同年11月分、冬季賞与、同年12月分及び平成24年1月分を支払ったものであるが、中島氏は、本法人からサンシャイン商事への6300万円の支払日と同じ平成23年3月31日、本法人に対し、1940万9139円を返金している。

#### オ 本件業務委託の終了

本件業務委託は、平成23年5月20日、同月31日付で合意解除され、終了した（資料36）。

この合意解除については、理事会において議論されておらず、何故合意解除されたのかについて言及している資料も発見されなかつた。

もっとも、事情聴取等によれば、本法人の独立監査人である公認会計士は、平成23年5月17日、本法人の理事らに対し、サンシャイン図書に対する本件業務委託の役務提供内容の実態とその対価が妥当であると評価しても、サンシャイン商事の代表者は現理事長と二親等の姻族に該当するため、サンシャイン商事との取引は平成22年度決算報告の貸借対照表において関連当事者との取引として記載することが必要となる、との指摘をし（資料20）、実際に同貸借対照表へその旨の記載がされている（資料37）。このため、本法人は、平成23年5月31日、文科省に対し、経営学部設置等に係る寄附行為変更の認可申請を行っているところ、同申請を審査する過程において、平成22年度の貸借対照表を確認した文科省に本件業務委託を問題とされることをおそれ、合意解除をしたものと推測される。なお、中島氏

の事務総長・事務局長就任と併せ、本件業務委託が経営学部設置等に係る寄附行為変更の認可申請不認可の一因となっている（資料31）。  
カ サンシャイン図書とサンシャイン商事の後継としての教育研究社

本法人は、平成23年6月30日、株式会社教育研究社（以下「教育研究社」という。）との間で、教育研究社に対し、①学生募集に関する業務、②留学生募集に関する業務、③教職員の研修に関する教育事業業務、④認可申請に関する業務、⑤大学経営・運営に関する相談援助業務及び⑥上記各業務に関する業務に係るコンサルティング業務を委託し、その報酬として月額1000万円（税別）を支払う契約を締結している（以下「後継業務委託」という。資料38）。

事情聴取等によれば、後継業務委託は平成23年12月末を以って終了しているが、本法人は、後継業務委託が終了するまでの間、教育研究社に対し、8000万円（税別）の報酬を支払っている。

また、中島氏は、平成23年当時、教育研究社に雇用され、平成23年は給与として2500万円を受け取っている（資料35）。なお、中島氏は、平成24年も教育研究社に引き続き雇用され、平成24年は給与として2200万円を受け取っている（資料39）。

## （2）評価

本件業務委託の開始が中島氏の事務総長・事務局長退任に時間的に接続していることや、中島氏の稼働状況が事務総長・事務局長在任時と変わらないこと、本件業務委託の契約書がバックデータで作成されていること、当初は本件業務委託の報酬が支払われない一方中島氏へ調査費等の名目で金銭が支払われていたこと等に鑑みれば、本件業務委託は、文科省の指導によって中島氏を事務総長・事務局長として雇用し続けることができなくなった本法人が、窮余の策として、サンシャイン図書等というダミー会社を介し、文科省の目を欺きつつ、実質的に引き続き中島氏を事務総長・事務局長として雇用したものと評価せざるを得ない。

また、本法人は、本件業務委託が合意解約で終了した後、さほど日を置かず、教育研修社に対する後継業務委託を開始しており、教育研究社という新たなダミー会社を介し、猶も、文科省の目を欺きつつ、実質的に引き続き中島氏を事務総長・事務局長として雇用したものと評価せざるを得ない。

この一連の動きは、経営学部設置等に係る寄附行為変更の認可申請の過程で本件業務委託が文科省に問題とされることをおそれてなされたと推測され、本法人に文科省の目を欺く意図が明確にあったことを意味する。

平成20年公表、平成22年公表及び度重なる文科省の指導にもかかわらず、本法人が本件業務委託及び後継業委託を行ったという事実は、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表及び平成22年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表及び平成22年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

## 5 海外（タイ等）での留学生募集活動への同行

### (1) 事実関係

事情聴取等によれば、本法人は、留学生募集活動として、平成23年1月21日～平成23年1月31日にタイ及びミャンマーへ、平成23年2月17日～平成23年2月24日に中国及びベトナムへ、教職員を派遣し、現地の日本語学校等を訪問しているが、この留学生募集活動に中島氏が同行している。

本法人は、文科省に対し、この同行について、サンシャイン商事に対し本件業務委託として留学生募集業務のコンサルティングを依頼していたところ、サンシャイン商事の従業員であった中島氏が同行したもので、中島氏個人に依頼したわけではないと弁明している（資料30）。

### (2) 評価

本法人は、この同行について、上記のように弁明しているが、すでに述べたように、本件業務委託はダミー会社を介した実質的な中島氏の雇用継続であることや、同行にあたっての航空券や宿泊先の手配を本法人が行っていること、本法人の職員が中島氏に対し直接FAXで現地の学校へ送る文書の内容の確認を求めていることに照らし、実質的には本法人が中島氏個人に同行を依頼したものと評価できる。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表及び平成22年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表及び平成22年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

## 6 教職員採用面接への同席

### (1) 事実関係

事情聴取等によれば、本法人は、平成23年4月8日、11日及び12日の3日間にわたり、経営学部の新設に向け、教職員の採用面接を行なっているが、この採用面接に中島氏が同席している。

本法人は、文科省に対し、この同席について、サンシャイン商事に対し応募者の海外大学の学位等について助言を求めたところ、サンシャイン商事の従業員であった中島氏を採用面接に出席させたもので、中島氏個人に依頼したわけではないと弁明している（資料30）。

なお、アンケートの結果、平成30年にも、中島氏が教職員採用面接に同席したことが窺える。

### (2) 評価

本法人は、この同行について、上記のように弁明しているが、前述のように、本件業務委託はダミー会社を介した実質的な中島氏の雇用継続であることに照らし、海外での留学生募集活動への同行と同様、実質的には本法人が中島氏個人に同席を依頼したものと評価できる。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表及び平成22年公表を行なったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表及び平成22年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

## 7 練馬総合資材、金子建築及び倉島商事への清掃業務の委託

### (1) 事実関係

事情聴取等によれば、本法人は、平成23年9月～平成25年12月、練馬総合資材株式会社（以下「練馬総合資材」という。）に対し、平成26年1月～令和3年3月、株式会社金子建築（以下「金子建築」という。）に対し、令和3年4月以降、株式会社倉島商事（以下「倉島商事」という。）以下、練馬総合資材、金子建築及び倉島商事を総称して「練馬総合資材等」という。）に対し、本大学の清掃業務を委託し、練馬総合資材及び金子建築に対しては年間約1億円の業務委託料、倉島商事に対しては月額500万円前後（毎月変動）の業務委託料を支払っている（資料40）。

長倉氏のヒアリングによれば、練馬総合資材等はいずれも、長倉氏が設立した株式会社のことであって、現在又は過去の一時期、長倉氏が代表取締役又は取締役に就任しており、このほか、練馬総合資材では、■■（中島氏の義弟）が代表取締役又は取締役に就任している。また、練馬総合資材は平成23年5月27日設立、平成26年4月10日清算結了、金子建築は平成25年11月18日設立、令和3年9月22日清算結了であって、現存していないが、倉島商事は令和3年4月1日設立で現存している（資料41）。

そして、練馬総合資材は、少なくとも平成24年1月～平成24年8月の間、中島氏を雇用し、月額基本給300万円の給与を支給していた（資料39）。金子建築及び倉島商事が中島氏を雇用し給与を支払っていたどうかについては、資料が乏しく、明らかでない。

### (2) 評価

練馬総合資材等がいずれも長倉氏が設立した株式会社であって長倉氏が代表取締役又は取締役に就任していること、練馬総合資材等がいずれも本大学の清掃業務を受託していること、練馬総合資材が中島氏を雇用し給与を支払っていたこと、中島氏の給与がいち従業員としては極めて高額であること、練馬総合資材の代表取締役又は取締役に中島氏の義弟が就任していること、「倉島商事」という商号は長倉の「倉」と中島の「島」からとったものと推測されることに鑑みれば、金子建設及び倉島商事も練馬総合資材と同様に本法人が支払った業務委託料を原資として中島氏に対し給与等の名目で金銭を支払っていたのではないかと推測され、練馬総合資材等への清掃業務の委託は、練馬総合資材等というダミー会社を介し、文科省への目を欺きつつ、中島氏に対して上記利益供与をしたものと疑われる。

平成20年公表、平成22年公表及び度重なる文科省の指導にもかかわらず、かかる業務委託を行ったという事実は、中島氏による本法人の私物化そのものであるし、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表及び平成22年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表及び平成22年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

## 8 現職財務課長の横領事件

### (1) 事実関係

本法人の事務職員であったQ（以下「Q氏」という。）は、本大学の財務課長であった平成22年10月～平成24年7月の間、自らの職責上、本法人の通帳と印鑑を自由に持ち出すことができる奇貨として、本法人の預金を自ら領得する目的で引き出して横領した上、横領分を未収金に振り替え、これを回収不能として貸倒引当金を計上することを通じ、隠蔽工作をおこなった（以下「本件横領」という。資料42）。本件横領の被害額は、1億円にのぼる。

本件横領は、平成25年4月に決算事務作業を通じ発覚したところ、本法人は、平成25年5月15日、懲戒委員会を開催し、平成25年4月23日付けでQ氏を懲戒解雇処分とすることを決定し、懲戒委員会と同日の平成25年5月15日、Q氏に対し、これを通知した。

ただし、理事会に対しては、平成25年5月24日開催の平成25年度第3回理事会において初めて本件横領の発生及びQ氏に対する懲戒解雇処分が報告された。同理事会では、併せて、Q氏に返金の意思が認められないこと、刑事告訴を行うことが報告された。

その後、本法人は、平成25年6月20日、文科省に対し、「横領事件についてのご報告」（資料43）を提出し、同月21日開催の平成25年度第4回理事会において、本件横領に関し、Q氏に対し民事での提訴及び刑事告訴の手続が終えられたことが報告された。ただし、この時点では正式に刑事告訴は受理されていなかった。

平成25年8月下旬、警察の担当官から、正式に刑事告訴をすれば、Q氏が逮捕され、それが報道されることになるがそれでも構わないかとの注意喚起がなされ、平成25年9月20日、当時の水野理事長及びR事務局長が協議し、学生募集や卒業生の就職等への影響を考慮し、従前の方針から一転、水野理事長の判断で刑事告訴しないことが決定された。この判断は理事会で審議されておらず、水野理事長は、後述する調査委員会に対し、その理由として、刑事告訴を行うことは理事会で審議して決定した事項ではないことや、寄附行為上明示的に審議事項になっていないことを挙げている。

その後、本法人は、平成25年12月10日、文科省に対し、「横領事件についての内部監査結果のご報告」（資料44）を提出し、平成26年3月26日開催の平成25年度第7回理事会において、Q氏が既に報告されている1億円の横領（本件横領）とは別に平成23年3月に約1200万円の横領を行っていたことが報告された。

平成26年4月17日開催の平成26年度第2回理事会において、本件横領に関し、調査委員会を設置することが決議されたが、理事から刑事告訴は取り下げたのかとの質問があったのに対し、従前の報告とは一転し、本法人の組織内弁護士から、警察署へ告訴状は出したものの、平成25年9月20日、警察署へ刑事告訴はしないとの文書を提出し、現時点で刑事告訴は受理されていない、との回答があった。

平成26年5月23日開催の平成26年第3回理事会において、調査

委員会の進捗状況が報告された。

学校法人茶屋四郎次郎記念学園横領事件調査委員会は、平成26年6月6日、水野理事長に対し、調査報告書（資料42）を提出した。なお、同調査報告書には、中島氏からの聴取結果として、平成20年1月20日に本法人の理事長を退任した後も、中島氏がQ氏に対し自らの通帳、銀行員及びキャッシュカードの管理を任せたままにしていた、との記載がある。

平成26年7月1日開催の平成26年第4回理事会において、本件横領についての責任を理由として、当時のR前事務局長及びH元事務局長に対し減給100分の10の懲戒処分を行ったことが報告された。また、調査報告書では、Q氏を刑事告訴することが提言されていたものの、同理事会では、マスコミによって報道がなされ今後の学生募集に影響が出ること、Q氏が既に1万円を返金し今後も返金に努める旨を誓約していること、刑事告訴は今後の返金に支障を生じさせかねないこと、民事訴訟では請求額全額が認諾され請求額全額を認容する判決が既に下されていることを理由として、Q氏を刑事告訴しないことが承認された（全会一致）。

しかし、平成26年10月29日開催の平成26年第7回理事会において、平成26年第4回理事会での決定から一転、経常費補助金を得るために刑事告訴が必須であること等を理由として、Q氏を刑事告訴することが決定された（全会一致）。

本法人は、平成26年11月14日、池袋警察署へQ氏に対する告訴状案を提出し、同署からは刑事告訴を受理する方向で進めるとの回答を受け、これは平成26年11月27日開催の平成26年度第8回理事会において報告され、平成26年12月20日、本大学のホームページに刑事告訴を行う旨の記事が掲載された。

その後、Q氏に対する刑事告訴は、平成27年7月7日、正式に受理され、本法人は、平成27年7月10日、文科省に対し、その旨を報告したが（資料45）、平成26年度第8回理事会以降、理事会において、Q氏に対する刑事告訴について報告はされておらず、関連する質問もされていない。

## （2）評価

本件横領については、刑事告訴をするかどうかに関し、本法人の対応が二転三転しているが、平成26年10月29日開催の平成26年第7回理事会において刑事告訴することが決議されているのを除き、その対応は理事会での決議がなされておらず、水野理事長の判断で決定がなされている。特に、平成25年9月20日に水野理事長が刑事告訴しないことを決定した際には、平成26年4月17日開催の平成26年度第2回理事会において質問が出るまで、7ヶ月にわたり、理事会は刑事告訴をしない決定をしたことを把握できていなかった。

また、本件横領については、平成26年11月27日開催の平成26年度第8回理事会において刑事告訴を受理される見込みであることが報告されているが、平成26年7月4日に刑事告訴に関する事項を理事会

の審議事項とする理事会運営規程が施行されているにもかかわらず、それ以降、理事会において本件横領に関する報告がされることはなかった。

これらの事実に鑑みれば、現職の財務課長による1億円の横領という本法人のガバナンスにとって極めて重大な事案であるにもかかわらず、その対応に関し、理事会はほぼ蚊帳の外に置かれた格好になっており、本来、理事会の果たすべき理事長や本法人に対するチェック機能が十分に果たされていない。この点に関し、審議事項として理事会へ上程しなかった当時の理事長、内部理事及び事務職員に問題があることは勿論であるが、外部理事としても、上程がなければ、積極的に質問等を行い、対応の帰趨を最後までチェックすべきであったといえ、外部理事の受け身の姿勢も問題であったと言わざるを得ない。

また、平成26年7月1日開催の平成26年第4回理事会において刑事告訴しないことが決議されているものの、平成26年10月29日開催の平成26年第7回理事会において一転して刑事告訴をすることが決定されているところ、これには、報道による学生募集への影響をおそれて刑事告訴を断念したものの、その後、刑事告訴をすべきとの文科省の指導を受け、前年度50%減額交付となっていた経常費補助金への影響を考慮し、一転して刑事告訴することにした、という経緯がある。この経緯は、本法人が学生募集といういわば目先の利益に囚われ、本法人のガバナンスへの考慮を十分に行えていない姿や、文科省の指導に場当たり的に迎合して主体的に自らのガバナンスに必要な施策を講じることができない姿を浮き彫りにしている。

## 9 中島氏の茶屋四郎次郎学術記念学会会長就任

### (1) 事実関係

中島氏は、平成25年12月19日、茶屋四郎次郎学術記念学会（以下「本学会」という。）の会長に就任した。これは、当時の本学会会長が辞任したのに伴い、本学会の理事会と臨時総会が中島氏を新会長として選出したものである。

本学会は、平成8年に設立され、講演会の開催や機関紙の発行といった活動を行い、平成20年以降、活動を休止していたが、平成24年2月に活動が再開された。本法人及び本大学とは別組織ではあるものの、学会事務局を本大学内に置き、本大学の職員が事務局を担当し、会員の殆どは本大学の教職員であり、学会費は本大学が支払う教育研究費から天引きされていた。

文科省は、平成27年2月6日、文科省を訪問したC事務局長ほか2名に対し、この事実を指摘し、説明を求めた。

これを受け、中島氏は、平成27年2月23日、本学会の会長を退任し、同学会を退会した。

C事務局長は、平成27年2月27日、文科省を訪問し、「茶屋四郎次郎学術記念学会に関する報告」（資料46）を提出し、中島氏が会長に就任した経緯を上記のとおり説明したが、文科省は中島氏選任に至った具体的な経緯や本法人の認識等の追加報告及び資料提出を指導した。

その後、水野理事長及びC事務局長は、平成27年3月9日、再度文科省を訪問し、本学会に係る改善報告及び関連資料（資料47）を提出したが、文科省は、本法人が中島氏と決別できていないこと、決別は本心ではないと疑われること、同学会の事務局を名古屋に移すのは文科省の目から遠ざける意図があるのではないかと疑われること等を指摘した。

また、水野理事長及びC事務局長は、平成27年4月10日、再度文科省を訪問し、I理事・評議員の辞任、G理事・評議員の選任、理事長名での幹部宛の注意喚起文書のメール配信、本学会事務局の移転、本学会会費徴収方法の変更を報告したが、文科省は、中島氏との決別を幹部に限らず教職員全体に周知すること、周知内容をホームページに掲載して対外的に公表すること、を指導した。

## (2) 評価

中島氏の本学会会長への就任に関しては、本学会は本大学の機関ではないため、中島氏が本学会の会長に就任することは直ちに平成20年公表に矛盾抵触するとは言えないが、当時のR事務局長も中島氏と同時に理事に選任されていることや、本学会の理事及び会員の殆どが本大学の教職員であること、本学会の事務局が本大学内に設置されていること、本学会が開催する講演会を本大学の事務職員が手伝うことがあること、本学会の会費が本大学から教員へ支払う手当から天引きされていること等に鑑みれば、本法人のあずかり知らないところで進められたとは言い難いし、中島氏と本法人の接触を不可避的に生じさせ、中島氏による本法人への関与を惹起させかねないものとすると評価せざるを得ない。

本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表及び平成22年公表を行い、真摯に平成20年公表及び平成22年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたと窺われることは、これまでにも指摘しているが、中島氏の本学会会長への就任については、その一例であって、隙あらば中島氏との接触を強めようと本法人が画策していた証左であるといえる。

## 10 S理事の緊急動議

### (1) 事実関係

S理事は、平成26年3月7日に開催された平成25年度第6回理事会において、緊急動議を提出しているところ、議事録には緊急動議の議案が明記されておらず、その点は必ずしも明確ではないものの、事情聴取等によれば、当時の水野理事長及びR事務局長が中島氏の指示に従つて大学の運営を続けていることを問題にし、水野理事長の解任を求める緊急動議であったものと窺われる（以下「本件緊急動議」という。）。

本件緊急動議に対し、O理事からは文科省も状況を非常に深刻だと考えているとの指摘があつたものの、R理事（当時事務局長）からは、水野理事長も含め、中島氏から指示を受けていないし、中島氏を大学の運営に一切関与させておらず、名誉毀損に当たるとの反論があつたほか、H理事からも憶測に過ぎないとの反論があつた。このような審議の結果、本件緊急動議は否決された。

なお、平成25年度第6回理事会に先立つ平成26年3月3日、水野理事長は、S理事に対し、代理人弁護士（本法人の顧問弁護士でもある。）を通じ、平成26年3月31日に任期満了を迎えるS理事が重任されないことを通知するとともに、来る理事会において水野理事長の解任を求める緊急動議を行わないよう求める、内容証明郵便を送付している。事情聴取等によれば、本法人の事務局が他の理事を通じてS理事による本件緊急動議の動きを察知し、水野理事長に対し上記趣旨の内容証明郵便を送付することを進言した結果、理事会における混乱を避けるため、水野理事長がこれを容れたことによるもの、とのことである。

また、S理事、そして本件緊急動議を支持したO理事は、平成26年3月31日に任期満了を迎える、本法人の理事を退任しているところ、平成25年度第6回理事会においてS理事からS理事及びO理事再任の意見があったものの、同理事ら以外の者を新たに理事とする議案が可決された。

## (2) 評価

本件緊急動議の内容に鑑みれば、本法人の理事も、平成26年の時点において、中島氏を本法人の経営・教育に関与させないという平成20年公表及び平成22年公表の立場と矛盾抵触する動きがあることを疑っていたといえる。

本件緊急動議においてS理事は中島氏の具体的行為を摘示しているわけではないため、具体的な事実関係について議論が深まることはなかったが、それまでに平成22年公表後も海外での留学生募集活動への同行や教職員採用面接への同席、本学会会長への就任といった事案が発生し、その都度、文科省から指導を受けている以上、理事会としては本件緊急動議を契機とし改めて中島氏が本法人の経営・教育に関与している事案がないかを調査委員会を設置する等して調査をし、本法人のガバナンスを再点検して然るべきであった。しかし、実際には、R理事（当時事務局長）やH理事といった内部理事の強硬な反対によって、本件緊急動議は否決され、上記のような調査もされることではなく、本法人は自浄の機会を失った。

この点、当時の理事会の構成は、内部理事5名（S理事を含む。）及び外部理事4名の合計9名であったため、外部理事4名全員が賛成すれば、理事総数の5分の4の賛成を要する理事長の解任は難しかったとしても、出席理事の過半数の賛成を以って本法人の自浄へ向けた何らかの決議が可決される余地はあったが、本件緊急動議は否決された。外部理事の数不足及び外部性の不徹底によって理事会のチェック機能が不十分であった可能性は否定できない。

## 1.1 海外（ウクライナ等）での留学生募集活動への同行

### (1) 事実関係

本法人は、留学生募集活動として、平成26年6月18日～平成26年7月6日にウクライナ、ブルガリア、チェコ、ポーランド及びルーマニアへ、職員を派遣し、留学希望者への説明会を開催する等しているが、

この留学生募集活動に中島氏が同行している。

この事実は、本法人が留学生募集活動を妨害されたとしてウクライナ在住の日本語教師らに対して損害賠償を求めた東京地方裁判所平成30年（ワ）第29370号事件及び平成30年（ワ）第39878号事件並びにその控訴審である令和2年（ネ）第2559号事件及び令和2年（ネ）2791号事件の各判決において認定されている。

## （2）評価

中島氏は、平成23年に行われたタイ、ミャンマー、中国及びベトナムでの留学生募集活動に同行しているが、平成26年においても同様の行為を行っているのであって、文科省への説明に反し、中島氏による本法人の経営・教育への関与が継続していたと言わざるを得ない。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表及び平成22年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表及び平成22年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

## 1.2 中島氏の長男であるG氏の理事選任

### （1）事実関係

平成27年3月27日に開催された平成26年度第13回理事会において、中島氏の長男であるG氏が本法人の理事に選任され、平成27年4月1日付けで本法人の理事に就任した。

G氏の理事選任については、平成27年3月24日に開催された平成26年度第11回理事会において審議がなされ、理事らから、中島氏の長男が理事会に入ることを通じ世代交代を進めることができ中島氏との決別を明らかにできるのではないかとの意見があつた一方、選任によって中島氏の影響力が排除できるのか、選任の趣旨を文科省に理解してもらえるのかを疑問視する意見も出され、継続審議となり、続く平成26年度第13回理事会において、選任により中島氏との決別の一環としたいとの意見が再度あり、G氏本人も「本学園の役員として建学の精神に基づいて積極的に経営に参画したい。」との意志があるとの説明がなされた結果、選任が決議された（全会一致）。

文科省に対しては、水野理事長及びC事務局長が平成27年4月10日に文科省を訪問し、G氏の理事就任を報告しているが、事情聴取等によれば、文科省は特段の反応を示していない。

なお、その後、G氏は、令和2年1月24日、副理事長に就任している。

### （2）評価

G氏のヒアリングによれば、父である中島氏が平成20年1月に逮捕され、母が学校法人サンシャイン学園の理事長となつたため、それをサポートするために理事兼事務職員として学校法人サンシャイン学園に入職したが、中島氏の長男であったため、その当時から現在まで本法人や系列法人の理事や事務職員からは「跡取り」として見られているとのことであつて、本法人の理事への就任、そしてその後の副理事長就任も、

これと軌を一にするものと窺われる。理事会議事録を確認する限り、これに反対する理事は見られなかった。

G氏が本法人の理事としての適格性を有しているかどうかはさておき、この事実は、本法人の理事や事務職員の間に、「本法人は中島家の持ち物である」との意識が深く根を下ろしていることを窺わせる。

確かに、中島氏は、本法人を設立するに際し、寄附行為として28億円を拠出しているし、本大学での教育活動も少なくともその一部は中島氏が提唱した教育理論に基づき行われていることから、本法人の理事や事務職員がそういう意図を持つことに無理からぬところはある。しかし、伊勢崎キャンパスの敷地は伊勢崎市から無償提供を受けたものであるし、本法人は、令和元年度以降、経常費補助金の交付を受けられていないが、それ以前は、自ら辞退した平成20年度を除き、毎年交付を受けてきたのであるから、法人の財政的基礎は、中島氏の資金だけではなく、公的な資金からも構成されている。また、私立学校法上、学校法人には株式会社における株主のような持分権は存在せず、寄附行為を行った者とはいえるが、本法人は中島家の持ち物であるとの意識を裏付ける法的根拠もない。

### 1.3 平成27年公表の掲載とその削除

#### (1) 事実関係

本大学は、平成27年7月8日、中島氏は本法人の運営に関与しておらず今後も関与させない旨の記事（以下「平成27年公表」という。）を自らのホームページに掲載した（資料48）。

この平成27年公表は、事情聴取等によれば、水野理事長及びC事務局長が平成27年4月10日に文科省を訪問した際に文科省から中島氏との決別をホームページに掲載して対外的に公表することを指導されたことを受けた対応であるが、平成27年6月1日開催の平成27年度第2回理事会においてこれをどうかが審議され、中島氏の人権侵害となるおそれ、中島氏から提訴されるおそれ、学生募集への悪影響のおそれ等を理由として慎重意見が出され、継続審議となったものの、平成27年6月23日の平成27年度第3回理事会においてこれを行うことが決議され、公表に至ったものである。

しかし、本大学は、平成27年7月下旬、自らのホームページから平成27年公表を削除した。この削除に關し、理事会議事録の限りでは、理事会で審議はされておらず、事情聴取等によっても、誰のどういった指示で削除がなされたのかは明らかにならなかった。

かかる短期間で平成27年公表が削除された理由について、事情聴取等によれば、C事務局長は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）に対し、20日間ほど掲載し十分に対外的な周知は図られていること、また、中島氏の個人名を含むため中島氏から法的措置を講じられるおそれがあること、を挙げている。

#### (2) 評価

平成27年公表は、平成20年公表及び平成22年公表の後にそれと

矛盾抵触する、本件業務委託や海外での留学生募集活動への同行、教職員採用面接への同席、本学会会長への就任等といった事案が発生したため、平成22年公表と同様、本法人が平成20年公表の立場を猶も維持していることを社会に対して明らかにするためになされたという役割を持つ。

この役割を踏まえれば、第三者が本法人の立場を確認しようとした場合にいつでもこれを確認できるようにしておくことが合目的的であるから、平成22年公表と同様、平成27年公表については、ホームページへの掲載から一定期間が経過した後に削除するのではなく、本法人がホームページを開設する限りは掲載を続けるべきであった。また、そうすることにより、本法人がなし崩し的に従来の立場を変更してしまうのを抑止する役割も期待できた。

しかし、本法人は掲載から平成22年公表の掲載期間からも更に短い約20日後に平成27年公表を削除しており、平成27年公表の上記役割を十分に理解せず、学生募集といいういわば目先の利益を優先してしまっている。

この事実は、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成27年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表及び平成22年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有していなかったことを裏付ける。

#### 1.4 海外（ベトナム等）での留学生募集活動への同行

##### (1) 事実関係

本法人は、留学生募集活動として、平成28年1月21日にバングラデシュへ、平成28年10月10日にベトナムへ、平成29年3月14日にフィリピンへ、職員を派遣し、現地の大学へ訪問しているが、この留学生募集活動に中島氏が同行している（資料49）。

本法人は、文科省に対し、中島氏は特定非営利活動法人日本・留学生交流援護会の理事長として同行したが、本法人は経費を負担しておらず、同法人が給付する奨学金の話のみをした、と説明している（資料49）。

##### (2) 評価

中島氏は、平成23年に行われたタイ、ミャンマー、中国及びベトナムでの留学生募集活動、また、平成26年に行われたウクライナ、ブルガリア、チェコ、ポーランド及びルーマニアでの留学生募集活動に同行しているが、平成28年及び平成29年においても同様の行為をしているのであって、文科省への説明に反し、中島氏の関与が継続していたと評価せざるを得ない。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有していなかったことを裏付ける。

## 1 5 入学式への来場

### (1) 事実関係

中島氏は、平成28年度以降、本大学の入学式に来場した上、入学式の様子を見学して、来賓からの挨拶に応じる等し、平成30年度の入学式では、一般参列者が入場する前に来場し、準備の様子を見学した（資料50）。

### (2) 評価

この事実に関し、本法人は、文科省に対し、中島氏を招待していないと主張しているが（資料50）、平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表にもかかわらず、来場を許し、平成30年度には一般参列者に先立つ入場という特別扱いをしていることからして、俄に信用できず、正式に招待状が出さずとも、中島氏に求めに応じてか、あるいは忖度をしてかは定かでないが、本法人の内部理事又は事務職員が中島氏に対し入学式の日程等を伝え、その来場を許していたものと窺われる。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

## 1 6 教員研修会への出席及び授業見学

### (1) 事実関係

本大学のファカルティディベロップメント部会は、平成29年度、中島氏に対し、教員への教育方法の助言を依頼し、これを受け、中島氏は、教員研修会に複数回出席し、教員に対し、授業メソッドについて講義を行うと共に、月に1、2回開催される授業見学に参加し、これに基づき、教員に対し、助言を行った（資料50）。

### (2) 評価

この事実に関し、本法人は、文科省に対し、教員へ直接指導したわけではなく、教員研修会にゲストスピーカーとして数回出席ただけであるし、学生に直接講義をしたわけではないから、平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表に矛盾抵触しない旨の説明をしている。

しかし、平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表において中島氏を本法人の経営・教育に関与させないと宣言するにあたり、関与の形態に限定はなかつたのであって、上記のような中島氏の関与が平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表に矛盾抵触することは論を俟たない。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表及び平成22年公表、平成27年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表及び平成22年公表、平成27年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

また、本件については、理事会において全く審議されておらず、本大

学のファカルティディベロップメント部会以外に本法人及び本大学のどの機関がその実現に関わっているのかが判然としないが、仮に理事長及び理事会が全く預かり知らないところで実現されたのであれば、要決裁事項、決裁権者、理事会での要審議事項等が明確でなかったためではないかと窺われ、本法人及び本大学の意思決定のプロセスに問題があることを意味する。

## 1 7 本大学キャンパスでの留学生の接遇

### (1) 事実関係

事情聴取等によれば、中島氏は、平成29年12月9日、東欧からの留学生らと共に本大学の伊勢崎キャンパスを訪問し、同キャンパス内に残っていた旧「総長室」において同留学生らと昼食を共にする等、接遇を行った。

これには本法人の事務職員2名も同行し、その様子は本大学の入学課長にもメールにて報告されている。

### (2) 評価

この事実が、中島氏による本法人の経営・教育への関与に当たることは、論を俟たない。

そして、この接遇に本法人の事務職員が同行し、本大学の入学課長にも報告されていることからすれば、この接遇は本法人及び本大学が組織的に行つたものであると評価せざるを得ない。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行つておらず、その内容を遵守する意思を有してなかつたことを裏付ける。

なお、この接遇についても、理事会において全く審議されておらず、本法人及び本大学のどの機関がその実現に関わっているのかが判然としないが、仮に理事長及び理事会が全く預かり知らないところで実現されたのであれば、要決裁事項、決裁権者、理事会での要審議事項等が明確でなかったためではないかと窺われ、本法人及び本大学の意思決定のプロセスに問題があることを意味する。

## 1 8 消えた留学生問題

### (1) 事実関係

事情聴取等によれば、文科省は、平成30年12月19日、本法人を呼び出し、1年間で300名以上の留学生が行方不明になっており、600名以上の留学生が退学しているとの情報が寄せられているので、事実関係を報告するように指示した。

その後、平成31年3月15日、本大学において平成30年度に留学生約700人が所在不明等を理由に除籍になっているとの報道がなされ、文科省は、平成31年3月26日～平成31年5月14日にかけて、5回にわたり、本大学に対し、実地調査を行つた。

文科省は、令和元年6月11日、実地調査に基づく調査結果及び措置方針を公表し、多数の留学生の安易かつ不適切な受入れや不十分な在籍管理が大量の所在不明者、不法残留者等の発生を招いており、本大学の責任は重大と結論付けると共に、留学生を学部研究生として新たに受け入れることを見合わせるよう指導し、出入国在留管理庁は、申請があつても「留学」の在留資格の付与を認めないとした。

なお、この件は、国会でも取り上げられ、盛んに報道がなされている。

## (2) 評価

この事実は、直接中島氏による本法人の経営・教育への関与を示すものではないが、文科省が平成30年12月に指摘をするまで、本法人の理事会が問題を認識し、その改善に取り組むことができなかつたという意味において、理事会の情報収集能力が不足していること、また、理事会の審議事項及び報告事項を準備する事務職員のガバナンスへの理解やコンプライアンス意識が不足していることを浮き彫りにする。

また、この事実は、本大学が自らの管理能力以上の留学生を受け入れてしまつたことに一因があるが、その背景には学生募集という目先の利益に常に引っ張られ続けている本法人の姿勢があり、この点は平成22年公表及び平成27年公表を早期に本大学のホームページから削除してしまつたことと根本の原因が共通している。

## 1.9 本大学キャンパスへの訪問

### (1) 事実関係

中島氏は、令和2年5月7日、本大学伊勢崎キャンパスを訪問した。本法人は、文科省に対し、同キャンパスに保管されていた私物の衣類を回収するために訪問した、と説明している（資料49）。

また、中島氏は、令和2年5月27日、本大学池袋キャンパスを訪問した。本法人は、文科省に対し、中島氏から私物を探したいとの連絡があり、断りきれず、これに応じた、と説明している（資料49）。

### (2) 評価

この事実に関しては、そもそも、中島氏は平成20年1月21日に理事長、理事、評議員及び学長を退任して以降、本法人及び本大学とは一切の関係がなくなつていてもかかわらず、依然として中島氏の私物が本大学のキャンパス内に残つていたことが問題である。本法人としては、平成20年1月21日に理事長、理事、評議員及び学長を退任後、直ちに中島氏の私物を整理し、中島氏又はその家族に対して引き渡すべきであった。こういった対応を怠り、本大学各キャンパスに存在する「総長室」をほぼ手付かずのまま温存していたことは、本法人が平成20年公表当時からいざれ中島氏を復帰させる意図を有していたことを浮き彫りにしていると評価せざるを得ない。

また、中島氏から私物を探したいと要望があったとしても、その時点で本法人の側で中島氏の私物を整理し、その全てを宅急便等で送ることも可能だったのであって、中島氏が本大学キャンパスへ訪問するのを本法人が許す必然性はない。

この事実も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思をしてなかったことを裏付ける。

## 20 文科省宛文書での刑の消滅を理由とした中島氏復帰への言及

### (1) 事実関係

本法人は、平成31年2月6日、文科省に対し、文書（資料50）を提出し、中島氏による入学式への来場、教職員研修会への同席及び授業見学等について弁明しているが、同文書において、「中島氏は平成32年（来年）10月24日に刑期満了から10年が経過します。刑法第34条の2（刑の消滅）により刑が消滅しますので、創立者である中島氏は教育の現場に復帰させることができるので、そのときは大学を挙げて本学に直ちに復帰してもらうつもりです。」と記載した。

もっとも、本法人は、令和元年11月15日、文科省に対し、文書（資料51）を提出し、上記記載を撤回している。

### (2) 評価

この記載は、言うまでもなく、期限を定めずに中島氏との決別を宣言した平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表と真っ向から抵触するものである。

事情聴取等によれば、この記載にあるような刑の消滅を理由とした中島氏の復帰については、それが可能であることが本法人の理事らや事務職員の間では共通の認識になっていたことが窺われ、この記載もそれを前提としたものである。

この記載も、本法人が文科省に対する「その場しのぎ」として平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行ったすぎないことを浮き彫りにし、ひいては、本法人が真摯に平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を行っておらず、その内容を遵守する意思をしてなかったことを裏付ける。

## 21 小括

本法人が平成20年公表から1年も経たない中島氏の収監中から仮釈放後直ちに中島氏を本法人へ関与させることを前提に仮釈放の嘆願活動を行い、仮釈放の翌日に中島氏を事務総長（その後は事務局長）として雇用していること、そして、その雇用が週刊誌報道で文科省に知れ、文科省から指導されるや、サンシャイン図書等や練馬総合資材等のダミー会社を介して実質に中島氏の雇用を継続し、あるいは利益供与したと疑われることに鑑みれば、平成20年公表は文科省に対する「その場しのぎ」であって、本法人は端から平成20年公表の内容を遵守するつもりはなかつたものと評価せざるを得ない。

平成20年公表以降に発生した、海外での留学生募集活動への同行、教員採用面接への同席、本学会会長就任、入学式への来場、教職員研修

会への出席及び授業見学、本大学キャンパスでの留学生の接遇、本大学キャンパスへの訪問並びに文科省宛文書での刑の消滅を理由とした中島氏復帰への言及といった事案は、いずれもこのような本法人の姿勢の表れであって、平成20年公表に続く平成22年公表及び平成27年公表についても、文科省に対する「その場しのぎ」であって、本法人はその内容を遵守するつもりはなかったものと評価せざるを得ない。

そして、この間、本法人の理事会は、現職財務課長の横領事件やS理事の緊急動議、消えた留学生問題といった事案で浮き彫りになったように、そのチェック機能を十分に果たすことができておらず、理事長、内部理事及び事務職員主導の大学経営を追認し続けた。

また、理事長、内部理事及び事務職員は、中島氏の長男であるG氏の理事及び副理事長就任という事案に表れているように、平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表にかかわらず、「本法人は中島家の持ち物である」との意識から脱却できずにいた。

## 第2 これらの事案が発生した原因

### 1 序説

本項では、前項で明らかになった本法人の管理運営に関して問題となつた事案がなぜ発生してしまったのか、その原因について検証を試みる。

### 2 経験不足の元理事長らによる事務職員主導の意思決定

#### (1) 元理事長らの大学経営についての経験不足

中島氏が平成20年1月に本法人の理事長を辞任して以降、令和2年1月に本法人の理事長に復帰するまでの間、中島範氏、松原眞志夫氏及び水野良治氏の3名が本法人の理事長に就任している。

中島範氏は、本法人の理事長に就任するまで、昭和16年～昭和20年に専門学校において家庭科の教員をしているほか、平成3年以降、中島氏が創立した複数の学校法人の理事長及び理事に就任している。もっとも、中島範氏は、平成3年の時点で71歳、本大学が開学した平成12年の時点で80歳と高齢であったこと、また、中島氏の実母であることからすると、理事長や理事に就任していたといつても、いわば名誉職であったと推測され、中島範氏が本大学の経営に実質的に参画していたとは考え難く、中島範氏に大学経営の十分な経験はなかったと評価せざるを得ない。

また、松原氏及び水野氏は、いずれも、大学卒業後、定年退職をするまで高等学校の教諭をしていた者であって、本法人の理事長に就任するまでの間に大学教授や専門学校の校長を務めたことはあるものの、大学経営を行う学校法人の理事長及び理事を務めたことはなく、この両名にも大学経営の十分な経験はなかったと評価せざるを得ない。水野氏のアーリングによれば、この点は水野氏も自ら認めるところである。

#### (2) 事務局主導の意思決定

このように、理事長であった中島範氏、松原氏及び水野氏には、大学経営の十分な経験がなかったため、本法人が意思決定を行うにあたって

は、事務職員に相談し、事務職員が提案した案を原則として追認していたと考えるのが自然である。

水野氏のヒアリングによれば、現にこのように意思決定を行っていたとのことである。

### 3 事務職員を通じた中島氏の関与

#### (1) 事務職員による中島氏への意向伺い

中島氏の仮釈放から理事長復帰までの期間にかかる中島氏の本法人への関与に関しては、まずは中島氏から理事長であった中島範氏、松原氏及び水野氏へ直接の指示があったのではないかが疑われた。

しかし、水野氏のヒアリングによれば、中島氏から直接指示を受けたり意向を伝えられたりしたことではないとのことであって、これを覆す資料は見つからなかった。

もっとも、平成20年10月～平成22年3月及び平成25年5月～平成26年3月に本大学の総務課長、平成26年7月～平成28年2月に本法人の事務局長を務めたC氏のヒアリングによれば、本法人の意思決定に関しては、適宜、中島氏に対し、事前又は事後に、電話又は対面で報告していた、とのことである。

この点を鑑みれば、中島氏の仮釈放から理事長復帰までの期間においては、理事長に対して提案を行っていた事務職員の側で、中島氏の意向を確認しつつ、意思決定の案を作成し、それに中島氏の意向を反映させていたと推測される。このような形で中島氏の意向が本法人に意思決定に反映されていた。

#### (2) 意向伺いの背景

そうすると、平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表にもかかわらず、何故事務職員がこのような行為をしていたのかが問われなければならない。

この点は、すでに述べたように、本法人が平成20年公表を文科省に対する「その場しのぎ」として行い、端からその内容を遵守するつもりがなかったことの表れというほかない。

このほか、すでに述べたように、この期間の理事長らは大学経営の十分な経験がなく、自らトップダウンで意思決定を行うことはなかったが、事務職員は中島氏の理事長退任以前に中島氏によるトップダウンの意思決定に慣れ親しんでおり、ボトムアップで意思決定を行う意思と能力に乏しかったと推測され、この点も背景になっていると評価せざるを得ない。

これに加え、すでに述べたように、事務職員に「本法人は中島家の持ち物である」との意識があることや、専門学校時代から中島氏の下で働いていた古参の事務職員のなかには、働き始めるにあたり、新卒ではなかった者も少なからず存在し、事情聴取等によれば、これらの事務職員は「中島氏に拾ってもらった」という恩義を感じていることも、一因になっていたと窺える。

#### 4 理事会の機能不全

##### (1) 理事会が果たすべきであったチェック機能

以上のように、本法人では、中島氏の仮釈放から理事長復帰までの期間、事務職員が中島氏の意向を確認しつつ中島氏の意向を反映させて意思決定の案を作成し、大学経営の十分な経験がない理事長がそれを追認するという実態があったと評価できる。

かかる実態は、中島氏を本法人の経営・教育に関与させないという、平成20公表、平成22公表及び平成27年公表に反するものである。

この点、本来であれば、事務職員及び理事長に平成20公表、平成22公表及び平成27年公表に反する動きがあれば、理事会がそのチェック機能を果たし、個別の議案の否決や理事長の解任といった対応を行うべきであった。

しかし、本法人の理事会はこのような対応を行なっていない。その背景には次のような事情がある。

##### (2) 審議すべき事項の不明確さによる審議漏れ

本法人では、中島氏の事務総長・事務局長就任や、平成22年公表の削除、海外での留学生募集活動への同行、教職員採用面接への同席、現職財務課長の横領事件への対応の一部、入学式への来場、教員研修会への出席及び授業見学、本大学キャンパスでの留学生の接遇等について、理事会において審議がなされていない。

これらは、いずれも、理事長が単独で判断したか、あるいは理事長さえも知られず、教職員が独断で行ったものと窺われる。

もっとも、事情聴取等によれば、本法人では、平成26年7月4日に理事会運営規程が施行されるまでは、どのような事項を理事会で審議しなければならないかや、どのような事項を理事長が単独で判断できるのかといった点を具体的に規定した内部規程は存在しておらず、理事会において審議しなかったことが必ずしも本法人の内部規程に反しているとは言えない。

しかし、平成20公表、平成22公表及び平成27年公表が存在する以上、いずれも本法人のガバナンスにとって重大な事項であるから、本来であれば、理事会において審議すべき事項であったというほかなく、平成26年7月4日に理事会運営規程が施行されるまで、こういった事項を理事会において審議すべきことを具体的に定めた内部規程が存在しておらず、理事会において審議すべき事項の範囲が不明確になっていたことは問題であるし、理事会運営規程施行後も本来であれば審議事項とすべきものがされていない状況が散見され、この点も理事会がチェック機能を果たすことができなかった一因だと評価できる。

##### (3) 平成20年公表等に対する理事の認識不足

仮に中島氏による本法人の経営・教育への関与を疑わせる審議事項が理事会へ上程されたとしても、理事会を構成する理事らが平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表の内容を十分に認識していないければ、そのチェック機能を果たすことはできない。

この点に関しては、事情聴取等によれば、理事らは、新たに理事へ就

任するにあたり、事務職員から平成20年公表等について説明されることはなく、文科省に対する文書等を審議する過程でそういった公表がされていることを徐々に認識し始めるという経緯が窺われる。

すでに述べたように、平成20年公表等は文科省に対する「その場しおぎ」であって、本法人は端から平成20年公表等の内容を遵守するつもりはなかったものと評価せざるを得ないため、新しく就任した理事に事務職員がその内容を説明しなかったことも、その表れというほかないが、この点も理事会がチェック機能を果たすことができなった一因だと評価できる。

#### (4) 外部理事らによる突っ込んだ議論を妨げる理事会運営

本法人では、事情聴取等によれば、理事らを理事会へ招集するにあたり、原則として、①法人事務課から2週間前～10日前までに議案を含めた招集通知を理事に郵便で送付し、②法人事務課から前日までに説明資料及びシナリオを理事長、副理事長、内部理事及びその他の事務局担当者（事務局長、事務局長補佐、総務課長及び法務室）へメールで送付し、③当日に内部理事及び外部理事へ説明資料を紙媒体で配布する、という手順が踏まれている。

もっとも、①において理事らへ送付される招集通知の議案は、「学校法人運営調査委員による運営調査について」や「短期大学部募集停止について」等といった簡素かつ抽象的なものにとどまっていたことから、外部理事らが当該理事会の具体的な報告事項及び審議事項を知るのは、当日に説明資料を紙媒体で配布された時点であった。

また、本法人では、理事らへの招集通知の送付した後に議案が追加又は削除され、そもそも当日まで議題及びその説明資料が確定しないことが頻繁に発生した。

このため、外部理事らは、理事会の報告事項及び審議事項につき、事前検討をすることができず、理事会での突っ込んだ議論が妨げられ、表層的な検討に流れやすい状況があったと言わざるを得ない。

水野氏のヒアリングによれば、水野氏自身もこの理事会の運営方法は問題だと感じ、事務局に対して改善を求めたが、事務局からは以前からこの手順で行っているとの説明を受け、それ以上は強く求められなかつた、とのことであった。

この点も理事会がチェック機能を果たすことができなった一因だと評価できる。

#### (5) 外部理事らによる掣肘力の不足

仮に中島氏による本法人の経営・教育への関与を疑わせる審議事項が理事会へ上程され、かつ、外部理事らがその問題を認識したとしても、その外部理事らに理事会の決議を左右することができなければ、理事会のチェック機能を果たすこととはできない。

この点、本法人の寄附行為上、通常の審議事項は出席理事の過半数で議決し、また、理事長の選解任は理事総数の5分の4で議決するものと定められているが、中島氏が本法人の理事長を退任した平成20年1月以降、中島氏が理事長に復帰するまでの間、本法人の外部理事は少ない

時期で2名しかおらず、一時期5名のときもあったが、通常の審議事項についても否決は容易ではなく、理事長の選解任についてはほぼ不可能と言っても過言ではない。

このため、理事長、内部理事及び事務職員らが特定の審議事項を理事会において可決しようとした場合、外部理事がこれを妨げるのは容易ではなく、理事会における外部理事の掣肘力は十分ではなかつたと評価できる。

この点も理事会がチェック機能を果たすことができなつた一因だと評価できる。

#### (6) 理事会の審議事項に関する継続的モニタリングの不足

本法人の理事会では、現職財務課長の横領事件への対応等においても表れているように、本法人のガバナンスにとって重大な事案について、断片的に審議されるものの、それが継続的にモニタリングされないという傾向が窺われる。

審議事項についての継続的なモニタリングは、理事会での審議結果が実際に本法人の管理運営に反映されているかを測るために不可欠であつて、理事会のチェック機能の重要な要素といえる。

この点も理事会がチェック機能を果たすことができなつた一因だと評価できる。

## 第7章 中島氏の本法人理事長・学長復帰から本第三者委員会設置まで

### 第1 中島氏の理事長・学長復帰

#### 1 復帰に向けた理事会、関係者の動き

(1) 中島氏が正式に理事長、学長に就任する以前に、中島氏の理事長・学長復帰に関する記録が確認できたのは、後に撤回された資料50を除けば、令和2年度第7回理事会（令和2年10月9日から同月12日、持ち回り書面）議事録である。

ここには、G氏が「正々堂々と「変わります」と言えばよい。」「元理事長を復帰させるとなると」「復帰をさせるならもっと文科省に対して根回しをしてからにするか、裁判で文科省と争つてからにするべきだ」と、中島氏の復帰を前提とする発言をした記録が残っている。

また、同理事会で言及されている文科省の同年9月28日付け2高私参第4号文書への回答、すなわち令和2年10月9日付け東福大事第2142号文書（資料52）では、水野氏が「貴省や大学関係者の皆様に疑惑を抱かせてしまったこと」の責任をとつて同年10月中に理事長を辞する旨を述べている。

よつて、この発言の前にG氏をはじめ、理事や理事会に関与する職員の中では中島氏が復帰することが確定し、その認識が共有されていたということになる。

しかし、後に撤回された資料50を除けば、同年10月9日以前に、理事会等における中島氏復帰に関する記録を確認することはできなかつた。

上記発言をしたG氏は、ヒアリングにおいて、本法人から事前の（正式な）報告等ではなく、令和2年1月20日理事会にて正式に決定する前に中島氏からの報告はあった、と述べている。これは、G氏は中島氏と親子としての個人的な関係があるがゆえに情報を得ただけにすぎない上、復帰の是非等に関する相談等ではなく復帰という決定事項を報告されたにすぎない。

そして、中島氏が正式に「復帰」を遂げた令和2年度第8回理事会までに、理事会等で中島氏復帰の是非に関して議論された形跡、記録は確認できなかった。

当時の理事長水野氏、及び学長D氏の退任、新学長候補者の選考・選出過程（資質評価）の経緯含め、中島氏の復帰（理事長、学長就任）に至る経緯、本法人内、理事会、評議会での検討や、交代への準備等の形跡、記録も確認できなかった。

事情聴取等によれば、理事長、学長共に就任時の辞令は発出されているようであるが、その作成、発出経緯も関与者も不明である。

また、事情聴取等によれば、当時の理事であり総務課長、事務局長補佐（後の事務局長）であったC氏が、中島氏が刑の終了から10年経過後に復活することを「当然の前提」として行動しており、政治家（元職含む）や文科省関係者に中島氏の復帰が問題ないということについて意見聴取をしたり、中島氏の刑の終了から10年経過する時点での理事長水野氏、学長D氏には予めその旨を説明する等していたことが確認できた。

## (2) 前理事長・前学長の退任経緯

### ア 水野理事長

事情聴取等によれば、水野氏は以前から辞任の意思があったが、留学生問題等で辞められないまま10年が経過した、退任の直前（1か月前くらい）にT氏、C氏より、「創立者が復帰すると言っています」という連絡があり、その報を受けた水野氏は特に抵抗なく辞任届を作成した、とのことであった。

この調査結果に鑑みれば、水野氏の辞任理由は「中島氏の復帰」のみということになる。

つまり、令和2年10月9日付け東福大事第2142号文書（資料52）記載の辞任の理由、同11月24日付け東福大事発第2170号文書（資料53）記載の「貴省や大学関係者の皆様に疑念を抱かせてしまった事実を重く受け止め、信用を回復させるには理事長を交代し、新しい体制の下でこの問題にじっくり取り組んでもらうことを考えておりました」「水野1人の辞職でよいと考えたのは（中略）と考えたことによります」、同年12月23日付東福大事発第2184号文書（資料23）記載の「責任を感じ、体力的な面での事情もあって10月中に辞任するという意向を固めておりました」といった事情は、必ずしも主たる理由ではなかったことになる。

### イ D学長

事情聴取等によれば、令和2年4月の学長就任の2、3ヶ月前頃、

事務職員らより、4月から学長をやってくれないかとの申し入れがあり、その際、彼らから中島氏が同年10月か11月に戻ってくるような話があると聞かされていた、とのことであった。また、学長就任にあたって、前学長からの引継ぎはなく、事務局長に確認しても何もなく、追々、学長に実権はなかったと認識した、ということであった。

そして就任から半年も経たない令和2年9月頃、事務職員が「一身上の都合により学長を辞任する」という書類を持参し、捺印を求められたということである。D氏は、中島氏が出所して10年経過すれば再び学長に復帰できるということで、自分もそれでよいと納得したので捺印した、ようである。なお、D氏の学長退任時、中島氏への引継ぎ等やその他特段コミュニケーション等をとったような記録は確認できなかった。

調査結果に鑑みれば、D氏の辞任理由も水野氏と同様に、「中島氏の復帰」のみで、当初から中島氏の復帰時期がくれば辞任することが前提の、いわば繋ぎの学長就任であったことになる。

つまり、令和2年12月23日付け東福大事発第2184号文書（資料23）記載の「D氏は令和2年4月の就任後体調を崩し、同年10月本人から水野前理事長へ辞任の意向が伝えられ」、（水野氏が「前学長から辞任の意向を相談されていた」といった事情も、水野氏同様、必ずしも主たる理由ではなかったことになる。

### (3) 文科省への説明の変化

本法人は、従前、平成20年公表を前提として「中島氏を本法人に関わらせない」ということを前提として文科省とやり取りをしてきたことは、ここまでの一章及び後述のとおりである。文科省に対して提出する文書では、この点について、「中島氏を大学運営や教育に全く関与させない」というような表現をしていた（例えば、令和2年7月22日付け東福大事発第2116号文書ではまだこの表現が確認できる。資料49）。

ところが、中島氏が復帰する直前の令和2年10月9日付け東福大事発第2142号文書（資料52）では、「学校教育法及び私立学校法に規定される欠格事由に該当する者に経営・教育をさせないという認識・態度を示してきました」という表現に突如変化した。

これは「現在中島氏を本法人や本大学に関与させていないのは、学校教育法及び私立学校法に規定される欠格事由に該当する者であるためである」という趣旨に解される表現であって、従前の、「中島氏を大学運営や教育に全く関与させない」とは異なるし、欠格事由に該当しなくなった中島氏が本法人に関与する余地を残す表現である。つまり、令和2年10月9日付東福大事発2142号文書の作成に着手した時点では既に中島氏の復帰は確定しており、あとは理事会での選任や対外的公表を待つだけの状態だったということになろう。

なお、同文書では、「一貫して」「この点について今後も変更はありません」等と付言しており、あたかも本法人は従前から（平成20年公表時点から）このような解釈、前提であったと言わんばかりであるが、平成20年公表及び同27年公表の内容、そして平成20年公表以降こ

これまでの10年以上にわたる本法人と文科省との間で交わされてきた文書等の記録からは、そのような限定解釈ができる余地など全くなかったことは明らかである。

#### (4) 小括

以上のことからすれば、やはり前章でも述べているとおり、中島氏及び中島氏復活に関わった理事、一部の教職員の間では「刑の終了から10年が経過すれば中島氏が復帰する」という認識が長年共有されており、刑が終了したときから「その日」が来るまでの間、内々でそこに至る計画と準備が進められており、「その日」に現職となる理事長も学長も、こうした「暗黙の了解」を承知した上で就任していたということが認められる。前理事長、前学長は、中島氏に退任を迫られたということまでではないが、中島氏が復帰の意向を示し、その旨を伝えられれば当然に退任するという前提で務めていた、ということになる。

本第三者委員会の調査において、中島氏の理事長・学長復帰に際した選任や任命の過程に関する資料や議論の形跡が確認できなかったのは、そもそもそうした本来あるべき「過程」自体が存在しなかったからであろう。

## 2 中島氏の復帰

### (1) 令和2年11月20日令和2年度第8回理事会

令和2年度第8回理事会議事録によれば、まず、D学長より「健康上の理由」により同年11月19日付け辞任届が提出されたとし、学長等先行規程第4条に基づいて同日学長候補者選考委員会が設置され、候補者2名（内1名が中島氏）の推薦がされた。その上で、T氏、C氏より中島氏を支持する旨の発言がなされ、全員異議なく承認となった。同時に、寄附行為6条1項1号に基づき中島氏が理事に就任した。

さらに、水野氏が「一身上の都合」により（表向きの説明としては文科省や大学関係者に疑念を抱かせてしまったことの責任をとって）理事長を辞任する旨を表明し、本理事会終了をもって理事長を退任することとなった。これによって欠員が生じた理事には、学長を退任したD氏が就任することとなった。

続いて、寄附行為3条1号3項に基づき中島氏を評議員に選任したいとの説明があり、全員異議なく承認となった。

こうして中島氏は、この理事会にて学長、理事、評議員に就任することとなり、その任期はいずれも令和2年11月20日から令和5年3月31日とされた。

### (2) 令和2年11月20日令和2年度第9回理事会

同日の第8回理事会が終了した直後に、引き続き第9回理事会が開会された。

令和2年度第9回理事会議事録によれば、まず水野氏が第8回理事会の終了をもって理事を辞任したことにより、新たに理事長を選任する必要があるところ、各理事より「中島氏がふさわしい」との意見が出され、これが全員異議なく承認された。

理事長の任期は第8回理事会で就任となった学長、理事、評議員と同様、令和2年11月20日から令和5年3月31日とされた。

なお、事情聴取等によれば、この理事会の時点で「理事長」「総長」名義の中島氏の名刺は作成済みだったとのことである。

### 3 中島氏復帰に伴う本法人の管理運営・執行部体制の変化

#### (1) 理事、評議員、事務局長等役職者の変化（令和2年度内）

役職	復帰前	復帰後
理事長	水野良治	中島恒雄（令和2年11月20日）
理事	D	中島恒雄（令和2年11月20日）
	水野良治	D（令和2年11月20日）
評議員	■■	■■（令和2年12月10日）
	T	■■（令和2年12月1日）
	■■	×（令和3年3月31日辞任）
	■■	×（令和3年3月17日解任）
	■■	×（令和3年3月17日解任）
		中島恒雄（令和2年11月20日）
副学長	T	C（令和2年12月1日）
事務局長	C	×（令和2年12月1日事務局長就任）

#### (2) その他教職員の異動、雇止め

全教職員の人事異動、退職について中島氏の復帰との関連性を調査することはできなかった。ただし、別表8裁判表（令和5年度）のとおり、令和2年11月20日以降、本法人を被告として元教員3名が地位確認等請求、1名が未払賃金等請求、そして元教員1名が損害賠償請求（複数件）の訴訟をそれぞれ提起している。また、本大学同窓会より本法人、中島氏、総務課長を被告として複数の訴訟が提起された。

### 4 文科省に対する就任の事実の報告

#### (1) 中島氏の復帰前

本法人は、平成20年公表以降（一応は）一貫して、中島氏を本法人に関与させないことを前提に管理運営体制の刷新を行うとして、文科省との折衝を続けてきた。その経緯については前章記載のとおりである。

また、中島氏の復帰が決定された令和2年度第8回理事会以前に、文科省に対して、本法人として正式に中島氏を復帰させることの可否（当否）に関する意見照会をした記録はなく、中島氏の復帰予定・内定について報告、相談等をした記録は確認できなかった。

#### (2) 令和2年11月24日付東福大事発2170号文書

本法人は、令和2年11月24日付け「私立学校法第63条第1項に基づく報告の徵収について（報告）」を「理事長中島恒雄」名義で発出した（資料54）。この文書の最終項（第3項（2））に、水野現理事長が退任し、中島氏が理事会の議決によって理事長・学長に就任した旨が記載されていた。

文科省は当該記載によって中島氏の理事長・学長への復帰を初めて知ることとなった。本法人による文科省大学設置室への学長の変更届は同年11月26日付けであったことから、長年「中島氏を本法人に関与させない」という共通認識のもとで本法人に指導をしてきた文科省学校法人経営指導室は、同文書を受領した時点では、中島氏が本法人の学長、理事長に就任することを明確には認識していなかったものと推測される。

同文書は、中島氏の復帰を報告する文書ではなく、標題のとおり、文科省より指摘、質問されていた事項に対する報告文書である。前章で述べたとおり、文科省はそれまで、本法人が平成20年公表以降中島氏との決別を表明していたにもかかわらず、中島氏が教育や経営に関与するようになっていることや、中島氏が校内に立ち入る事案が発生していること等を指摘して、本法人の平成20年公表での中島氏との「決別」という認識に現在も今後も変更はないかという確認、及び本法人において改善計画が適切に実行されていないことの問題点や再発防止策等を追及しており、本法人も平成20年公表が有効であること、その認識に変更がないことを前提に回答を行っていた。

本法人が令和2年10月9日付け東福大事発第2142号文書にて、「学校教育法及び私立学校法に規定される欠格事由に該当する者に経営・教育をさせないという認識・態度を示してきました」という表現に突如変化した際も、文科省は直ちにこの点を指摘し、本法人に説明を求めていた。

このとおり、本法人が平成20年公表を維持し本法人に中島氏を関与させない、という点について、両者は長年共通認識を有していたことは明らかであるが、そうした中での令和2年11月24日付け東福大事発第2170号であった。

その後、中島氏復帰の事実を確知した文科省は、同月30日に本法人を呼び出して事情を確認し、令和2年11月20日理事会の議事録を提出することを求めた。本法人からは同議事録が令和2年12月9日に文科省に提出された。

これを受け文科省は令和2年12月10日付け2高私参第9号文書（資料55）にて、中島氏の復帰の必要性、過去の本法人発出の回答書（平成20年公表を維持し中島氏を関与させないという前提でなされて回答）との整合性、今回の本法人における意思決定の経緯、監事監査等について改めて回答するよう求めた。

本法人から学長変更届の提出を受けた文科省大学設置室も、令和3年1月12日付事務連絡（資料56）にて、文科省学校法人経営指導室私学参事官からの指導に適切に対応することを求めた。

## 5 中島氏復帰に対する教職員の反応

(1) 前章のとおり、一部の教職員にとっては、当初より、中島氏は刑の終了から10年が経過すれば復帰する、ということが既定路線であり、それを実現するための行動をとっていた。彼らにとって中島氏の理事長、学長への復帰は当然かつ予定どおりの、望んだ結果だったということになる。

ヒアリング、その他本第三者委員会調査の結果、その中の何人かは、当初から中島氏の復帰を自らもそれを望み、そのために行動していたことが確認できた。

ただ、事情聴取等において、彼らと同様に、中島氏の復帰を前提に行動していたが、中島氏が理事長や学長といった正式な役職に就任するまでのことは想定外であった（中島氏の犯した事件の性質からすればあり得ない）という認識だった者の存在も確認でき、こうした者にとっては「復帰」の趣旨や、復帰及びそのための行動に向かう姿勢は、前者の教職員とは異なっていたことになる。

また、平成20年公表後に入職した者は、平成20年公表当初から積極的に（自ら望んで）中島氏復帰のために行動していた者とは異なるが、その中にも入職後中島氏の復帰を認識、容認した上でそれに協力的な立場で関与していたと認められる者が存在した。

(2) 中島氏が刑の終了から10年が経過すれば復帰するということを認識し、復帰に協力しているような行動をとっていた教職員も複数確認できた。これに該当するのは概ね各課長以上の職員や文科省との対応（書面作成）、理事会業務に携わっていた職員であるが、彼らの大部分は自ら中島氏の復帰を望んでいるがゆえに協力していたというよりは協力せざるを得なかつたのであろう。

(3) その他多くの教職員は、そもそも中島氏の復帰を事前に知らされていなかった。

一部の教職員はヒアリングにおいて、本法人内では折に触れ刑の終了から10年経過で中島氏が復活するという話をしていた、「学校側」が復帰させようという意向になっていた、復帰は学校としての総意であった、というようなことを述べており、また、中島氏復帰を望む嘆願書は存在したが、教職員アンケートの結果からは、中島氏の復帰が教職員の総意であったとは確認できなかつた。

ヒアリング、アンケートの結果からは、多くの教職員は、一部の教職員の動きや、中島氏が徐々に姿を現すようになる等本法人への関与度合いを強めてきていたことから中島氏の復帰が既定路線であると感じていたようであるが、実際に理事長、学長に復帰するとまでは想定していなかつた者も多い。平成20年公表、同27年公表の存在、そして複数の性犯罪を起こし実刑を受け服役した者が教育の現場に戻ってくるということ自体があり得ないと考える者が多かつたのであろう。

また、事件とは関係なく、事件前から中島氏やその周辺の教職員（「側近」）に疑問や不満を持つ教職員、中島氏による運営に恐怖を抱く教員は多かつた。事件後に中島氏が去つてからは「普通に」業務

を行えるようになった、と、中島氏が本法人に関与しないことを好意的にとらえており、その分、中島氏の復帰を知った際には非常に落胆、失望した、という声が多数確認された。ただし、教職員はこうした声を実際に挙げていたというわけではなく、「挙げられなかつた」ようである（これについては後述する。）。

前章のとおり、「中島恒雄の早期仮釈放に関する陳情書」（資料15）では「前総長中島恒雄の指導が不可欠」、「中島恒雄が事務職員として学校に早期に復帰することをすべての教職員が望んでいる」等、そして平成21年11月関東地方更生保護委員会に対し提出した「中島恒雄の早期仮釈放許可に関する嘆願書」（資料16）では「各担当部署から中島の早期復帰を望む声が出ております」、「中島には縁の下の支えとして、学校法人の理事長ほか関係各法人の理事長等を補佐させ、学校運営に協力させたい」とそれぞれ記載されており、また、中島氏の復帰後本法人が文科省に提出した文書でも、中島氏の復帰は「多数の教職員と理事による要請により」、「教職員は喜んでいます」等と記載されている。しかし、本第三者委員会の調査において、全ての（多数の）教職員が中島氏の復帰を望んでいた、喜んでいる等の事実は確認できなかった。

## 6 評価

前章のとおり、本法人において一部の教職員、理事は、平成20年公表から早くも1年足らずの時点において平成20年公表と矛盾抵触する言動をとっていたのであって、中島氏、及び一部の教職員、理事の中では、刑の終了から10年で復帰するということが従前から既定路線であった。彼らにとっては、平成20年公表等は「その場しのぎ」のものでしかなく、これら各公表と、それを前提とした文科省とのやり取りを続けながら、実際は中島氏の復帰に向け着々と準備を進めていた。文科省からの指摘に対しても「その場しのぎ」の対応を繰り返しており、平成20年公表の内容を真摯に、遵守する意思を有していなかった。

そして、中島氏が復帰する前の時期に就任していた各理事長は大学経営の十分な経験が無かつたため、本法人の意思決定にあたっては事務職員に相談し事務職員が提案したままに追認していたところ、こうした業務を担当する事務職員の上長の多くが、自ら望んでいるか否かはさておき、中島氏の復帰が既定路線であるという認識を有した者であった。そうした事務職員が中島氏への意向伺いをし、その意向を反映させて案を作成していたのである。

これを止めるべきであったのは理事会であるが、当時の理事会が機能不全であったこともまた、前章のとおりである。しかし、昨今、性犯罪歴を有する者が教育現場にいるということは、たとえ法的に問題が無くても許されないとするのが社会通念上の共通認識であり、特に中島氏の事件は被害者が本法人、学校の関係者であった。文科省の告示である「大学法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」でも、学校法人の理事及び監事は、「学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望

を有する者であること」とされている（文科省も令和2年9月28日付け2高私参第4号文書にてその旨指摘している。）。そうであれば、たとえ中島氏の復帰が学校教育法及び私立学校法上問題がなくても、理事会において中島氏の復帰を拒否するか、せめて疑問を呈するのが当然であり、この点の議論がされるべきであった。しかし、中島氏復帰の当時、こうした行動に出た理事は確認できなかった。やはり理事会は全く機能していなかつたと言わざるを得ない。理事会、理事長が機能不全であるために、中島氏の復帰を平成20年公表時点から当然の前提としてきた一部の教職員が実質上本法人の意思決定をしていたという状況が、中島氏の復帰を実現させたものである。

もちろん、大多数の教職員が中島氏はもちろんこれらの事務職員に異を唱えなかったことも、中島氏の復帰を許し、復帰と同時に本法人が従前の見解を覆す説明、事実とは異なる説明をしたことの一因ではある。しかし、中島氏による私物化が明らかで、「中島氏の持ち物である」という意識がある中、そして中島氏復帰のために行動していた事務職員が自らの上司であるという状況では、たとえ中島氏の復帰を是としない教職員がいたとしても、実際にそうした声を上げることは不可能だっただろうし、それを求めることはあまりに酷である。

## 第2 中島氏復帰の正当性

### 1 本法人の従前の説明との矛盾、法令等違反がない旨の説明

(1) 本法人からの令和2年11月24日付け東福大事発第2170号文書（同文書より作成名義人は理事長中島氏）を受け、文科省は本法人に対してヒアリングを実施してこれを追及するとともに、令和2年1月10日付け2高私参第9号文書（資料55）にて、平成22年5月29日付け「本学校法人の今後の運営管理体制について」及び平成20年公表、これに続く平成22年10月12日付け文書、平成27年4月1日付け文書（各公表）をはじめとする、平成20年公表以降令和2年11月24日付東福大事発第2170号以前に本法人が発出した文科省宛の本法人管理運営体制等に関する回答・報告等文書記載の内容との矛盾を指摘し、回答を求めた。

(2) 本法人はこれに対し、令和2年12月23日付け東福大事発第2184号文書を発出し（資料23）、大要以下のように説明した。

ア まず、中島氏復帰の必要性、許容性については、何ら法令に違反するものではない（刑の消滅）、大学設置基準、文科省告示要件についても全ての要件を満たす人物である、とした。

この点については、少なくとも、学校教育法及び私立学校法の規定には反していないものの、大学設置基準、文科省告示要件は解釈の余地があるため、「何ら法令に違反」しないか否かは断言できるものではなく、「学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者」に該当するかについては、前述のとおりである。

イ 平成20年公表、平成22年10月12日付け文書、平成27年4月1日付け文書については、「10月25日までは教育や経営に

は一切関与させていませんでした。授業と教員研修会への陪席については貴省から間接的であっても関与となる旨ご指摘いただき、全て止めさせる旨を述べ実際に令和2年11月20日に理事長学長に復帰するまで遵守しておりました（令和元年11月15日付回答書）」と、過去の公表内容には反しておらず、かつ今回の復帰は過去の文書と矛盾するものではないというような説明をした。

この説明は全く詭弁である。

前述のとおり、本法人は、令和2年7月発出の文書までは、「中島氏を大学運営や教育に全く関与させない」としていた。

しかし、中島氏復帰直前の令和2年10月9日付け東福大事発第2142号文書では「学校教育法及び私立学校法員規定される欠格事由に該当する者に経営・教育を担当させないという認識態度を示してきた」と、対象者の条件を限定させる表現へと変化させた。

そして令和11月24日付け東福大事発第2170号文書では、「本年10月25日までは創立者に経営や教育に一切関与させない」という方針に変わりがありませんでした」と、時期についても、中島氏の刑の終了から10年が経過するまでの間と限定させる表現へと変化させた。

さらに令和12月23日付け東福大事発第2184号文書では「過去の報告文書と矛盾することを問題視されているようですが、一番新しいものでも既に5年以上も前のものです。当時は当法人を纂奪しようとする理事が少なからず存在したためその目的を果たすために中島を復帰させないなどと言う文書を書いたのです」「5年以上も前のものであり、大学をめぐる環境、本学の置かれている状況が現在と違う」として、過去の「実際に令和2年11月20日に理事長、学長に復帰するまで遵守しておりました」「一見、当法人の過去の報告と矛盾しているように思われるかもしれません、過去の報告書にある中島を経営・教育に関与させない」というのはあくまで手段であって目的ではありません。」等と、これまで一切していなかつた対象や期間の限定をして、中島氏が復帰したという現実にあわせ、解釈を変更させた。

(3) このような本法人の説明が、中島氏復帰と従前の説明との矛盾を解消できない「その場しのぎ」、「（中島氏復帰という）結論ありき」のものであることは明らかであって、当然文科省がこのような説明を受け入れることはなかった。文科省は、本法人に対し、令和3年3月3日付け事務連絡（短期大学部宛）で、突如令和2年10月25日までという日付を持ち出してきたことを追求し（資料57）、これまでの説明と矛盾しないのであればその点について説明するよう求めた。同様に、本法人宛に令和3年3月12日付け2文科高第1156号文書にて管理運営体制についての説明を求めた（資料58）。

本法人は、こうした文科省からの要求に対し、中島氏が理事長として、令和3年4月14日付け東福大事発第2246号文書で回答を提出し（資料59）、短期大学部としてはC氏名義にて令和3年4月2

日付け（回答様式）（資料60）を提出し、同様の説明を繰り返した。

これを受け文科省は、令和3年5月17日付け3高私参第3号文書にて、回答に不足があるとしてさらなる回答を求めた（資料61）。

## 2 「平成20年公表の無効」主張の経緯

### (1) 令和3年度経常費補助金全額不交付

ア 中島氏の復帰後、文科省と本法人との間で前項のようなやり取りがなされていく中、令和3年1月26日、本法人に対し、令和3年度も経常費補助金を全額不交付とする旨が通知された。

すると本法人は、私学事業団のみならず、文科省学校法人経営指導室、出入国管理庁に対しても、経常費補助金不交付に対する意見申立てを行い、中島氏の復帰の必要性の説明と、留学生問題に関する説明（改善状況）を繰り返した。そこでの本法人の主張は、従前と同様の中島氏復帰の正当性を説くことに加え、この状況は本法人と係争中である元教員（F氏）が原因である、文科省の主張・指摘はF氏と同人代理人■■弁護士が発信する情報に依拠したもので本法人の実績や前向きな面を全く評価していない、等というものへと変化していった。（資料62令和3年6月4日付け東福大事発第2278号文書、資料63令和3年8月20日付け東福大事発第2304号文書）。

本法人が私学事業団宛に提出した令和3年10月26日付け東福大事発第2330号「改善状況報告書」（資料64）も、その標題で「改善」とうたっているものの、やはり他の文書と同内容であった。

令和3年10月27日には、中島氏が「東京福祉大学・大学院総長・学長 教育学博士」の肩書で「文部科学省へのお願いについて」との文書を発出した（資料65）。これは「お願い」という体裁、そして本法人文書としてではなく中島氏個人としての文書であったようであるが、その内容はそれまでと変わり映えしないものであった。それまでも、本法人発出の文書は中島氏の意向に従って作成された文書であったのだから当然であろう。しかも、同文書では中島氏の復帰は「多数の教職員と理事による要請により」、「教職員は喜んでいます」等と記載されているが、そのような事実が確認できないことは前述のとおりである。

イ このほか、本法人は、同内容の令和3年12月9日付け東福大事発第2341号文書を私学事業団にも発出している（資料66）。さらに、本法人は、令和3年度経常費補助金交付の判断が近づく中、令和2年12月24日、同日に行われた文科省高等教育部私学部参事官からの意見聴取でも思うような結果が得られなかつたのか、東福大事発第2348号文書「経常費補助金の交付に関する嘆願書」（資料67）を文科大臣宛に発出し、さらに令和4年1月7日付け東福大事発第2353号でも文科大臣宛てで前年12月24日意見聴取に関する「申し入れ書」（資料68）を発出した。言う

までもなく、この文書の内容もこれまでと同様のものであったが、同文書ではさらに、「経常費補助金不交付が解決されなければ訴訟の準備をしなくなるかもしれません」と、文科省や私学事業団に対して訴訟提起をおわせることを述べるまでになった（訴訟提起をおわせることが補助金不交付を回避するのに有用かは甚だ疑問であるが）。

ウ そして令和4年1月、令和3年度経常費補助金不交付の旨の連絡なされると、本法人は令和4年2月1日付け東福大事発第2366号文書「令和3年度経常費補助金不交付に関する補足（意見申し立て）」を文科大臣宛に発出したが、その内容はやはりこれまでと変わり映えのないものであった（資料69）。

その後、同年2月15日には「事務局長C」名義で、文科大臣宛に「質問状」と題する東福大事発第2374号文書（資料70）、文科省高等教育局私学部参事官宛に「創立者の復帰について」と題する東福大事発第2377号文書（資料71）を発出した。

こうした「事務局長C」名義では、令和4年2月16日付け高等教育局私学部参事官、同参事官付学校法人経営指導室長宛「中島総長が実践する教育の評価について」と題する文書も発出されている（資料72、73）。

これらの文書は、いずれも中島氏の復帰を正当として中島氏の存在を称賛するとともに、反対勢力による「嫌がらせ」の報告等を伝えるものであったが、その趣旨はそれまでの本法人による説明と変わり映えのないものであった。

エ そして令和4年3月11日付けで、令和3年度も経常費補助金を不交付とする旨が正式に通知された（資料22-3）。

すると同年3月30日、「事務局長C」名義で、私学部参事官宛に、「法務省出入国在留管理庁との協議のお願いについて」と題する文書で、同庁ホームページ上の、本法人の経常費補助金不交付事由と関係する記載の削除願いをした（資料74）。

それでも令和3年度経常費補助金不交付の決定は覆ることはなかった。

## （2）令和4年度経常費補助金全額不交付

ア 令和4年9月26日、「事務局長C」名義での文書にて、平成20年公表に関し調査の結果「新事実が発見された」として文科省に説明の機会を求め、本法人は東福大事発第2460号文書にて、平成20年公表は「間違い」であったとの説明をした（資料75）。

本法人は以後、この平成20年公表自体が誤りであるとの主張を開けるようになり、その主張に沿うように、令和4年9月30日評議会にて、過去の決議を無効とする議決を行い、同日の理事会にて、過去の決議取消（令和20年度第1回理事会3号議案を無効、平成27年度第3回理事会3号議案を無効、令和元年第6回理事会2号議案の記載を無効）、新たなる管理運営体制、を全員異議なく承認し、決議した。そしてその旨を文科大臣宛に、令和4年10月

4日付け東福大事発第2464号文書、同12日付け東福大事発第2467号文書をもって通知した（資料76、資料77）。

これら文書を受けた文科省は、こうした本法人の主張はこれまでの経緯から直ちに理解できるものではないとして、令和4年11月24日付け4高私参第4号文書で本法人の新たな主張について質問し、回答を求めた（資料78）。

イ 本法人は令和4年12月16日付け東福大事発第2497号文書、同12月21日付け東福大事発第2498号文書で改めて平成20年公表が無効であった理由について説明を展開するとともに（資料80、81）、経常費補助金全額不交付によって赤字財政で大学運営に大変苦しんでいる、等と述べた。事実、本法人の資金収支は、経常費補助金50%不交付となつた平成30年以降、悪化の一途をたどつていた（別表5-3）。

令和5年1月10日には「教育学部長補佐 特任教授」N氏が、平成20年公表（平成20年6月26日付け文書）を決議した理事会の後に開催された平成20年9月11日臨時評議会でこの理事会決議が否決された、同評議会には当時の理事過半数が出席していたことから評議会の決議イコール理事総意と理解した、本来改めて理事会を開き平成20年公表（平成20年6月26日付文書）を否決する必要があるがそれを失念していた等と、平成20年公表が無効であることが今まで「判明しなかつた」経緯を説明する書面を提出し（資料79）、本法人も令和5年1月25日付け東福大事発第2512号「お詫び」と題する文書を提出した（資料82）。

そして、令和5年1月27日評議会及び理事会では、こうした主張に沿うように、平成20年公表が完全否決、無効であるとして新たな改善計画を決議するとともに、同日理事会及び評議会で平成20年9月11日評議会決議事項（平成20年公表の否決）を追認することを全会一致で可決した。そして本法人は、同日付け「今後の管理運営体制」と題する文書を文科大臣宛に提出し（資料83）、平成20年公表が無効であることについて改めて本法人の説明を述べ、同内容の文書を私学事業団、出入国管理庁へと報告した。

しかし、令和5年1月30日、同年度の経常費補助金も全額不交付とする旨の報道発表がなされ、同年3月8日付けで、令和4年度の経常費補助金も全額不交付とする通知がなされた（資料22-4）。

(4) 以上の、この期間の本法人発出の文書、及びその内容については、理事会その他本法人内で検討や議論がなされたり、事前に資料を検討し意見を募ったりということがなされたような記録は確認できなかつた。また、本法人が主張する平成20年公表が無効であったことについても、東福大事発第2501号文書に添付されているN氏による説明以外には、本法人の説明内容を裏付ける資料、記録は確認できなかつた。平成20年以降これまでの間に、平成20年公表が無効であつたという議論が存在した形跡、記録も確認できなかつた。

### 3 評価

中島氏の復帰後に繰り広げられた本法人による復帰の正当性、過去の公表、本法人の説明との矛盾に関する説明はあまりにも無理がある。

平成20年公表の無効についても同様である。法人の意思決定過程、本法人規程に鑑みても到底受け入れられるような内容でないことは論をまたない。

当時の本法人の説明から、中島氏の復帰の正当性や、本法人の従前の説明との矛盾がないことを認めることはできない。

中島氏が現に復帰し、これが従前の本法人のスタンスと矛盾することは明らかである、経常費補助金の全額不交付が続き本法人の収支が非常に苦しい状況が続いている、しかし中島氏が退任するという選択肢がない、という状況で、それでもなお経常費補助金の交付を受けるために試行錯誤したその結果、ついに当時の理事会決議が無効であったとする主張（策）にいきついてしまった、ということであろう。

このような主張にいきついてしまったのは、結局中島氏ありき、かつ経常費補助金の交付を受けたいということしか考えていない「その場しのぎ」の対応が続いた結果である。令和元年度以降経常費補助金が全額不交付になった原因、本法人の問題に真摯に向き合い対応しようとする姿勢は皆無である。

やはり、前章でも述べているとおり、本法人の理事会、理事長が機能不全であるために、中島氏の復帰を平成20年公表時点から当然の前提、既定路線としてきた一部の教職員が実質的に法人の意思決定をしていたという状況が、このような主張を生み出し、さらに本法人の公式見解として文科省等に発出されていくさらなる「その場しのぎ」の対応を招いたということである。

## 第3 特別指導料問題

### 1 中島氏による特別指導料の個人的受領と全額返還

中島氏復帰後の令和4年度、大学院学則、学位規程の改訂がなされ、学位審査に係る論文指導料・特別指導料の新設、学位論文審査手数料の大幅引き上げが実施された。

そして、中島氏は規定上の根拠なく院生3名から合計350万円の特別指導料を個人的に收受し、法人に納めていなかった。特別指導料は、本来であれば学生等から学校法人に対して納められるべき学費又は手数料である。

この事実は、中島氏及び事務局長しか把握していなかった上、この規定新設自体、理事会、評議員会等で議論がなされないままに決定されていた。

その後、この事実を把握した文科省の指摘を受け、令和5年9月6日に中島氏から本法人口座宛に同人が受領した特別指導料と同額の350万円が入金され、一旦は全額返金がなされた（以上の概要について資料84、資料85、資料86）。

### 2 本法人から中島氏へのキャッシュバック

一度は特別指導料350万円を全額本法人に返金した中島氏であったが、その後本法人財務課長代理U氏に対し、特別指導料相当額を自身に支払うよう連絡した。U氏がこれに応じなかつたところ、当時事務局長であったC氏に対して、この金額が本法人から自身に支払われるようせよと繰り返し要求した。そしてその要求を容れたC氏は、令和5年10月18日、財務課長代理U氏に対し中島氏の要求を伝え、支払いをするよう指示をした。

C氏の指示を受けたU氏は、これに従い、中島氏への金銭支払いを可能にする方法を検討し、本法人給与規定に基づく諸手当支給細則第27条「特別手当」によるほかないとC氏に報告した。このときU氏はC氏に対し、この件は文科省の指摘を受けている案件でありリスクを伴う判断であるから、事務局長であるC氏自身が原議書の起案者となり理事長決裁を取得すべき、第27条の適用には理事長の判断が必要となる、と指摘した。その後U氏はC氏の指示に従い、同細則第27条に基づく支払いをする際の具体的送金額を計算しC氏に報告したが、その際もまた、理事長決裁を得るように指摘した。

しかしC氏は理事長の判断を仰がないまま、中島氏への送金指示を出した。これにより、C氏とU氏以外にはその事実が明らかにされることがないまま、本法人から中島氏に350万円（源泉徴収後振込額237万4650円）の支払（キャッシュバック）がなされたのであった。U氏は、中島氏への送金を実行する際、C氏だけでなくT氏、■■、■■もCCに入れて本件に関するメールを送信している。よって、この支払を知っていたのは最低でも5名存在する（以上につき資料87）。

### 3 C氏の処分と中島氏からの返金

中島氏への支払（キャッシュバック）の事実は、令和5年度会計監査により明るみに出ることとなり、C氏はこの責任をとり令和6年1月24日付けで事務局長を退き降格となつた。

そして令和6年6月28日令和6年度第4回理事会にて、中島氏に対して全額返金請求を行うことが決定された。同年7月8日、中島氏に対して返還請求通知が発出され（資料88）、同年7月10日、中島氏より全額が返金された（資料89、資料90）。

C氏は、この件について、令和6年6月27日付け「特別指導料相当額の支給について（説明書）」、及び「顛末書」（資料89）を作成している。これによれば、C氏は中島氏から直接的に中島氏への金銭支払いを要求されたわけではなく、U氏にも指示ではなくあくまで事実確認をしたのであって、自身は中島氏とU氏の取次ぎをしていただけである、というような説明をしたいのだと思われる。しかし、同文書でのC氏の説明は、C氏自身が同書面に資料として添付する当時のU氏のメール内容や送信日付とさえ整合していない。また、仮に中島氏からの直接の指示がなかつたのだとしても、中島氏の意を汲んでその意に沿うよう忖度し、事務局長という立場から会計担当職員に本法人の方針に反する指示をしてそうした行為をさせている、そのことはまごう事なき事実である。

#### 4 評価

特別指導料に関しては、中島氏が理事長等に在任している当時そうした行為をしたこと、それを許した本法人、そして理事会が機能していなかつたことが非難されるべきであることはいうまでもないが、中島氏が全ての役職を退任した後に同人の要求を受け、学内規定に反して必要な手続を経ず、独断で会計担当者に返金を指示して中島氏の意に沿うような送金を実現させ、もって中島氏に利得させたというC氏の行動は、刑法上の罪にもあたるおそれのある重大な問題行為であり、決して許されるものではない。

また、後にC氏が作成した説明書、顛末書の内容もあまりにお粗末と言わざるを得ず、まさに「その場しのぎ」のものである。未だにこのようなことをと行う教職員の存在は、本法人の管理運営体制の改善に対する大きな支障である。

実際に中島氏への送金手続をしたU氏については、C氏に諫言し、手続遵守、理事長への報告、せめて口頭でも了承をとるよう要求したことは評価できる。しかし、同人、及び同人とC氏のやり取りを知っていた職員

(U氏からC氏へのメールのCCに含まれていた職員)は、内部監査室や公益通報、理事長への報告等といった行動をとっておらず、結局U氏はC氏や長倉氏に、C氏が理事長に報告し了承を得たか確認することもないまま、C氏の指示に従い送金をしてしまっている。このような事態が生じた際に、多くの教職員が迷わず理事長や内部監査室、公益通報等への相談をすることができない環境であったことも、この問題が起きた原因の1つであろう。今後は、各教職員の規範意識を再確認し、規程遵守、業務手順遵守を徹底していくことはもちろん、中島氏からの直接的な指示、関与のみならず、このような教職員からの明らかに不当な働きかけ、指示を受けた場合には、理事長、内部監査室、公益通報窓口、「創業者の関与通告用メール」等に迷わず報告することを徹底することが必要である。そして、これを実現するためには、まず、教職員が行動を起こすことを躊躇することのない環境作りをすることが必須である。

#### 第4 消えた留学生問題

消えた留学生問題については前章のとおりである。中島氏復帰後も、これにより解決するということはなかった。従前からの目立った改善等もなく、なお混沌とし続けており、解決、改善策が見いだせないままであった。

#### 第5 中島氏復帰後の経常費補助金不交付

※詳細については別表2 経常費補助金交付（減額・不交付）経緯を参照されたい。

##### 1 令和2年度

同年8月31日付けで全額不交付通知がなされた（資料2-2）。

この年度の不交付の理由は私立大学等経常費補助金取扱要領4(5)エとされている。全額不交付を受けた学校法人は、翌年も全額不交付とされると定められていることから（資料9-1）、本法人内では、この年度の不交付について議論の余地がなかったため、年度内早々に不交付決定がなされた

ものだろうと理解された。通知時期からもその理由からも、この不交付には中島氏が（正式に）復帰したことは影響していない。

## 2 令和3年度

令和4年3月11日付けで全額不交付通知がなされた（資料22-3）。その理由は取扱要領4(5)に定める「学校法人等が改善努力を十分に行っていいると認められるとき」には該当しないというものであり、引き続き留学生問題についての指導が継続していること、入国手続等に慎重な審査が必要な教育機関に指定されていること、も指摘されているが、主たる理由は、中島氏の復帰、及び復帰に伴い（復帰後に）本法人が従前の説明を覆し、外部理事5名とする改善計画も未履行である等、管理運営に関する必要な改善・再発防止に向けた取り組みに疑義が生じていること、とされ、主たる原因が中島氏の復帰に起因するものであった。

## 3 令和4年度

本法人は、令和3年度全額不交付の報を受けた後、文科省及び私学事業団に対し、令和3年度不交付決定の翻意を求めるとともに、令和4年度の交付再開を目指して、中島氏の復帰の正当性、本法人の管理運営体制の改善とその相当性に関する説明を繰り返した。この過程で本法人は、平成20年公表等が無効であるとの主張まで展開するようになった。

結果、令和5年3月8日付けで全額不交付が通知された（資料22-4）、これに先立ち同年1月30日、不交付が報道発表されている）。その理由は令和3年度と同様であった。

## 第6 中島氏の辞任

### 1 理事長（理事）、学長の辞任

(1) 令和5年3月24日令和4年度第6回理事会にて中島氏は、健康上の理由で同年3月末をもって学長を辞任する旨の届を提出した。これによりD氏が再び学長に選任され、中島氏は同年3月末日をもって理事長、学長、理事から退くこととなった。

ただし、評議員には留任し、その任期は令和8年3月末までとされた。

この辞任、及び理事会に先立ち、本法人（中島氏）は、同年3月7日付けで理事長、学長、理事の辞任届（写し）を文科大臣宛に提出していた（資料92）。その後発出された令和5年3月23日付け文科大臣宛「ご照会書」では、これまでの「学長・総長・理事長」等という肩書ではなく、「創立者、教育学博士」とされる等の変化がみられる（資料93）。

(2) ところが、令和5年3月24日理事会で中島氏は、「理事長、理事を辞任する、健康上の理由とは言え苦渋の決断であったが今後も創立者として学生を指導し本学を応援していく。（中略）後任の首脳陣も同じ思いであると考える。したがって今後も9月と1月に決議された新しい管理運営体制の考えを引継ぎ、（中略）創立者の理念を受け継

ぎ」と述べ、今後も自らが管理運営体制に関与して影響を与えていくことを表明した。そして理事会ではこの指示について全員異議なく承認がなされた。

このように、中島氏は理事長、理事、学長を辞してもなお、本法人への関与を継続し、かつその経営、教学一切に対して影響を及ぼし続ける意向をもっており、それを隠そうとしなかった。そしてそのことに異議を唱える理事は存在しなかった（同年8月29日令和5年度第5回理事会でも同様の説明がなされており、議事録には、今後の肩書は「創立者教育学博士社会福祉学研究科教授」であり、経営には関与しない、しかし教授としては残るということが確認されている事が記録されている）。

- (3) 中島氏の理事長、学長、理事辞任は、経常費補助金の交付を復活させるために周囲が説得し、中島氏がこれに応じたものである（理事アンケートでは、これに伴い自身も理事を辞任した、と回答した理事もいた）。

中島氏及び理事会、評議会は、中島氏がこれらの役職から退けば経常費補助金交付への途が開かれると考えていたが、いくら肩書を返上したとて、未だ評議員、教育学部長としては在任しているし、中島氏自身本法人への関与を辞める意向はなく、それどころか理事会、評議会もこれを容認し受け入れ、これを前提とした対応を続けており、望むような結果は得られなかった。

本法人は、同年4月24日付け東福大事発第2571号文書にて私学事業団に対し不交付とした理由として挙げられている事項は全て解決済みであることを主張した（資料94）。

同年5月30日付けで本法人は補助金不交付について審査請求も提起したが（資料95）、同年7月14日付けで同審査請求は棄却された（ただし、本採決では処分性無の理由で棄却したのみであり、私学事業団が令和4年度私立大学等経常費補助金を全額不交付としたことについての是非については判断していない（資料96）。

経常費補助金不交付の判断がくつがえることがないまま、同年7月28日、長倉理事長、D学長は文科省でのヒアリングを受けた。その際同人らは、「平成20年改善計画」に沿った対応を検討し、9月29日に文科省に提出予定の改善状況報告書に反映するとの発言をなした。これを受け文科省は、令和5年8月10日、本法人がこれまで繰り返してきた、中島氏復帰を正当化し、平成20年公表を無効とした本法人の説明、主張（これまでに本法人が文科省に提出してきた書面）、中島氏が理事長や学長を務めることを前提として作成されてきた全ての文書を撤回するか否か、を本法人に回答するよう求めた（資料97）。

加えて、同年9月7日付けでも管理運営体制の見直しと特別指導料についての回答を求めた（資料85）。

- (4) こうした中、中島氏は、同年9月22日評議員会において、中島氏は同年9月末をもって評議員を辞任したい旨を申し出るとともに、同

時に教員も退任することを表明した。

中島氏がこの決意に至った経緯については、「理事長学長理事評議員が説得し9月末をもって中島氏に教員も退任することを決心させた」

(資料9-8)、のことであり、当時の中島氏辞任までの経緯を知る理事長、教職員もヒアリングにおいて同様の発言をしている。本法人の経営状況からしてもそれは事実であろう(別表5-3)。

しかし、中島氏はこの辞任直後の同年10月23日、持病の悪化によって重篤な状態に陥り入院している。そうすると、この辞任は、本法人の管理運営に関する文科省の指摘を踏まえて中島氏がその問題点を正確に理解して自らが関与することを止めるほかないと自覚し決心するに至ったということではなく、体調の悪化で思うように動くことができなくなった、というのが最も大きな理由であったと考えるのが自然であろう。ヒアリングからも、そのような状況がうかがえた。

## 2 長倉理事長の就任と中島氏の全役職退任までの経緯

### (1) 長倉氏の就任経緯

長倉氏のヒアリングによれば、長倉氏が令和5年4月に理事長に就任する以前、一度理事長就任の打診があり、その後令和5年2、3月頃、再び打診があった、当初は断っていたものの「何とか頼む」と懇願されたため引き受けことになった、中島氏とは面会をし、「やつてくれ」という話と、退任の理由について、「疲れた」「俺は病気だ」というような話があった、とのことであった。

就任にあたっての中島氏その他教職員からの引き継ぎはなく、長倉氏としては本大学の理念である「できなかつた子ができる子にする」を認識していたため、それを引き継いだ運営をするのだろうという感覚であったという。

こうして、中島氏からも事務局からも全く引き継ぎもないまま理事長に就任したところ、すぐに訴訟対応を求められるようになった、中島氏は理事長、学長を退任したにもかかわらず理事会に出席し、自ら取り仕切ることを続けていた(令和5年度第1回、第2回理事会(同年4月3日開催)では開会前に「創立者中島恒雄先生からお話を頂きたいと思います」として「創立者」という立場で理事会に出席することが前提とされている進行メモが確認できた(資料9-9))。

こうした状況に違和感を覚えた長倉氏は、就任1か月後頃に副学長に辞任の意向を伝えた。しかし他に理事長を引き受ける者が存在しなかつたためそのまま理事長を続けることとなった。

その後も、中島氏が理事会に出席し取り仕切るということが2、3回続き、文科省宛に発出する文書も中島氏の意向を汲んだ事務職員が作成し、そのまま発出されていた。しかし、補助金不交付の問題は解決しておらず、さらに、文科省からは引き続き理事長、学長退任後の中島氏の理事会等への出席、本法人への関与を断つよう強く求められていた。こうした中、長倉氏は中島氏に直接、理事会への出席や本法人に関与することを辞めるよう繰り返し諫言し、さらに、真意はさておき、補助金

交付を受けるためには中島氏が学部長や教授も退任し関与もしないという体制にしなければならないと周囲も中島氏を説得するようになった。そして当時、中島氏は体調の悪化により心身共に非常に衰弱した状態に陥っていた。

こうしたことが、令和5年9月全役職の退任へつながっていったのであった。

### (2) 長倉氏と中島氏本法人との関係

ア 長倉氏は本法人の取引先であった佐田建設株式会社の取締役を務めた者である。同社は東京福祉大学伊勢崎キャンパス建設、同大学開学に深く関わっており、この担当者だったことで中島氏と知り合った長倉氏は、以後長年本法人、中島氏と深い関係をもっていた。

これに加え、長倉氏は、練馬総合資材、金子建築、倉島商事の代表取締役、または取締役、株主であった（これらの会社については前章第1第7項参照）。倉島商事は令和3年4月設立で現存する会社であるが、長倉氏が理事長になるにあたって本法人との契約を終了させたということである。その経歴は、長倉氏が理事長に就任するにあたって本法人に提出された履歴書には記載されていなかった。

長倉氏のヒアリングによれば、平成19年に佐田建設株式会社を退社した後は1、2年顧問を務め、その後は会社を設立し建設業のコンサルタント関連業務に従事していた、とのことであったが、その会社が練馬総合資材等であったということになる。

イ また、長倉氏は、平成22年12月から同24年6月20日まで、株式会社サンシャイン図書（旧商号株式会社サンシャイン図書、平成24年5月17日株式会社山岡商事に商号変更）の取締役に就任しており、かつ株主である（同社の詳細は前章第1第4項参照）。

長倉氏のヒアリングによれば、同社の取締役への就任承諾書を作成、提出した記憶はなく、勝手に名前を載せられた、給与も何も受け取っておらず、実際の業務はしていない（業務が何かも不明）ということであった。

ウ 長倉氏と中島氏の個人としての関係をみると、長倉氏は本大学建設以来長年中島氏との付き合いがあり、年齢も上であり、事情聴取等によれば、時には中島氏の行動に対し奢らないようにと注意したりしていたことも確認できた。大学設立時以来の協力関係も背景として、長倉氏は中島氏と主従関係ではなく、単に傀儡で言いなり、という形ではない、本法人内の他の教職員、関係者とは異なる、ある程度対等の関係で物申すこともできる立場にあるということがうかがえる。

### (3) 特別指導料問題での対応

特別指導料問題では、本法人からC氏の指示のもと中島氏に不適に支払われた金銭が、令和6年7月10日に全額返金されていることは前述のとおりであるが、この返金に至るまでの間に、長倉氏は理事長として

中島氏への支払を追認し、令和6年5月30日理事会の終了後、理事に対し、本法人が保険料を負担した被保険者中島氏、本法人受取人の保険契約があり、その契約に基づく保険金が本法人に入る、本法人が支出した保険料をもってしても本法人には多額の利益がある、これを理由に中島氏には指導料問題にかかる返金請求をせず、この件を不間に付したいと説明し、その同意を求めていたことが明らかとなつた（資料100）。

理事長が一時不間に付すことも選択肢として挙げていたということは、本法人の体質を検討する際に見過ごせないものであるといえるものの、最終的に令和6年6月28日理事会にて全額返金の決議がなされ、中島氏に返金請求をして全額回収したことは評価に値する。

#### 4 評価

中島氏の全役職退任は、3年度連続の経常費補助金全額不交付による経営状態の悪化、その上でこれ以上中島氏の復帰の正当性主張を前提に文科省の納得や補助金交付を受けることが難しいと関係者一同が認識し、経常費補助金交付のためには中島氏が退任するほかないという結論に至り、中島氏もこの段階になって周囲からの説得と本法人の経常費補助金不交付と財政悪化という現実に直面し、本法人の危機とその原因が自らにあることを認識するに至ったため、実現したのであろう。

そうだとすると、それは、中島氏が理事長、学長、理事の「肩書」を返上すれば補助金不交付を免れることができると考えた上で、補助金交付のための行動でしかなく、本法人として管理運営体制を改善し、中島氏を今後本法人に関与させない、させるべきではない、という結論に至ったということではないことということである。それは結局これまでと同様、経常費補助金交付を勝ち取るための「その場しのぎ」の対応でしかない。

事実、この時点でもなお、中島氏は今後も本法人に絶大な影響力を及ぼす意向だったことはもちろん、理事、評議員、事務局長もそれを受け入れ、中島氏が「見せかけ」で身を引くにすぎないこと、今後も本法人の実態が変わることはないことを皆認識し許容していたのであって、それを裏付ける事実として、中島氏が令和5年4月以降も理事会に出席し主導権を握っていたことも事情聴取等や理事会議事進行メモの記録から判明している。

その後中島氏が完全に退任に至ったのも、経常費補助金交付を受けるためであることにかわりはない。当時中島氏は相当に重篤な状態で退任直後に中島氏が入院し手術を受けたことや（本法人はこのことも文科省に報告している、資料101）、親族であるG氏のヒアリングやその他事情聴取等によれば、中島氏がここで周囲の説得を聞き入れ全役職の辞任に至ったのは、中島氏の体調が非常に悪化し重篤な状態となり、体力も気力も失っていたことが大いに関係しているといえる。真に本法人の問題に向き合った結果ではない。

そうすると、既に中島氏が周囲とコミュニケーションが取れる状態に回復している以上、中島氏が本法人への関与を継続（再開）させようとする意欲をもっていると考えるのが自然である。現にこれ以降現在まで、本法

人に関与しようとした、特定の教職員に接触、指示等をしていたという事実が確認された（後述）。中島氏自身の自覚、変化が期待できないのであれば、全理事、評議員、教職員が、自ら中島氏との関わりを完全に断つほかない。それが達成できない限り、本法人の管理運営体制の改善、健全な法人運営は不可能である。

## 第7 中島氏辞任後の本法人の管理運営体制

### 1 理事、評議員、事務局長等役職者の変化

役職	理事退任前	全役職退任前	全役職退任後
理事長	中島恒雄	長倉迪夫（令和5年4月3日）	
理事	中島恒雄	長倉迪夫（令和5年4月3日）	
	T		J（令和6年4月1日）
	■■		■■（同上）
	I		■■（同上）
	■■		■■（同上）
監事	■■	■■（令和5年10月1日）	
評議員	中島恒雄	×（令和5年9月30日辞任）	■■（令和6年4月1日）
	■■	×（令和5年8月1日逝去）	■■（令和6年4月1日）
	C		J（令和6年3月22日）
	I		■■（令和6年3月22日）
	■■	×（退任日不明）	■■（令和6年4月1日）
学長	中島恒雄	D（令和5年4月3日）	
事務局長	C		■■（令和5年1月）
事務局長補佐	I		×（令和5年3月退任）
	-		A（令和6年1月）
総務課長	C		■■（令和5年11月）
法人事務課長	C		■■（令和5年11月） →A（令和6年1月）
入学課長	■■		■■（令和6年1月）
名古屋 キャンパス長	I		×（令和5年3月退任）

### 2 文科省に対する説明の変更（平成20年公表の無効から再びの遵守方針）

中島氏が本法人の全ての役職を退任した後、本法人は文科省に対する管理運営の見直し方策について説明を続けていたが、文科省からは「過去の誤りを真摯に受け止めておらず改善に向けた姿勢や取り組みが十分とは認められない」と指摘され、改めて見解の見直しや今後の対応について説明を求められた（資料86）。

これに対し、本法人は令和5年12月8日付け東福大事発第2670号文書にて回答をしたが、その内容は、中島氏在任中に繰り返した説明から未だ脱却できておらず、結局矛盾の解消もできていないものであった（資料102）。中島氏が完全に退任し本法人とは何ら関係のない立場になっ

たにもかかわらず、本法人は相変わらずこのような内容の文書を発出したのであるから、これでは文科省が態度を硬化させることは当然である。

ただ、この文書について長倉氏のヒアリングによれば、中島氏が全ての役職を退任した後も中島氏の存在について「濁して」記載されていることは認識していたが、理事長としてはこうした内容を記載し公表できるようになったこと自体をまずは評価すべきと考えてこれを発出した、と述べており、全く問題がないと考えて発出したわけではなかったようである。

### 3 管理運営体制の見直し

#### (1) 令和6年1月19日付け東福大事発第2682号文書、ホームページでの改善策公表

本法人は、令和6年1月19日、これまでの方針を転換し、平成20年公表（改善計画）の遵守と、これまでの経緯についての原因、背景調査の実施、管理運営体制の見直しの再検討をおこなった。これらは東福大事発第2682号文書にて文科省に対して説明されるとともに、本法人ホームページにて調査等を行うことが公表された（資料103、101）。

#### (2) その主な内容は、以下のとおりである

##### ア 主張や対応性が一貫性を欠いていたことについて

理事長直轄の組織として、教職員懲戒規程第4条第2項及び寄附行為第15条第1項1号、同項3号に基づく検証チームを立ち上げ（外部弁護士、本学在籍弁護士2名、司法書士、監事により構成）、同年2月上旬までにとりまとめ報告を行うこととした（指示を出した）。

イ 中島氏が他の役職員を介して何らかの形で経営に関わる可能性の防止、担保

全教職員、理事会・評議員会、社会に対し、平成20年公表（計画）を遵守し中島氏を関与させないことを伝達するとともに、理事長の許可なく教職員が面談や電話等で法人経営や教学運営に関する報告、連絡、相談をしたことが明らかになった場合、教員就業規則、職員就業規則に違反したとみなし懲戒の対象とすることとした（令和5年12月26日課長等連絡会で通達済）。

##### ウ 理事の交代

中島氏の再就任を指示した当時の理事全員に辞任を求め、復帰以後の理事の一部は検証の結果責任の大小を評価した上で辞任を求め、辞任勧告に応じない理事がいれば寄附行為にのっとり解任決議をする。

##### エ 組織改編、教職員就業規則の改訂と周知

理事長の許可なく中島氏と本法人の経営や教学運営全般に関する連絡等を行うことを禁じ、行った場合は懲戒対象とする。

公益通報用の窓口とは別に、新たに中島氏に関する問題専用の「創立者の関与通告用メールアドレス」を設け、情報が寄せられた場合には直ちに調査することとする。

#### 才 関係者の処分

C事務局長は特別指導料問題での責任、及び中島氏復帰の主導的役割を担った点を踏まえ、事実認定と責任は検証結果を待つものの、事務局長は交代とする。結果が明らかになり責任の所在が明らかになった教職員はしかるべき処分を行う。

#### (3) 第三者委員会の設置

第三者委員会設置については、第1章のとおりである。

#### (4) 理事、教職員の誓約書提出

本第三者委員会の調査期間経過後の事情ではあるが、現在本法人では管理運営体制の改善策の一環として、コンプライアンス宣言を改訂し「中島氏が教学・運営に関与しないこと」を追加するとともに、係長以上の教職員及び、理事・監事・評議員が平成20年公表を遵守し、中島氏を教学及び運営に関与させず、本学が社会からの信頼を回復するよう努めることについて誓約するとした。対象者にはこの内容の誓約書を送付し、提出を求めている。これは、中島氏を関与させない体制を作るためにはまずは上層部、役員ら「トップ」において率先していくという趣旨によるもので、教職員対象者49名のうち、大多数は誓約し提出しているが、令和6年9月3日時点で10名が未提出（中島範氏にはメール未送信）とのことである。

### 4 本法人における現在の課題

#### (1) 中島氏との連絡、訪問

令和6年1月以降も、中島氏の本法人関係先（大学キャンパス）への立ち入りが確認されていた。

長倉氏、D氏、T氏、G氏のヒアリングによれば、現在中島氏から直接意向や指示を伝える連絡はなされていない、とのことである。また、G氏のヒアリングによれば、それは中島氏の健康状態（気力）に加え、現在は中島氏に本法人の情報が伝わっていないことも理由だろうということであったため、前項(2)エのとおり、教職員は理事長の許可なく中島氏との本法人の経営や教学運営に関する連絡は禁止され、当該行為は懲戒対象とされていることに一定の成果が認められる。

しかし、本第三者委員会の調査では、現在も中島氏と連絡をとっている教職員、中島氏から連絡があった場合でも理事長への報告や「創立者の関与通告用メールアドレス」に通告しない教職員の存在が確認できた。

中島氏に本法人、学内の情報を伝えたり、本法人の意思決定や業務上の判断に際し中島氏の意見を求めたりしているようであり、中には理事会の様子をうかがおうとしたり、学内機器を利用して中島氏にFAXをしたり、教職員同士のメールで中島氏の意向を伝達している者もいることが確認された。その他アンケート結果や事情聴取等に鑑みると、これは未だ中島氏の復帰を望んでいるがゆえの行動であることが推察される。たしかばな学園と本法人の職員を兼務している者が中島氏と連絡をとったり、中島氏の指示の伝達、中島氏と特定の者の取次ぎを担っているケースも確認できた（こうした職員は、たしかばな学園の業務であるという申

し開きができると考えているのであろう)。

また、中島氏から求められているわけではなく、中島氏の復帰を望んでいるわけでもないが、業務を進める中で、たとえ理事会で決定された事項であっても「中島氏の了承がない」「中島氏が別の意見を有している」等といって従わない一部の者がいるため、業務を円滑に進めるためにやむを得ず中島氏に話を通している、という者もいた。

内部通報には一定数中島氏に関する報告がなされた記録があり、理事長に報告されることも増えてきているようであるが、そこに現れていない中島氏との接触が多数存在しているのもまた事実である。

また、名古屋キャンパスにおいては、たちばな学園との兼任職員もあり、これまでの慣例で両学校が合同入学式を実施しそこに中島氏も出席していた等、中島氏との接触を完全に断つことは難しい環境にある(ただし、事情聴取等によれば現在名古屋キャンパスにも中島氏は姿を見せていないようである)。

#### (2) 教職員の意識

第9章「教職員アンケート」のとおり、現在も10%以上の教職員が、中島氏からの接触があったとしても報告ができないと思う、と回答しており、中島氏の影響が残っていること(中島氏と近い立場にあった「側近」が今なお存在していることを含む)を恐れている教職員が少くない。

また、前述のとおり、理事会も含め、正当な手続を経て決定された本法人の意思、方針であっても、「中島氏の了解がない」「中島氏の意思に反する」等といって従わないものも存在している。

#### (3) 社会通念上当然の業務手順、決裁の不遵守

長倉氏のヒアリングによれば、業務を行うに際し、担当部署で協議し、稟議書を取り決済を経て行う、という基本の手順を理解していない、踏まない職員が散見されるということで、長倉氏はこうした現状を憂いていた。規程に定められた理事長の承認をとらないままに契約締結や費用の支払い等をし、疑問を抱いた理事長が報告を求めたことで判明することもあるとのことである。

本第三者委員会の調査の過程でも、当然取られているべき手続がなされた形跡がない、通常作成・保管されているべき記録がない、資料が散逸している、等ということが頻発していた。

#### (4) 理事等の選任過程の不透明さ

これまでの本法人理事の選考過程は非常に曖昧、不透明であった。理事だけでなく、理事長、学長、学部長の選任に当たっても本法人内や理事会で議論された記録が残っていないのは、そういった経緯そのものがなかったからであろう。これは中島氏退任後も同様であり、中島氏退任後に選任された理事や現在選任選考中の理事候補者も、理事や教職員の一部の個人的脈絡からの推薦、紹介であったということであり、候補者に至る経緯を理事長も正確に認識していなかった。

## 5 評価

令和6年1月19日以降の管理運営体制の改善に向けた取り組みにより、中島氏の関与、接触が減少していることは確かであろう。しかし、教職員の中には未だ旧体制のやり方しかできず、それが通用すると考えている者も一定数存在する上、それを超え、中島氏に本法人の経営、教学運営についての情報を伝える者や、中島氏の意向を受け、あるいは忖度して本法人の経営、教学運営に影響を与えようとする者が複数存在する。こうした者は、今もなお中島氏の意思、存在が絶対であると考えているようであり、彼らはいくら本法人が管理運営の見直し方策を定め、中島氏との接触を懲戒対象としてもその規程を遵守しない可能性もある。前項で触れた、現在本法人が進めている係長以上の教職員による誓約書提出も、複数の者が未提出だという点も、もちろん理由次第ではあるが、決して見過ごせない事実である。今後は、いかなる理由があっても中島氏との接触を禁じ、例外なく厳重に処罰していくことが必要であろう。

また、法人の意思決定、業務遂行において定められた手順を踏む、就業規則や業務規程を遵守する、という意識がない、あるいはそういった知識がない教職員も多いようである。これまで中島氏が唯一にして絶対的な指示、決裁機関であり、上層部もそうした方法でしか業務を進めていなかつた結果であろう。この点については教職員に対し改めて業務遂行に関する研修、指導を行い確認していく必要がある。

しかし、こうした改善策をとっても、多くの教職員が未だ中島氏の影響に恐れを抱き躊躇してしまうようであるから、まずは中島氏の影響が一切ない状態にすることが必須である。結局のところ、正常な業務体制を実現するには、中島氏との接触を完全に断つこと、理事や上長が確実にそれを実践することが先決だということになる。

## 第8 小括

中島氏の復帰は、中島氏とその「側近」である教職員、理事にとって中島氏が収監されたその時から既定路線であった。そのため、中島氏の復帰後、平成20年公表、22年公表、27年公表と、それを前提としたそれまでの本法人の文科省に対する説明と完全に矛盾する主張が展開されるようになったことは必然であり、それまでの本法人の公表、説明が全て「その場しのぎ」であったからにはほかならない。

さらに、中島氏の理事長、学長、理事の退任も、令和4年度も経常費補助金全額不交付を受けたことで危機感を抱き、交付再開を獲得するための「その場しのぎ」でしかなかった。その後の評議員、学部長、教員からの完全退任も、その後の中島氏や「側近」である教職員の行動からすればやはり「その場しのぎ」である。本人の体調不良という事情がなければ中島氏は完全な退任を拒んだ可能性もあるし、退任後も事実上本法人の支配権を握り続けたと考えられる。

そしてこの間本法人の理事会は、そのチェック機能を十分に果たすことができておらず、中島氏による独裁的な運営を許し、何ら物申すことができなかつた。真っ当な理事会が存在すれば、中島氏の復帰や、その後の復

帰正当化の主張を発出し続けることも防げた可能性がある。

現在、新体制のもとで管理運営の見直し方策を検討し、中島氏との接触も完全に断とうとしていることは確認できる。実際に、そのような気概が理事長や教職員から感じられることもあった。

しかし、多くの教職員は未だ中島氏の影を感じ、恐怖や戸惑いの気持ちを抱いている。それは、教職員の一部に、今も中島氏の存在を絶対とし、連絡を絶っていない者がいる、これまで中島氏の「側近」として行動していた者や中島氏と関係を有する者が本法人上層部や理事にいるということも原因である。多くの教職員は、中島氏の復帰を望んでおらず、現在も完全な排除を望んでいる。彼らが正常な業務遂行が行えるよう、中島氏からの本法人への接触を完全に排除し、中島氏との接触をする教職員の処分を確実に行っていくことが必要である。

## 第8章 理事・監事に対する質問状による調査と分析

### 第1 理事・監事質問状による調査

本第三者委員会では、令和6年7月3日付けご回答のお願いと題する書面を発送する方法により、平成20年以降の理事会の運営状況及び中島氏の理事会への関与の調査を行った。なお、発送先住所の取得等の関係から、令和6年7月3日以降に質問状を送付した調査対象者がいる。

### 第2 調査対象者

平成20年1月28日以降の本法人理事、監事を調査対象者とした。

### 第3 質問状への回答

#### 1 前提

この調査では、本法人が逝去を把握している理事等を除いた計50名の調査対象者に質問状（別紙2-2）を送付し、31名からの回答を得た。なお、回答のなかつた調査対象者には、逝去された者も含まれる。

#### 2 回答の整理

質問状の分析は、①～⑥の期間に区切り、当該期間に理事であった者の回答を整理する方法によった。下では特に注目すべき事項に限定し言及する。なお、①～⑥の期間に重複して同じ回答を記載している部分があるが、これは①～⑥の期間を横断してその役職にあった者がいることによる。

#### 3 回答結果

##### (1) 平成20年1月28日から平成23年11月17日まで

（中島範氏が理事長を務めた期間）

###### ア 就任退任に関する事項

就任の経緯は、よく覚えてないと回答が半数であったが、昇進、第三者からの紹介を理由とする回答もあった。

退任の理由は、本法人を退職したため、理事を退任するよう言われたため、中島氏にやめろと言わされたため、事務局長を辞職したため、

中島氏の独断専行等があったためとの回答があった。

イ 理事会の議題に関する事前協議会等の有無

事前協議は原則としてなかったとの回答が多数であった。もっとも、当時の総務局長から説明や指南を受けていたとの回答もあった。

ウ 中島氏の理事会への関与

中島氏の意向を受けて議題等が提出されていると感じたとの回答は無かった。中島氏又は関係者から理事会に関して中島氏の意向を伝えられたか否かについては、ないと回答が過半数であり、その余は分からないと回答であった。

エ 中島氏との接触

大学に様子を見に来ることがあり、学校の様子や職員等の様子を聞かれた旨の回答があった。

(2) 平成23年11月17日から平成25年4月12日まで

(松原眞志夫氏が理事長を務めた期間)

ア 就任に関する事項

就任の経緯は、本法人からの依頼、中島氏からの指示や依頼、指名されるまま就任した、第三者の推薦との回答があり、分からないと回答もあった。

イ 理事会の議題に関する事前協議会等の有無

事前協議は無かったとの回答のほか、評議員会において議論されていた、一部の理事と意見交換をした、何回かはあったとの回答があった。

ウ 中島氏の理事会への関与

中島氏の意向を受けて議題等が提出されていると感じたか否かについては、無かった、分からないと回答が凡そ半数ずつであった。一方で、関与があったとの回答も存在した。また、中島氏又は関係者から理事会に関して中島氏の意向を伝えられたか否かについては、あつたとの回答があり、その内容は、直接中島氏から又は事務局長から、理事、評議員の選任、解任、改選等、人事に関することが伝えられたものであった。

エ 中島氏との接触

無かったとの回答とあったとの回答が半数ずつであった。接触内容は、友人としての会食、理事の欠格事由とその消滅時期について質問を受けた、関連の社会福祉法人に関する会話、専門学校の式典で儀礼的な会話をした、である。

オ 理事会の運営の問題点。

文科省とのやり取りについての議題は事前の説明が不十分であり、理事会前日に回答の方向性や経緯をまとめた書面等の大量の資料がメールで送られるのみ読み込む時間が無く検討が困難であったとの回答があった。また、各種訴訟問題につき、原因究明、再発防止等に関する情報を理事全員に詳細な共有が必要との回答があった。この他には、改善点はあるかもしれない。特に問題は無かったとの回答もあった。

- (3) 平成25年4月12日から平成26年4月1日まで  
(水野良治氏が理事長を務め、複数の外部理事が退任するまでの期間)

ア 理事会の議題に関する事前協議会等の有無

理事会の開催前には必ず事務局長、副学長、法人事務課の担当者等と議題等について事前協議を行った、何回かはあったと思うとの回答があった。一方で、事前協議は無かった、一部の理事と意見交換をしたとの回答もあった。

イ 中島氏の理事会への関与

中島氏の意向を受けて議題等が提出されていると感じることはあつた否かについては、ない、分からないと回答が凡そ半数ずつであった。また、中島氏又は関係者から理事会に関して中島氏の意向を伝えられたことはあるか否かについては、大多数が無いとの回答であり、一部分知らないとの回答もあった。

ウ 中島氏との接触

あつたとの回答が過半数であり、その余は無かったとの回答であった。接触内容は、友人として食事をした。専門学校の式典で儀礼的な会話をしたというものであった。

エ 理事会の運営の問題点

大多数が問題は無かったとの回答であったが、改善点が見つかるかもしれないとの回答もあった。

- (4) 平成26年4月1日から令和2年1月30日まで  
(水野良治氏が理事長を務め、退任するまでの期間)

ア 就任退任に関する事項

就任については、中島氏の指示、本大学からの要望、本法人内で昇進したことを契機とするとの回答があつた。

退任については、中島氏が理事長に就任する意向を知り退任した。中島氏の本学会への復帰に関わったが、文科省からの指導を受けたので辞任した。留学生採用の制限に対する対応案に反対した流れで退任するに至った。上司から指示で退任した。異動となつたため退任した。との回答があつた。

イ 理事会の議題に関する事前協議会等の有無はあったか。

内部理事からは、理事会の開催前には必ず議題等については事務局長と副学長等事前協議を行った。週一回定例会議（東京池袋）に出席し副学長、事務局長、事務局長補佐、法人事務課の担当者と協議をしていた。課長等連絡会で協議をしていたとの回答があつた。一方、外部理事からは事前協議は無かった。との回答があつた。

ウ 理事会において自由な発言は出来たか。

自由に意見を述べていた旨の回答が半数程度であった。また、内部理事からは、事前に議題について意見交換をしており、意見を述べる必要がなかつた旨の回答が複数あつた。

エ 中島氏の理事会への関与

中島氏の意向を受けて議題等が提出されていると感じることがあつたか否かについては、分からず、無かった回答が半数程度ずつであ

ったが、あったとの回答もあった。

中島氏又は関係者から理事会に関して中島氏の意向を伝えられたか否かについては、なかったとの過半数であったが、分からないとの回答もあった。また、あったとの回答も存在し、接触内容は、直接中島氏から又は事務局長（職員から）から理事、評議員の選任、解任、改選等、人事に関することが伝えられたとの内容であった。

#### オ 中島氏との接触

有ったとの回答が過半数であり、その余はなかったとの回答であった。接触内容は、理事の欠格事由とその消滅時期について質問を受けて回答した。中島氏が公務員講座等のキャリア支援講座を見学に来た際に会った。自宅での食事会に招待された。学校時代の友人の集いで会った。中島氏が直接事務室に入つて来られた。大学の同期として会食をした。との回答があった。

#### カ 理事会の運営の問題点

特に問題は無いとの回答が半数程度であった。一方で、議題が当日配布で検討する時間がなく、すぐ採決だった。文科省とのやり取りについての議題は事前の説明が不十分であり、理事会前日に回答の方向性や経緯をまとめた書面等の大量の資料がメールで送られるのみ読み込む時間がなく検討が困難であった。各種訴訟問題につき、原因究明、再発防止等に関する情報を理事全員に詳細な共有が必要との回答があった。理事会の前日夕刻以降に理事会資料を受領し、資料に目を通すだけで精いっぱいであった。との回答があった。

### (5) 令和2年1月30日から令和5年4月3日まで

#### (中島氏が理事長を務めた期間)

##### ア 就任退任に関する事項

就任については、他の理事から中島氏を紹介され、経常費補助金復活の助力の要請を受けたためとの回答があった。

退任については、経常費補助金復活のためには中島氏が辞職すること以外なく、これを説得するために同時に理事としての責任を負い辞職したとの回答があった。

##### イ 理事会の議題に関する事前協議会等の有無

多数の内部理事からは事前協議があった旨の回答があった。一方、外部理事からは、事前協議があった旨の回答は無かった。

##### ウ 理事会を除いた中島氏と接触の機会の有無。

無かったとの回答が1件あったが、その余は有ったとの回答であった。接触内容は、社団法人茶屋福祉記念会や学校法人たちばな学園と本法人の役職を兼任していたため接触した。中島氏と会食し雑談した。中島氏と共に友人がおり、友人の集まる会にて会った。連絡を取り合い、会食し、大学時代のこと等を話した。経常費補助金の復活に関し、協力的な対応にして強力な政治家にアプローチをする機会を持ちたいとの要請や仲介の要望を受けた。誕生会に参加した。との回答もあった。

#### エ 理事会運営の問題点

特にないとの回答が多数であったが、文科省とのやり取りについての議題は事前の説明が不十分であり、理事会前日に回答の方向性や経緯をまとめた書面等の大量の資料がメールで送られるのみ読み込む時間が無く検討が困難であった。各種訴訟問題につき、原因究明、再発防止等に関する情報を理事全員に詳細な共有が必要との回答があった。この他には、外部理事は理事会当日に資料を渡されることが多かった。中島総長の在任期間は、議論より大学の健全な運営に向けた結果を導く機会はなかった。との回答があった。

(6) 令和5年4月3日から令和6年7月3日まで

(長倉迪夫氏が理事長を務めており本第三者委員会による質問状を発送までの期間)

ア 就任退任に関する事項

就任につき、中島氏から依頼された。事務局長から依頼された。事務局長等から依頼や中島氏からの電話及び長倉理事長から説得を受けたため。理事から依頼された。複数名から依頼を受けたためとの回答がった。

イ 理事会の議題に関する事前協議会等の有無

理事会の議題は事前に案内があり、その内容について議論する機会や事前協議等がある。理事会の議題の流れについては、理事長と事務局長補佐と確認をしている。内容により副理事長や理事の意見を聞いている。一方で、理事会の議題に関する事前協議は一切ないと回答もあった。

## 第4 検証・評価

### 1 理事の選任

自身の就任経緯が分からぬ理事や中島氏から依頼されたと述べる理事、中島氏と旧知であった理事等が確認された。理事会の独立性の維持や外部理事の機能を担保するためにも、理事の選任につき、理事候補者となった経緯、理由等を理事会内で共有し、選任経緯を明瞭にすべきであろう。

### 2 理事会の運営

#### (1) 事前協議

内部理事や事務職員を構成員として、議事内容について事前の協議がなされていたようである。内部理事、事務局と中島氏の関係が継続しているのであれば、経営への実質的な関与の疑いを払拭することはできない。

#### (2) 資料共有

理事会資料が前日ないし当日に配布されていることが確認された。この結果、議事内容を前日まで知らずに理事会に参加することになる理事がおり、特に外部理事は、十分な議論ができないとの意見があった。外部理事の実質的な排除になりかねない事態であり、議題等の共有については改善が必要であろう。

## 第9章 教職員に対するアンケート調査と分析

### 第1 教職員アンケートの目的・対象

#### 1 アンケートの目的

アンケートの目的は、平成20年以降の中島氏と本法人等の関わりについて、特に中島氏が理事長等に復帰していなかった時期に、教職員らに業務内外を問わず何らかの指示をしていなかったか、影響を及ぼしていなかったかを明らかにすること、また、教職員における中島氏と関わりをもつた際の報告についての意識調査等を行うことである。

#### 2 アンケートの対象

本法人の教職員全員（アンケート案内通知時点では378名であったが、期間中に2名入職したため、対象は380名とした）。

#### 3 アンケートの方法

アンケートは、本第三者委員会から、教職員のマーリングリストにアンケートの案内メールを送信し、教職員らがWEB上で回答する形で行った（別紙 教職員アンケート）。

アンケートは複数回答を避ける等の趣旨から、記名形式で行った。

アンケートの回答期間は、2024年6月27日～7月10日としたが、上記期間の後に回答があったものについても、有効回答として扱い、7月31日時点で述べ330名から回答を回収した。

同一主義で2回回答した者（13名）もいたが、理由としては、回答済であるか忘れたため念のため再度回答する、といったものであった。2回回答した者については、「はい」「いいえ」を選ぶ質問で異なるものについては回答日付の新しい回答を正しい回答として扱い、古い回答については除外をした。自由記述部分については、2回の回答間で矛盾がない限り2回の回答を合わせて分析の参考とした。

また、匿名回答（6名）については、同一人物によるものであるおそれを除外できないため、集計からは除外したが、適宜内容を確認し、分析の参考とした。

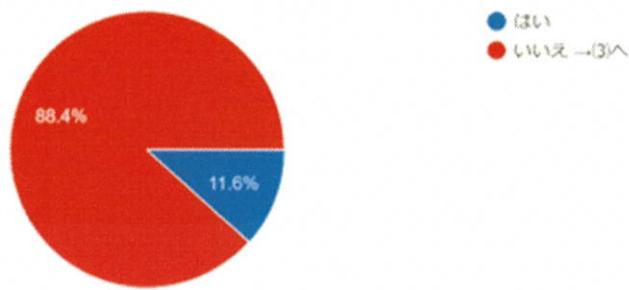
2回回答の内の1回（13名）と匿名回答（6名）を集計から除外した結果、回答数は311名となり、回答率は約82%となった。

## 第2 アンケート結果についての分析

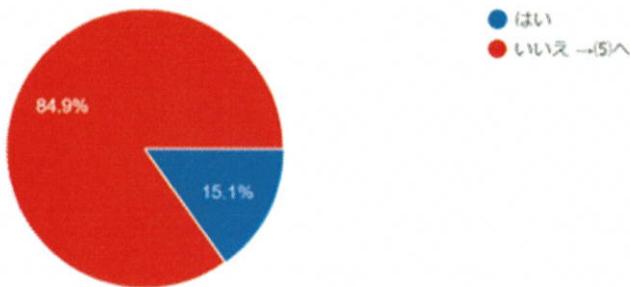
### 1 中島氏との業務に関する関わりについて

#### (1) アンケート結果

・平成20年1月の中島氏の理事長等辞任以降（中島氏が理事長等に復職していた令和2年1月から令和5年9月までに受けた指示は除く。以下同様）、中島氏から直接的に業務に関する指示を受けたことはあるかとの問い合わせに対し、あると回答した者は11.6%であった。

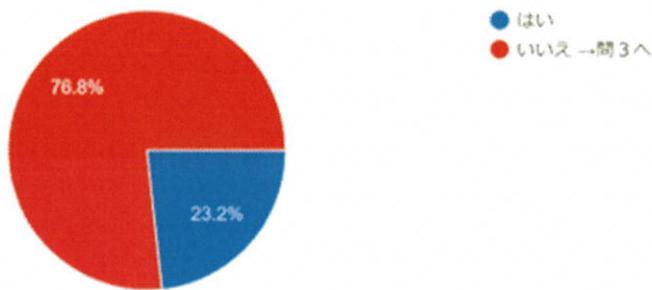


- ・直接的な指示の具体的な内容としては、授業の仕方についての指導、学生募集の仕方についての指示、諸雑用（電話取次、FAX送信依頼等）、降格人事の指示や採用面接への出席、入学式の仕方の指示、新学部設置認可申請に関する指示、文部科学省に提出する書類内容の指示等、多岐に亘った。その時期としては、それぞれ平成23年ごろから令和6年ごろまで長期間が挙げられていた。
- ・平成20年1月の中島氏の理事長等辞任以降、上司等を介して、中島氏から間接的に業務に関する指示を受けたことはあるかとの問い合わせに対し、あると回答した者は15.1%であった。



- ・間接的な指示の具体的な内容としては、上司等を介して、中島氏復帰の嘆願書作成の指示、授業内で学生に中島氏の著作の感想文を作成させる旨の指示等が挙げられた。また、直接的には自身の上司からの指示であったため、中島氏からの間接的な指示であったかはわからぬが、学生募集に関する指示や、授業内容に関する指示等は中島氏からの指示だったと思われるという回答、さらには、基本的に上司からの指示は全て中島氏からの間接的な指示であったと思われるという回答もあった。時期としては、平成22年ごろから令和6年頃まで長期間が挙げられていた。
- ・平成20年1月の中島氏の理事長等辞任以降、自分以外の本法人等の職員が、中島氏から直接、間接を問わず指示を受けている姿を見た

り聞いたりしたことはあるかとの問い合わせに、あると回答した者は23.2%であった。



- 自分以外の本法人教職員への中島氏からの指示の具体的な内容としては、内容は分からぬが上司に対し中島氏から電話がかかってきた際に取り次いだことがある、というのが多数挙げられた。また、授業に関する指示を教員にしているのを見たというものや、入学式・オープンキャンパスに来ている姿を見た、という回答も挙げられた。時期としては、平成22年ごろから令和6年まで長期間が挙げられていた。

## (2) アンケート分析

アンケート結果より、中島氏による教職員への指示は、直接的にも間接的に行われていたことがわかった。直接的な指示を受けたと回答した者が約10%、間接的に指示を受けたと回答した者が約15%いたことについて、その割合が多いか少ないか、という評価については難しいが、中島氏が理事長等の職にあった場合でも、業務に関する指示をするときは、ある程度限られた層への指示になるであろうことから（企業のトップが直接末端社員に指示をするというケースはあまり考えられないから）、10%～15%程度の割合の教職員がなんらかの指示を受けていたと回答したことは、中島氏からの指示が少なくはない職員に、少なくはない回数、行われていたであろうと推測された。

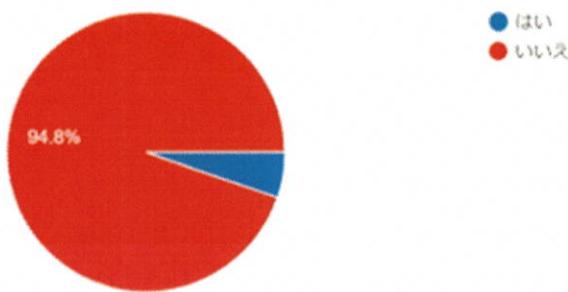
また、20%以上の教職員が、自分以外の教職員が中島氏からの指示を受けている姿を見聞きしたことがあると回答しており、教職員の間では中島氏から指示があることについて、ある程度の共通認識が存在したのではないかと思われた。

具体的にどのような指示が行われたかについては、直接間接問わず、授業内容に関する指示や、学生募集に関するものが多かった。

## 2 中島氏との業務外の関わりについて

### (1) アンケート結果

- 平成20年1月の中島氏の理事長等辞任以降、ここまで回答以外に、中島氏から業務外の指示を受けたり、中島氏と業務外で接触したりしたことはあるかとの問い合わせに対し、あると回答した者は5.2%であった。



・具体的にどのような指示、接触があったかについては、会食に同席をしたというもの、中島氏の誕生パーティーに参加したというもの、中島氏がオープンキャンパスに訪れた際に目撃をしたというもの、また、そういった際に松葉づえについていたのでその介助をしたというもの、また、2012年夏頃から2020年10月頃までの間、月に何度かの頻度で中島氏の自宅や別荘における設備管理や雑用、外出に伴う運転等を命じられた、という回答も挙げられた。

## (2) アンケート分析

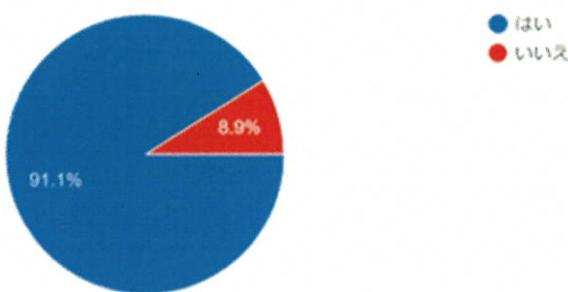
業務外の関わりとしては、会食に同席したり誕生日パーティーに招かれたりという、業務とプライベートの境目があいまいなものもあったが、自宅別荘の設備管理や雑用、運転を長期間にわたって命じられていたものもあり、完全な私用で指示を受けていた者も存在したようであった。

これらの回答からは、創立者であり絶対的な権力者としての中島氏の像が想像された。

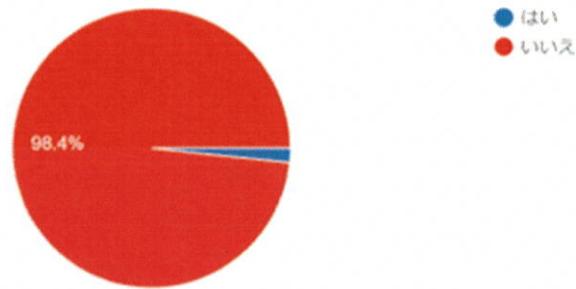
## 3 中島氏と業務内外における接觸があった際の報告について

### (1) アンケート結果

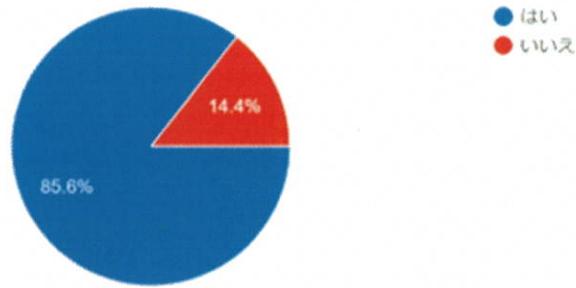
・現在、中島氏と業務内外における接觸があった際、どのような場合に、所属長もしくは理事長又は内部監査室へ報告しなければならないとされているか知っているかとの問い合わせに対し、知っていると回答した者は91.1%であった。



- ・中島氏との接触について、実際に報告をしたことはありますか、との問い合わせに対し、したことがあると回答した者は1.6%であった。



- ・実際に報告すべき場合に遭遇した時に、自分から報告ができると思うか、との問い合わせに対し、できると思うと回答した者は85.6%であった。



- ・自ら報告できないと思うと回答したものの中、なぜ報告できないと思うかとの問い合わせに、報復人事が怖い、といった報告による報復をあげたものが一定数いた。

## (2) アンケート分析

業務上求められている報告であるにも関わらず、これができないと思うという回答をした者が10%以上存在し、その理由として、報告による報復人事をあげる者が存在したことから、中島氏の令和5年の辞任以降も、中島氏による影響が残っていることを恐れている職員がある程度存在していることが見て取れた。

今後本法人等がガバナンスを改善するという中で、しかるべき報告を受けられないことは、改善のチャンスを逃すことでもあり、報告をしても報復をされないと教職員が思えるようなトップメッセージの発信等が必要と思われる。

## 4 その他

- ・上記以外に、平成20年1月に中島氏が理事長等を辞任してから現在までの、中島氏と本法人等、更に学校法人サンシャイン学園や学校法人たちばな学園等の本法人と関連する法人との関係について、本第

三者委員会に伝えておきたいことがあれば、お書きください、との問い合わせに対する具体的な回答としては、中島氏の指示を受けてきた「側近」教職員について調査をしてもらいたいというもの、中島氏と関係が深い部署として特定のキャンパスの特定の部署を指摘してきたもの、本第三者委員会についても、中島氏やその周辺との関係性がないとは信じきれないというもの、また、「中島氏が創立者という立場上、創立者を辞任できるものではありませんので、法人との関係は切っても切れない関係にあるのではないかと思います。」というもの等が挙げられた。

・その他、本第三者委員会に伝えておきたいことがあれば、ご自由にお書きください、との問い合わせに対する具体的な回答としては、この機会に膚を出し切るべく調査してほしいという趣旨のもの、今後の経営のために何とか補助金がもらえるようにしてほしいという趣旨のもの、中島氏による関与を断つためには、これまで中島氏による支配を助けてきた「側近」の教職員を一掃すべきであるという趣旨のもの、また、本第三者委員会自体も信じられないという趣旨のもの等が挙げられた。なお、今回アンケートについては回答期限を過ぎた後に、再度教職員に対し回答を呼びかけ、その際、何故回答期限を超過したかを回答して欲しいと求めたが、面倒であったから、忘れていたから、本第三者委員会と上層部が繋がっているのではないかと思われ回答が躊躇されたから、という回答が挙げられた。

### 第3 結論

本アンケートでは、最終的には311名の教職員から回答が寄せられた。回答率としては8割を超えるものであり、教職員も本アンケートに興味関心を持っているとともに、回答に関する動機付けを持っているように思われた。

具体的な回答からは、中島氏が本法人等の理事長等の職になかった時期についても、直接間接を問わず、中島氏から教職員に指示が出ていることが確認された。内容としては、学生に対する授業方法や、学生募集の仕方等についてのもの、新学部設置認可申請に関するものが挙げられており、中島氏が、大学経営を拡大する方向に关心をもって、指示を行っていたと推測された。

平成20年公表において、本法人は、中島氏は本法人の理事長、学長として不適格であるから、刑期を終えた後も、理事長・理事および大学の学長・教授等として復帰することを認めない旨宣言をした一方、中島氏からの指示は、それが本法人等の経営の根幹ともいえる、授業方法や学生募集、新学部設置認可申請に及んでおり、実質的な支配者としての地位は揺るいでいなかったこと、さらに、それが平成22年～23年ごろと、中島氏が刑期を終えた直後の時期から続いていた事は、そもそも、中島氏を理事長等に復帰させないという宣言自体、地位は与えないが実質的な支配者としては迎えるという姿勢で、宣言をしたものという見方をせざるを得ないように思われた。

また、現在中島氏との接触等があった場合に、しかるべき方法での報告ができるか、という問い合わせに対しても、報復が怖いからできないと思うという回答が一定以上なされていた。本法人等としては、少なくとも内部の教職員には、中島氏との関与を断つというメッセージをもっと強力に送るべきであると感じられた。

## 第10章 中島氏復帰の法的制約及びその合理性

本報告書は、本設置要領に定められた調査事項（以下「調査事項」という。）について検証・評価するべく、本法人の設立から本第三者委員会設置までの間の本法人・本大学と中島氏との関係・経緯等の事実関係について時系列的に検討してきた。

この章では、これまでの調査・検討を踏まえ、調査事項のうち、(1)ないし(3)について触れることとし、(4)及び(5)については、第11章において触れることとする。

### 第1 中島氏の理事長・理事・監事等就任の法的制約

中島氏が令和2年に理事長・学長等に復帰したことについて、その当時の法的制約を検討する。

#### 1 理事長・理事・監事

##### (1) 私立学校法第38条

中島氏の理事長・学長復帰当時、私立学校法第38条8項は、役員（理事、監事）となることができない者（欠格事由）につき、次のように定めていた。

1号 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者

2号 心身の故障のため役員の適正な執行ができない者として文科省令で定めるもの

##### (2) 学校教育法第9条第1号

私立学校法第38条第8項第1号が引用する学校教育法第9条のうち第1号は、校長又は教員になれない者として、禁錮以上の刑に処せられた者と定める。

禁固以上の刑に処せられるとは、死刑、懲役、禁固の刑を言い渡した判決が確定することをいう。

但し、学校教育法第9条第1号は「処せられた」との文言であるため、現に刑の執行を受けている者だけが同号に該当するのではなく、恩赦法第9条による復権を得た場合を除き、禁固以上の刑の執行を終わっても、罰金以上の刑に処せられることなくして更に10年を経過し、刑法第34条の2に基づき、刑が消滅しない限り、同号に該当する（鈴木勲編著「逐条学校教育法」学陽書房〔2022年〕）。

##### (3) 私立学校法施行規則第3条の2

私立学校法第38条第8項第2号が委任する文科省令である私立学校法施行規則第3条の2は、「精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者」と定める。

##### (4) 小括

中島氏に関しては、中島氏が理事長に復帰した令和2年11月20日当時、平成22年10月24日に刑の執行が終わり、令和2年10月24日を以ってそれから10年が経過しているため、私立学校法第38条第8項第1号には該当せず、また、精神の機能の障害を窺わせる事情は認められないため、私立学校法第38条8項2号にも該当しない。

したがって、その当時、中島氏の理事長復帰に関し、法的制約はなかった。

## 2 評議員

評議員は、私立学校法上、役員とはされていない。同法44条は、評議員となるものにつき、以下のように定めている。

同条1項1号 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

2号 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

3号 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

同条2項 前項第1号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

このほか、評議員の欠格事由に関する法令上の定めは存在しない。

したがって、中島氏が評議員に復帰した令和2年11月20日当時、中島氏の評議員復帰に関し、法的制約はなかった。

## 3 学長・教員

### (1) 学校教育法

学校教育法上の「学長」は「校長」に含まれ、「教授」等は「教員」に含まれるため（鈴木勲編著「逐条学校教育法」学陽書房〔2022年〕）、校長及び教員に係る欠格事項の定めである学校教育法第9条第1号は学長及び教授等にも適用される。

もっとも、すでに述べたように、中島氏に関しては、中島氏が理事長に復帰した令和2年11月20日当時、平成22年10月24日に刑の執行が終わり、令和2年10月24日を以てそれから10年が経過しているため、学校教育法第9条第1号に該当しない。

### (2) 私立学校法

私立学校法には学長・教授等の欠格事由について定めはない。

なお、本法人は、東京福祉大学学長等選考規程を定めているが、これにも学長の欠格事由について定めはない。

### (3) 小括

したがって、中島氏が学長に復帰した令和2年11月20日当時、中島氏の学長及び教員への復帰に関し、法的制約はなかった。

なお、私立学校法、学校教育法のいずれにも事務職員に関する欠格事由の定めはなく、中島氏の事務職員（事務総長、事務局長その他事務職員）への復帰については法的制約は認められなかった

#### 4 結論

中島氏は令和2年に理事長、理事、評議員及び学長に就任しているが、私立学校法第8項1号及び2号のいずれにも該当しないし、学校教育法第9条にも該当しないため、法的規制に抵触するものではない。

#### 第2 平成20年公表に反して中島氏が本法人等に復帰する合理性

##### 1 中島氏の本法人等への関与から

(1) 平成20年公表は、中島氏に本法人等の権限が一極集中した弊害を省みて、その弊害を除去するとし、私立大学としての役割を果たすべき諸策を表明した（同年7月30日付け報告書も同趣旨。）。中島氏の本法人等への関与の拒絶は本法人等の私立大学としての健全化のための目的の一つであった。

この平成20年公表において明言された諸策の観点から見て、中島氏の本法人等への復帰が学生及びその保護者、教職員ほかの関係者、そして社会の理解を得るとともに、本法人等の適正な運営に資し、本大学が大学として健全に発展し機能して来たというのであれば、その限りにおいて中島氏の関与を認めることも一理あるところである。

しかし、中島氏の関与は、平成20年公表の目的とした諸策を達成するために寄与したであろうか。

##### (2) 中島氏の収監中から仮釈放直後の本法人等の動き

ア 一部理事・一部教職員は収監中の中島氏と書簡・面会により連絡を取り合っていた。その目的は、同氏の仮釈放に向けたものであるばかりでなく、本法人等の運営のための中島氏の意向・見解を確認するためであった。しかし、この本法人等の動きは、中島氏の本法人等への関与が本法人等の健全な運営に資するか否かの状況を見極めた上でのことであったという資料も見当たらず、かつ次のような出来事を考慮すると、平成20年公表に沿ったものであつたとは到底認められず、一部理事、教職員が収監中の中島氏の意向をうかがう行為は本法人等のガバナンスそのものを破壊しかねないものであった。

イ すでに第6章において詳述しているように、中島氏の仮釈放直前に、月額給与500万円とする事務総長職を用意し、同氏の仮釈放前の平成22年6月28日、中島範理事長（中島氏の実母）名のもと辞令が発せられていた。この事務総長職は、これまでにない役職であり、その職務内容も不明であり、給与も極めて高額であり、本法人等にとって重要な人事異動であることからすれば、評議員会の意見を聴し、理事会の決議を経る必要があった。平成22年7月30日には中島氏は事務局長にも就任している。中島氏のこのような本法人等への復帰についてはマスコミに取り上げられ世間に知られることとなった。この人事異動を知った文科省からも強い指導を受ける等した。そのため、中島氏は本法人等を退任することとなつた。

##### (3) 中島氏の事務総長・事務局長退任後

中島氏の前記事務総長職・事務局長職の退任とともに、そのころ、本法人は、中島氏が社員となっているサンシャイン図書に業務委託契約を締結し（本件業務委託）、月額報酬1000万円を支払う旨の契約を締結した。本件業務委託については、その契約書の成立経緯や契約の解除等、そして実際の業務内容については疑義のあるところであり、中島氏への利益供与が疑われる（第6章第1、4参照）。

#### (4) 特別指導料問題

第7章第3に詳しく触れられているが、本法人に納められるべき特別指導料350万円が、指導を受けた学生から中島氏に直接支払われていたという出来事である。中島氏は令和2年11月に理事長・学長復帰したので、理事長・学長復帰の適格性判断の事情としては事後的な出来事ということになるが、中島氏への特別指導料の支払いは当時の事務局長しか把握していなかったとされる。

平成20年公表では事務局長を中心とする組織体制を構築して本法人等の事務を組織的に支援できるように強化するとした。この特別指導料問題が平成20年公表の趣旨に反するものであることは明らかであり、理事長・学長である中島氏が事務局長を指示して本法人等を私物化した結果であると指摘されても致し方ない。この出来事は、ガバナンス、コンプライアンスの観点から極めて批判されなければならないことであった。法令遵守すべき筆頭である事務局長の責任は重く、このような事態を招いた中島氏の大学運営に対する適格性を疑わざるを得なかった。

#### (5) 学長の交代

令和2年に、中島氏がD学長から交代した経緯については第7章第1(1)で触れたとおりである。中島氏の意向に従って学長の交代が行われたことは明らかであり、学長選考規程を蔑ろにし、本法人等のガバナンスを侵害したものであり、到底、本法人等の設立・建学の精神にもとる行動がとられた。

#### (6) 理事長の交代

理事長の交代も然りである。理事会、評議員会自体の機能不全、形骸化した状況下にあって、中島氏ありきの理事長就任であった（理事会・評議員会の機能不全については第6章第2、4等で触れた。）。

#### (7) 同窓会関係訴訟件

同窓会に関しては、元同窓会会长らが地位確認の訴訟を提起し、本法人と同窓会理事を被告として2億円の不当利得返還訴訟を提起した。これは、同窓会の会長が本法人の要請した2億円の寄付に応じなかったことから、同会長を排除し、中島氏と当時のC事務局長が中心となって同窓会の理事を決める等し、2億円の寄付を実行させたというものである（裁判表No.10、10の2、No.15、16）。この裁判は、中島氏とその側近職員が違法に同窓会の資金を取得したものであり、ガバナンス以前の出来事である。

以上のとおり、中島氏の復帰前後の出来事に鑑みれば、本法人は、中島氏の復帰について真摯に適格性を検討することもないままであった。しかも、中島氏の復帰後の出来事を見れば、平成20年公表の目的とし

た本法人等の健全な運営に資するものだったと言える状況にはなかったのである。

中島氏復帰の合理的な理由・事情は見つからない。

## 2 平成20年公表後の中島氏と一部理事・教職員の関係

事情聴取等の調査の結果、出てきたキーワードは「創立者」であった。一部理事・教職員は、中島氏を「創立者」と表現し、かつ、本大学の存続には欠かせない必要な人物であるとして、本法人等への関与を肯定していた。その必要性の理由は、「創立者」の存在自体に価値を求めるとともに、本大学の建学の精神、使命を達成するため、教職員の育成のため中島氏の教育に関する知識経験を生かす必要があるということが主なものであった。他方、教職員へのアンケート調査では中島氏の意向に逆らうことによる中島氏（側近教職員）による報復人事への不安や不信が見られた。また、事情聴取等から、一部理事・教職員の中には、中島氏が「創立者」であることを信奉し、さらに、これまで中島氏から受けた恩義を感じ、中島氏の本法人等を支配する状況を是とし、中島氏の経営に依拠しようとする意識も垣間見られた。このような一部理事・教職員の意識を背景に、中島氏自身も「創立者」であることもあって、本法人等をその手で運営・支配しようとする強い意図を有し、一部理事・教職員を利用し実際に本法人等の経営に関与して来たのである。このように中島氏と一部理事・教職員の意図が合致した結果として、これまで本法人等の運営が行われてきたと言える。

## 第3 結論

中島氏は、同氏に従う一部理事・一部教職員を背景として前記のとおり法令遵守を怠るような行動をとり、かつ、ガバナンスすら自分の意のままとし、極端な言い方をすれば本法人等を私物化しようとしていたとしか考えられない。このような事態は、強制わいせつ等刑事事件第一審判決が「時に組織を利用してまで、犯行の隠ぺいを図っており、・・・」と認定し、同窓会の2億円の不当利得返還訴訟において令和5年12月15日判決が「被告理事ら9名の本件寄付という不法行為は、C事務局長及び中島を中心とする被告法人と、主観的、客観的に関連共同して行われたべきである。」と認定したことを思い起こさせる。

本法人等内においては、中島氏の収監中から、中島氏による権限の一極集中体制による弊害を省みることなく、平成20年公表を前提とする中島氏の本法人等の運営への関与の適否を判別することもないままに関与させ、仮釈放後は、中島氏を事務総長・事務局長に復帰させ、マスコミの批判、文科省の強い指導により、平成22年10月には改めて「関与させない旨」をホームページに公表するものの、令和2年には旧態依然として中島氏を理事長・学長に復帰させ、それまでの間においても、様々な形をとって経営に関与させていたのである。

また、昨今、性犯罪歴を有する者が教育現場にいることについては、法的に問題が無くても許されないとするのが社会通念上の共通認識となってきている。特に中島氏の事件は被害者が本法人、学校の関係者であった。

中島氏復帰当時の文科省告示である「大学法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」において「学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること」と定められていることに照らしても、学校法人、学校関係者に対する性的犯罪に及んだ中島氏が「社会的信望を有する」と社会的に認められるとは言い難い。

以上のように、中島氏の本法人等への復帰により平成20年公表以前の状況に戻ったのではないかと考えざるを得ない事例が多数発生している(端的な例が学長・理事長の交代であり、特別指導料問題であり、同窓会に関する紛争である。)。このような状況からすれば、「中島氏の本法人等への復帰を認めない」という平成20年公表に反してまで、中島氏の本法人への関与・復帰を認める合理的な理由は見つからない。

## 第1章 提言

これまでの事実関係の確認、検証・評価の結果として、以下のとおり、提言する。

### 第1 平成20年公表等の本大学ホームページへの継続掲載

本法人では、平成20年、中島氏の理事長等への復帰を認めず中島氏に本法人の経営・教育へ関与させないという平成20年公表を行い、それ以降、同じ趣旨の平成22年公表及び平成27年公表を行なっている。

しかし、これらの公表は、いずれも、掲載から一定期間が経過した後に本大学のホームページから削除されてしまっている。

すでに述べたように、これらの公表は、本法人が平成20年公表の立場を猶も維持していることを社会に対して明らかにする役割を持つとともに、本法人等の拠って立つところを示したものであり、本法人等のステークホルダーともいべき受験生、在学生、及びその保護者、そして卒業生はもとより、本法人等に勤務する教職員に対しての重要なメッセージである。これらの人々が学校法人である本法人の立場を確認しようとした場合には、いつでもこれを確認できるようにしておくことが合目的的であって、掲載から一定期間が経過したという理由で削除するのではなく、本大学がホームページを開設している限り掲載し、発信し続けるべきである。また、そうすることにより、本法人が教育機関であることのコンプライアンス態勢の確保、ガバナンスの確保そして自浄機能の育成に資することができるのであり、本法人等がなし崩し的に平成20年公表を変更してきた状況を阻止、改善し、健全な学校法人として成長していく役割も期待できる。

このため、改めて平成20年公表、平成22年公表及び平成27年公表を本大学のホームページに掲載し、その掲載を継続するべきである。

## 第2 教学分離の徹底

### 1 教育研究評議会の権限強化

教育研究評議会は大学運営において重要な地位にあることは国立大学における設置・規定を見ても明らかであるにも関わらず、当時の理事長権限で立ちあげられたものの、大学機関別認定評価において設置経緯が不明であることを指摘されて初めて理事会決議がなされ、学則に規定されるとい

う状況であった。また、事情聴取等から、学長の交代時の引継ぎは全くなかったという事実が認められた。このように、本大学の運営が従前の理事長一極集中のまま、次項で触れるように、学長の選任も理事長の意のままでは、教学の独自性が図られることもなかったと指摘されても致し方ない。教育研究評議会の権限の強化を図るべきである。また、教育研究評議会の権限強化に当たっては、教授会のあり方についても検討をしなければならない。

## 2 学長選考手続の検討

教学分離の徹底の一つは、学長選任規程の改訂の検討である。現在の規程は、理事長が学長候補者選考委員会を設置し、学長候補者の選考について委員会に諮問することになっているが、委員会の委員は理事長の指名であり、委員会は、学長候補者2名以上を選考し、理事長に推薦する手続となっている（学長等選考規程）。この規定の在り方は、理事長の采配で恣意的に学長を選任することができるというものである。教育研究評議会は、教学のトップの選考について結果報告を受けるだけの存在では、到底、教学分離がなされているとは言えない。本法人の業務執行のトップが理事長であるとは言え、学長が大学運営の責任者である以上、教育研究評議会に一定の権限を付与するとともに同評議会の客観性を担保すべく教授会の関与や、外部識者が選考委員会に加わることも検討すべきである。

学長の交代時の引継ぎがなかったことの背景には、このような理事長の意のままになる学長選任手続が大きく影響していたと考えざるを得ない。

## 第3 理事会の改革

### 1 内部理事が適正に職務を執行できる体制の確保

現在の理事会構成をみると、外部理事以外は本法人等の教職員である。この教職員理事が理事としての職務を適正に履行するような体制を構築しなければならない。すなわち、教職員理事が理事長の業務執行に対して迎合せずに反対、異議、賛成等の適正な意見・発言が確保されなければならない。そのためには、当該教職員理事に対する報復人事が起きない体制の構築が必要となる。

外部理事の確保、監事による監査、内部通報制度と同調査の発動も関係してくるところである。

### 2 十分かつ適格な外部理事の確保

#### (1) 員数

寄附行為により理事は9名とされている（寄附行為第6条）が、令和5年5月8日に公布され令和7年4月1日から一部の規定を除き施行される私立学校法（以下「改正私立学校法」という。）では、第146条1項により、本法人は外部理事を少なくとも2名確保しなければならないとされている。

この点、平成20年公表は、外部理事を5名とすることにより本法人等の運営の適正化を図ろうとした。しかし、平成20年公表後令和2年

12月頃までは結局は概ね2～3名（別表6 理事交代履歴）であり、中島氏が理事長に復帰した後の令和2年12月頃から5名となっている。

しかし、改正私立学校法における2名という外部理事の員数は、あくまで最低の員数である。改正私立学校法では、外部理事の定義として「その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人職員…及び子法人に使用される者のいざれでもない者」（同法第31条第4項第2号）と定められているが、これに該当するとしても、各外部理事の外部性には濃淡があり得るのであって、中島氏と個人的な繋がりがあるために実質的には外部性が乏しい理事も存在しうる。このため、外部理事の選任時にその実質的な外部性について厳格に検証すべきことは勿論のこと、理事会の理事長に対する掣肘力を強化するという観点からは外部理事の員数を増加することも検討に値する。

事情聴取等によれば、外部理事5名による「のつとり」を恐れる発言が見られた。この発言は本法人をいわば食い物にするような勢力からの防御という観点からすれば一つの理由にはなるが、本法人等の運営の現況をみれば、中島氏による権限の集中の排除が課題であり、中島氏の私物化が問われているのである。このような本法人等の現状を理解すれば、外部理事5名という員数は多すぎるとはいえない。

本法人は、適格者が見つからないと弁明するのであろうが、理事の員数自体に欠員が生じる中、有力な外部理事を招聘する改善策・招聘条件を、どのように検討し実行したのであろうか。そもそも、外部理事という存在の重要性をどのように認識していたか疑義のあるところであり、今後の重要な検討課題である。

## (2) 外部理事としての適格性

すでに述べたように、外部理事については、改正私立学校法上の定義に該当するとしても、各外部理事の外部性には濃淡があり得るのであって、中島氏と個人的な繋がりがあるために実質的には外部性が乏しい理事も存在しうる。

このため、外部理事の選任時にその実質的な外部性について厳格に検証すべきである。具体的には、外部理事の選任基準を外部理事選任規程として明確にすべく理事会にて決議し、これまでに中島氏と一定程度以上の接触があり不適格とされる者を排除し、本大学や関連専門学校の教職員経験者及び卒業生の中から理事としての適格者を選任できるようにする等、改正私立学校法上の定義よりも厳格な基準を採用することも検討に値する。この適格性は、評議員会についても同様のことが言える。

なお、本第三者委員会の元現理事への書面による問い合わせ回答の中には、外部理事が早くやめたいと他の外部理事に話をしていたというものもあった。これは、本法人・本大学の運営が外部理事にとって再建への熱意を欠くような状況にあったこと、必ずしも外部理事として適格ではない人物を選任していたことを示唆している。

## 3 理事会運営方法の改善

### (1) 理事らが審議事項を検討する時間の確保

本法人では、理事らを理事会へ招集するにあたり、原則として、①法

人事務課から2週間前～10日前までに議題を含めた招集通知を理事に郵便で送付し、②法人事務課から前日までに説明資料及びシナリオを理事長、副理事長、内部理事及びその他の事務局担当者（事務局長、事務局長補佐、総務課長及び法務室）へメールで送付し、③当日に内部理事及び外部理事へ説明資料を紙媒体で配布する、という手順が踏まれている。

しかし、これまででは、理事に送付される招集通知の議題は、「学校法人運営調査委員による運営調査について」や「短期大学部募集停止について」等といった簡素かつ抽象的なものにとどまっていたことから、外部理事らが当該理事会の具体的な報告事項及び審議事項を知るのは、当日に説明資料を紙媒体で配布された時点であったため、外部理事らは、理事会の報告事項及び審議事項につき、事前検討をすることができず、理事会での突っ込んだ議論が妨げられ、表層的な検討に流れやすい状況があった。

今後は、理事に招集通知を送付する際に、簡素かつ抽象的な議題のみを送付するにとどまらず、具体的な説明資料を合わせて送付することを理事会運営規程に明記する等し、厳守すべきである。同様のことは評議員会についても検討すべきである。

#### (2) 理事会において審議すべき事項に漏れがないかの監事監査

本法人では、理事会において審議すべき事項について、理事会運営規程に定めが置かれているが（同規程第8条）、同規程の施行後においても、中島氏による本法人の経営・教育への関与を疑わせる事案といった、本来であれば審議事項とすべきものが審議事項とされていない状況が散見される。

このため、今後は、監事が監事監査を行うにあたっては、理事会において審議すべき事項に漏れがないかについて、重点的な監査を行うべきである。

#### (3) 審議事項についての継続的なモニタリング

本法人では、理事会において審議すべき事項について、一度は審議事項とされながら、その帰趨を理事会において十分にモニタリングしていない事例が見受けられた。

このため、今後は、監事が監事監査を行うにあたって、理事会において審議すべき事項の帰趨が理事会においてモニタリングできているか重点に監査を行ったり、理事会自身が各事業年度末にセルフチェックすべきことを理事会運営規程に定めたりする等、理事会に審議事項の帰趨を十分にモニタリングさせる仕組みを構築すべきである。

## 第4 評議員会

評議員会を単なる理事長の諮問機関とせず、役員に対する監視・抑制機能を充実させなければならない。学長の選考、利益相反する取引等、理事長の権限行使にかかる事項について、評議員会の議決を要する決議事項とすることを検討するべきである。

なお、理事会についても述べているように、説明資料の当日配布はあつ

てはならない。

## 第5 教職員の健全育成

### 1 教職員の育成強化

本法人から文科省への回答の中には、中島氏が所管行政庁への許認可申請等手続について知識・経験があるとの弁明も見られた（資料34）。

しかし、こういった手続への対応は法令を調査し所管行政庁の指導を受けつつ法令に定められた手續を順々と進めるしかないこと、そのための人材を育成することが組織体の経営の根幹であることを考えると、本法人等はこれを怠り、その代わりに中島氏に依存してしまったと言わざるを得ない。

また、中島氏への依存の要因の一つに、教職員の中に「創立者」「報復人事」「恩」「本法人は中島家の持ち物である」「中島氏に拾ってもらつた」という観念があったと思われる（事情聴取等、教職員アンケート結果）が、このような「情」ともいえる要素が人事の公平性、透明性を阻害することがあつてはならない。

すでに述べたように、伊勢崎キャンパスの敷地は伊勢崎市から無償提供を受けたものであるし、本法人は、令和元年度以降、経常費補助金の交付を受けられていないが、それ以前は、自ら辞退をした平成20年度を除き、毎年交付を受けてきたのであるから、法人の財政的基礎は、中島氏の資金だけではなく、公的な資金からも構成されている。また、私立学校法上、学校法人には株式会社における株主のような持分権は存在せず、寄附行為を行った者とはいえ学校法人に持分権を有しておらず、「本法人は中島家の持ち物である」との意識を裏付ける法的根拠もない。

したがって、今後、教職員に対し、こういった点につき研修を十分に行い、中島氏に対する過剰な「情」を払拭し、教職員の育成を強化する必要がある。

### 2 コンプライアンス教育の必要性

ガバナンスの構築以前の基本的なコンプライアンス教育が必要である。本法人は私立学校法に基づき設置を認められた学校法人であつて、公的な資金も注入されている。この観点を忘れた運営は許されず、大学運営に携わる教職員には認識してもらわなければならない。

例えば、中島氏の要請により本法人の有する金銭を無断で中島氏の口座に振り込むというような行動は言語道断であり、刑法にも抵触するおそれがあり、社会的にも許容されないことを、社会人として当然に認識してもらわなければならない。

### 3 一部教職員の処遇と教職員間の信頼の回復

教職員のアンケート調査では、中島氏の指示を受けて来た「側近」教職員について調査してもらいたい、中島氏による支配を助けて来た「側近の教職員」を一掃すべきである、という回答があった。

また、中島氏との接触があった場合、報告できるかという問い合わせに対して

14. 4%ができないと回答し、その中には「報復人事」を理由とする回や、本第三者委員会と中島氏やその周辺（いわゆる側近）との関係性がないとは信じきれないという回答があった。

これらの回答からすると、「側近」と言われる一部教職員の処遇と、教職員間の信頼関係の調整を含めた教職員人事を検討し、必要であるならば人事異動の実施をしなければならない。

例えば、少なくとも、平成20年公表があったにもかかわらず中島氏が仮釈放後直ちに本法人に関与することを前提として中島氏の収監先等へ提出された陳述書や嘆願書に名を連ねた当時の理事らや、令和2年11月の中島氏の理事長復帰を承認した理事らについては、本法人の理事、評議員及び管理職並びに本学等の学長、副学長、学部長及び管理職に就く適格性があるのか、改めて検討が必要である。

#### 4 懲戒手続

本法人において令和6年4月5日施行された教職員の就業規則では、中島氏に対し職務上の秘密を漏らすこと、就業中に中島氏と私用面会・私用電話をすることが禁止され、そのおそれがある情報を知ったときは直ちに所属長に報告しなければないとされ、教職員がこれらに違反したときは懲戒処分の対象となる。

しかし、同就業規則の施行後も、特別指導料の問題をはじめ、教職員及び事務職員の中には就業規則違反行為をなした者が認められ、本法人の内部監査室がその事実を把握しているものの、未だ懲戒処分はなされていない事例が存在する。中島氏の「側近」であることを理由に処分をしないという対応はあってはならない。他の教職員のコンプライアンス意識を高めるという面からも、今後速やかに、懲戒処分等、適正な処遇を検討しなければならない。

#### 5 人事異動と職務の引継ぎ

同一職員が同一業務に長期間携わった弊害の顕著な例は業務上横領であるが、専ら同一職員に委ねている部署があるのであれば、人事異動を速やかに行うことを検討すべきである。専門的であるという理由から、人事を固定させるべきではない。これは、職員育成に關係することである。

#### 6 人事評定

教職員アンケートでは「側近」の存在が指摘されている。これは、他の教職員からは、「側近」が他の教職員と異なった人事評定を受けていると思われているということである。人事の平等性、公平性、透明性の観点から、人事評定の在り方を検証し、見直すべきである。

### 第6 監査機能の強化

#### 1 監事

監事は、法人の業務、財産の状況、理事の職務執行状況を監査する等重要な職責を負っている。

しかし、これまでの監事監査報告書を検討すると、その機能不全を指摘せざるを得ない。中島氏の仮釈放後の事務総長・事務局長職の辞令、月額500万円の支給、サンシャイン図書等へのコンサルタント業務委託や練馬総合資材等への清掃業務委託とその多額の報酬支払等の監査がその例である。これらの事項は、コンプライアンスの観点からも強く検証されなければならなかつた（当時の独立監査人の指摘事項）。しかし、面談に応じた理事は「問題無し」としたのであった。月額500万円もの支給がどのような役職を評価してのものなのか、どのような手続を経て決定されたものなのか、サンシャイン図書との間の6000万円もの報酬と役務の対価性等、当時の監事は、独立監査人から受けた指摘に対して、その是非をどのように監査したのであろうか。また、特別指導料の問題も然りである。

（資料84）。文科省の指摘を受け、令和5年9月6日に中島氏から本法人人口座宛に350万円が入金され、一旦は全額返金がなされている。

監事の役割についても疑義を抱かざるを得ない。

一般的な監査とせずに、特定の監査事項を決め、その範囲の監事監査を実施する等検討すべきである。

## 2 独立監査人による監査

独立監査人の監査報告書は、その監査の範囲・義務をいろいろと記載しているが、監査計画はどのようなものだったのか、監査調書の資料が認められず、検証の仕様がない。

例えば、平成22年のことにはなるが、中島氏に対する事務総長職に対する給与の根拠となる資料の監査は、どのようになされたのであろうか知りたいところである。今後、独立監査人の監査の意見表明にも注視し、対応しなければならない。

## 3 本法人内の内部監査の確立

### （1）内部監査室の職務

本法人には、現在、内部監査室が設置されている。この監査室は理事長直結となっている。その職務は、①内部監査の企画立案及び実施に関する事務、②内部法監査業務に関する事務、③公益通報の受付及び公益通報者の保護等に関する事務、となっている。

### （2）中島氏への特別指導料相当額の支払い

中島氏への特別指導料相当額の支払経過と本法人の対応については、第7章「中島氏の本法人理事長・学長復帰から本第三者委員会設置まで」に詳しく報告されているが、当時の理事長は、結局、その支払いを認め、監事、内部監査室に対して口頭で当該事案が解決した旨の報告をしたという。

このような理事長の判断は内部監査室の機能を阻害する行為でしかなく、極めて疑義のあるところである。内部監査室の機能確保のためには、理事長に直結していることの是非、監事との連携、法務室との連携等の検討の必要性が浮かび上がったと言える。

### （3）内部通報制度の確立と実効性の確保

内部監査室は公益通報を受け付けることを建前としている。しかし、通報者にとっては、通報の対象となるか否か等判別できない場合もあり得る。匿名・顕名の扱いその他、通報者に利用しやすい手続であることが重要である。通報者保護のために、通報窓口を外部の弁護士に依頼することも検討すべきである。また、当該調査にあたっては、通報者の保護と得た情報の適正な処理のためには、守秘義務を職務上負っている弁護士と協働することも検討されなければならない。記録が管理保存されることは当然である。

#### 4 法務室

法務室には組織内弁護士が常駐している。法務室の組織内弁護士に期待されるのは、理事のほか、内部監査室・監事、そして教職員に対する法的助言であるが、内部通報制度においても、どのような関与が可能か検討すべきである。

#### 第7 中島氏が関係する法人との取引の整理

すでに述べたように、本法人では、サンシャイン図書等や練馬総合資材等のダミー会社を介して実質に中島氏の雇用を継続し、あるいは利益供与していたことが疑われる。このほかにも同様の取引があった可能性は否定できない。

このため、監事及び内部監査室において改めて本法人と取引のある相手方を網羅的に精査し、中島氏が関係する法人がないか、そういった法人を介して中島氏に利益供与しているといった実態がないか、検証するべきである。仮にそのような実態が明らかになった場合は、当然のことながら、当該取引を中止し、直ちに文科省へ報告すべきである。なお、系列とされる学校法人サンシャイン学園等についても同様の観点から検証をすべきである。

#### 第8 名古屋キャンパスにおけるたちばな学園との兼任関係の解消

事情聴取等によれば、本大学名古屋キャンパスの入学課の事務職員は中島氏が理事長を務める学校法人たちばな学園の入学課の事務職員を兼任しており、このため、令和6年5月上旬頃までは中島氏が本大学名古屋キャンパスを訪れ、事務職員と面談することもあり、同年7月頃まではたちばな学園の学生募集に関する電話連絡もあった、とのことである。

このような面談や電話連絡は本大学とたちばな学園の間で事務職員の兼任関係がある以上、避けることができないものであるが、そもそも平成20年公表では、この兼任関係について明確に分離することを明示していたのである。本大学及びたちばな学園双方の人手不足という問題はあるようであるが、今後は、それぞれで必要人員を確保する等し、この兼任関係を解消すべきである。

#### 第9 就業規則における「創立者」に関する規定

就業規則第40条の2は、「創立者との連絡に関する報告」として、以

下のとおり定めている。

- (1) 職員は、創立者との関係で、第40条第1項(4)又は(8)に違反し又は違反するおそれのある情報を知ったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- (2) 所属長は、前項に規定する報告を受けたときは、直ちに面会の中止要請等の必要な措置を講じ、理事長に報告しなればならない。
- (3) 職員は、第1項の報告に代えて、理事長又は内部監査室へ報告することができる。
- (4) 前項により内部監査室が報告を受けた場合の対応は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」による。

この規定は、平成20年公表を意識し、同公表後これまでの本法人等と中島氏との関係を反省し、本法人等の名誉と職場の秩序維持を目的としたものであるが、その射程範囲（職務上の秘密とは何か、私用と公用の区別等）は必ずしも明瞭ではない。また、就業規則は閲覧のための備え置きされているにすぎない。したがって、教職員が規定の趣旨を理解していることが必要であり、そのためには、本法人等において平成20年公表の趣旨を周知徹底させるべく、その説明する機会を持ち、かつ、本法人のトップである理事長自ら改めて中島氏との決別について明確に意思表明をした上、指導研修を行うことが重要である。

## 第10 ガバナンス・コードの検討

本第三者委員会が入手している本法人の「ガバナンス・コード第1版」（平成3年度）には、「中島恒雄（現本学総長）」に触れた中島氏礼賛ともいえる記述が多数の部分を占め、かつ、理事長・学長を同一人物が兼務する体制に関する等の記載がある。これらの記述は、平成20年公表に抵触するばかりでなく、就業規則第40条の2にも抵触すると言わざるを得ない。しかも、ガバナンスとの関係も不明である。

直ちに、改定を検討すべきである。

## 第11 校歌

本大学の入学式・卒業式では、時期にとって何番まで歌うのかという違いはあったようであるが、全体としてみれば、中島氏の氏名が歌詞に入っている等、中島氏との関係を連想させる校歌が歌われてきたとのことである。

校歌そのものを必ずしも否定するわけではないが、事情聴取等では「創立者だから」という点に言及する例が見受けられた。「創立者」の支配、影響に対する防止を検討するのであれば、校歌の使用方法については、歌詞を改める等の検討を要する。

## 第12 理事長・学長室の改裝

本大学伊勢崎キャンパス及び本大学池袋キャンパス内にあった「総長室」は、「総長室」として使われているわけではないが、現在も中島氏在任時と殆どそのままの状態で現存している。

現在、理事会等の限られた用途でのみ使用されているようであるものの、内装が趣向を凝らしたものとなっていて中島氏の権力のシンボルのように見えることや、改裝することで教職員そして中島氏自身に対しても現在の本法人に中島氏の居場所がないと伝える効果が見込まれることに鑑みれば、改裝すべきある。「総長室」には中島氏の私物が今も若干残されているが、改裝に併せてこれらを全て中島氏に引き渡せば、今後、中島氏が私物を探すためにキャンパスへ訪問することを予防することができる。改裝は、ガバナンス・コード及び就業規則の改正にも沿うものである。

### 第13 総括

以上に掲げたほかに多数の検討事項が今後の調査により認められるのではないかと推察する。しかし、本報告書では日程の関係もあり、ここまでとする。

光明も認められた。中島氏に対して違法と思える特別指導料相当額の支払いについて、財務課、内部監査室が機能し、監事が動き返還させたことである。この特別指導料相当額の支払いから返還に至る経緯は、本第三者委員会が設置された目的の核心に触れるものと言わざるを得ない。本法人の改革は未だ途上である。本第三者委員会としては、理事、評議員、監事、独立監査人そして教職員、その他関係者が「大学の使命、建学の精神」を真摯に受け止め、本法人等の改革に邁進することを切に期待する。

以上

## 別 紙

- 1-1 組織図
- 2 組織図
- 3 組織図
- 4 組織図
- 2-1 教員・職員に対するアンケート用紙
- 2 質問状用紙
  - (理事、監事に対し共通の質問をしているため、理事質問状のみを別紙とする。)

## 別 表

- 1 時系列表(文科省とのやりとりを含む。)
- 2 経常費補助金交付(減額・不交付)経緯
- 3 第三者委員会活動履歴
- 4 中島氏の履歴
- 5-1 本法人の資産の総額
- 2 貸借対照表(決算ごとの推移)
- 3 資金収支計算書
- 6 理事交替履歴
- 7 学長表
- 8 裁判表
- 9 東京福祉大学の沿革
- 10 入学者数推移表
- 11 事務職所属長人事変遷

## 資料目録

本調査において収集し扱った資料は膨大であるため、以下に主な資料を記載することとし、特に重要と判断した資料は別冊とした。なお、別冊に加えた資料の資料番号は太字とした。

- 資料 1 第三者委員会設置要領  
2 誓約書  
3 合同調査委員会平成20年5月29日付  
「前理事長・学長の事件に係る学校法人の調査結果について」  
4 平成20年5月29日付  
「本学校法人の今後の運営管理体制について」  
5 平成20年6月27日付  
「前理事長・学長の事件に係る本法人の調査結果（概要）及び  
本法人の今後の管理運営について」  
6 平成20年7月30日付  
「東京福祉大学大学・専門学校の学生募集に関わる調査委員  
会」報告書  
7-1 第一審刑事事件判決書  
-2 控訴審判決書  
-3 事実取調請求書  
8-1-1 平成22年6月28日付事務総長職辞令書面  
-1-2 給与辞令書面  
-2 7月29日付FAX文書  
-3 同上 FAX文書添付の加筆修正された辞令書面  
9 平成21年12月3日付将来構想検討委員会議事録  
10 本法人法務室担当職員メモ（平成22年7月27日付け）  
11-1 登記情報提供サービスによる現在事項証明（本学）  
-2 同学校法人サンシャイン学園  
-3 同学校法人たちばな学園  
12 登記簿謄本（平成15年から令和6年）  
（注）閉鎖登記簿謄本・履歴事項全部証明書を含む  
13 学校法人寄附行為認可申請書等書類  
14 民事事件判決書・和解調書等  
15 早期仮釈放に関する陳情書  
16 早期仮釈放許可に関する嘆願書  
17 仮釈放に関する上申書

- 1 8 監事監査報告書(平成14年度から令和5年度)  
1 9 独立監査人の監査報告書(平成14年度から令和5年度)  
2 0 平成23年5月17日付  
「東京福祉大学平成23年3月期面談時指摘事項」と題する書面  
2 1-1 平成22年度大学機関別認証評価報告書  
(23年3月財団法人高等教育評価機構)  
- 2 平成25年度再評価報告書  
(平成26年3月公益財団法人日本高等教育評価機構)  
- 3 平成29年度大学機関別認証評価報告書  
(平成30年3月公益財団法人日本高等教育評価機構)  
2 2-1 令和2年3月19日付  
令和元年度私立大学等補助金交付の取扱いについて(通知)日本私立学校振興・共済事業団  
- 2 令和2年8月31日付  
令和2年度私立大学等補助金交付の取扱いについて(通知)日本私立学校振興・共済事業団  
- 3 令和4年3月11日付令和3年度同通知  
- 4 令和5年3月8日付令和4年度同通知  
- 5 令和6年3月12日付令和5年度同通知  
2 3 東福大事発第2184号  
2 4-1 賃金台帳  
- 2 預金通帳抜粋  
- 3 給与振込データ  
2 5 コンサルタント業務契約書  
2 6 平成22年7月29日付け辞令  
2 7 平成22年分給与所得源泉徴収票  
2 8 週刊新潮平成22年7月29日号  
2 9 東福大事発第426号  
3 0 東福大事発第528号  
3 1 23文科高第863号  
3 2 閉鎖事項全部証明書  
3 3 コンサルタント業務従事月報  
3 4 平成24年度開設予定の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為(変更)の許可申請に関する学校法人分科会の意見回答について(10月20日)  
3 5 平成23年分の所得税の確定申告書B

- 3 6 平成23年5月30日付け契約解除合意書  
3 7 平成22年度貸借対照表  
3 8 平成23年6月30日付けコンサルタント業務契約書  
3 9 24年賃金台帳  
4 0 清掃業務委託契約書  
4 1 登記情報  
4 2 調査報告書  
4 3 横領事件についてのご報告  
4 4 横領事件についての内部監査結果についてのご報告  
4 5 東福大事発第1164号  
4 6 東福大事発第1075号  
4 7 東福大事発第1081号  
4 8 東福大事発第1167号  
4 9 東福大事発第2116号  
5 0 東福大事発第1763号  
5 1 東福大事発第1917号  
5 2 東福大事発第2142号  
5 3 東福大事発第2170号  
5 4 令和2年11月24日付  
私立学校法第63条第1項に基づく報告徴収について（報告）  
5 5 2高私参第9号  
5 6 令和3年1月12日付事務連絡  
5 7 令和3年3月3日付事務連絡  
5 8 2文科高第1156号  
5 9 東福大事発第2246号  
6 0 令和3年4月2日付（回答様式）  
6 1 3高私参第3号  
6 2 東福大事発第2278号  
6 3 東福大事発第2304号  
6 4 東福大事発第2330号  
6 5 「文部科学省へのお願いについて」  
6 6 東福大事発第2341号  
6 7 東福大事発第2348号  
6 8 東福大事発第2353号  
6 9 東福大事発第2366号  
7 0 東福大事発第2374号

- 7 1 東福大事発第2377号
- 7 2 令和4年2月16日付  
「中島総長が実践する教育の評価について」と題する文書
- 7 3 令和4年3月20日付  
「中島総長が実践する教育の評価について」と題する文書
- 7 4 「法務省出入国在留管理庁との協議のお願いについて」
- 7 5 東福大事発第2460号
- 7 6 東福大事発第2464号
- 7 7 東福大事発第2467号
- 7 8 4高私参第4号
- 7 9 東福大事発第2501号
- 8 0 東福大事発第2497号
- 8 1 東福大事発第2498号
- 8 2 東福大事発第2512号
- 8 3 東福大事発第2517号
- 8 4 5高私参第8号
- 8 5 令和5年9月7日付  
長倉理事長体制下における貴学校法人の管理運営の見直し方法  
及び特別指導料について
- 8 6 令和5年11月22日付  
長倉理事長体制下における貴学校法人の管理運営の見直し方法  
及び特別指導料について
- 8 7 令和6年6月28日理事会用資料「協議事項第1号議案 令和  
5年度実施の会計監査について」
- 8 8 FAX請求書
- 8 9 令和6年7月26日令和6年度第5回理事会議事録
- 9 0 本法人通帳
- 9 1 日本私立学校振興・共済事業団私立大学等経常費補助金取扱要  
領・私立大学等経常費補助金配分基準
- 9 2 東福大事発第2538号
- 9 3 令和5年3月23日付文科省宛「ご照会書」
- 9 4 東福大事発第2571号
- 9 5 東福大事発第2585号
- 9 6 令和5年7月14日付5文科高第573号裁決書
- 9 7 「長倉理事長体制下における貴学校法人の管理運営の見直し方  
策について」

- 9 8 東福大事発第2630号  
9 9 令和5年度第1回第2回理事会議事進行メモ  
100 理事会終了後の懇談  
101 令和5年12月8日付「中島氏の病状について（補足）」  
102 東福大事発第2670号  
103 東京福祉大学HP「本学の管理運営体制の改善策について  
【2024.1.19】」

(議事録等)

理事会議事録

(平成18年12月11日から令和6年6月28日)

評議員会議事録

(平成18年12月11日から令和6年5月31日)

教育研究評議会議事録

(平成20年7月3日から令和6年3月21日)

大学運営会議議事録及び関連書類

全体ミーティング報告書

(平成22年9月11日から同28年1月14日)

(本法人等規程)

学校法人寄附行為認可申請書類

本法人寄附行為

東京福祉大学学則

教育研究評議会規程

学位規程

学長等選考規程

文書取扱規則

就業規則

教職員退職金規程

ハラスメントの防止及び対策に関する規定

公益通報に関する調査委員会規程

公益通報者の保護等に関する規定

監事監査規程

名誉教授およびシニア教授に関する規定

平成 23 年 5 月 31 日付寄附行為変更認可申請書類  
及び関連書類  
同年 9 月 2 日付経営学部設置認可申請に係補正申請書  
類及び関連書類等外

## 令和 6 年 9 月 13 日付調査報告書（公表版）正誤表

第三者委員会

頁	行数	誤	正
6	29	二親等姻族	二親等姻族
14	14	平成 6 年	令和 6 年
15	10	過去間年間	過去 <u>一</u> 年間
16	38	介護福祉学科	介護福祉 <u>土</u> 学科
19	33	至る	至る。
20	27	った	った。
22	36	平成 4 年	平成 <u>19</u> 年
28	29	二親等姻族	一親等姻族
29	19	会義	會議
34	27	事務局長して	事務局長として
34	40	平成 22 年 7 月 10	平成 22 年 7 月 10 日
37	29	本法人から	本法人が
38	11	3825 万円	3825 万円の給与
41	17	4 月設立	4 月 <u>1</u> 日設立
44	39	退任	退会
45	27	強めよう本法人と	強めようと本法人が
47	29	見学	建学
48	14	株主会社	株式会社
48	27	こと受けた	ことを受けた
52	14	浮彫り	浮き彫り
53	22	理由として	理由とした
54	19	その原因について	その原因について
55	21	させていたのと推測	させていたと推測
56	22	教職員又は事務職員	教職員
56	27	反しているは	反しているとは
57	12	議題	議案

63	18	現在も今後	現在も <u>今後も</u>
66	4	疑問が呈する	疑問 <u>を</u> 呈する
68	30	意向従って	意向 <u>に</u> 従って
77	25	商号変更の取締役	商号変更) <u>の</u> 取締役
82	4	任の所在	<u>責任</u> の所在
82	40	あること推察	あること <u>が</u> 推察
86	7	無くなかった	無 <u>か</u> った
100	38	旧態全	旧態 <u>依然</u>
105	22	株主会社	株式会社

※なお、上記正誤表は、令和6年9月13日付調査報告書におけるもので、公表版では既に修正済みである。